
平成 2 5 年 第2回定例会

上富良野町議会会議録

開会 平成 2 5 年 6 月 1 8 日

閉会 平成 2 5 年 6 月 1 9 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（6月18日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	4
○日程第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件	5
○日程第 6 報告第 3号 平成24年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	9
○日程第 7 報告第 4号 法人の経営状況報告の件	9
○日程第 8 町の一般行政について質問	17
3番 村 上 和 子 君	17
1 認知症に対する介護認定の見直しと認知症サポーター養成や認知症についての正しい理解を	
2 妊娠時に発行する母子健康手帳の町独自の工夫を	
3 東中中学校の閉校後の活用は、若者が多目的に職業を問わず男女の交流などができる出会いの場にしては	
4 就学援助制度の給付内容と金額支給内容との見直しの考えは	
5番 金 子 益 三 君	24
1 町内公共施設の省エネルギー対策について	
2 十勝岳地域の観光振興について	
4番 米 沢 義 英 君	32
1 子どもの医療費について	
2 福祉灯油について	
3 観光行政について	
4 町立病院の運営について	
5 公共施設の使用料について	
6 トイレの改修について	
8番 谷 忠 君	40
1 建設・土木業の作業員を対象にした退職金制度について	
2 町の経営の視点に立ったシンクタンクと自治体の使命度について	
○散 会 宣 告	47

目 次

第 2 号 (6月19日)

○議 事 日 程	4 9
○出 席 議 員	4 9
○欠 席 議 員	4 9
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	4 9
○議会事務局出席職員	5 0
○開 議 宣 告	5 1
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 1
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 1
1 番 佐 川 典 子 君	5 1
1 風疹予防接種の無料化について	
2 郷土学習の資料に自衛隊の記述がないことについて	
9 番 岩 崎 治 男 君	5 7
1 農業所得に対する町長の考え方を伺う	
○日程第 3 議案第 1 号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算 (第4号)	6 1
○日程第 4 議案第 2 号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)	6 7
○日程第 5 議案第 3 号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)	6 8
○日程第 6 議案第 4 号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第1号)	6 9
○日程第 7 議案第 5 号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第1号)	7 0
○日程第 8 議案第 6 号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	7 0
○日程第 9 議案第 7 号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第1号)	7 1
○日程第10 議案第 8 号 上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条令	7 2
○日程第11 議案第 9 号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	7 8
○日程第12 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について	7 8
○日程第13 議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	7 8
○日程第14 議案第12号 上富良野町公共下水道根幹の施設の建設工事委託に関する協定締結の件	7 9
○日程第15 議案第13号 上富良野小学校改築工事 (仮設校舎建設工事及び校舎解体工事) 請負契約変更の件	8 0
○日程第16 議案第14号 上富良野小学校改築工事 (建築主体工事) 請負契約締結の件	8 1
○日程第17 議案第15号 上富良野小学校改築工事 (衛生設備工事) 請負契約締結の件	8 1
○日程第18 議案第16号 上富良野小学校改築工事 (地中熱設備及び空調設備工事) 請負契約締結の件	8 1
○日程第19 議案第17号 上富良野小学校改築工事 (電気設備工事) 請負契約締結の件	8 1
○日程第20 議案第18号 畜産担い手育成総合整備事業 (再編整備事業) 委託契約締結の件	8 4
○日程第21 議案第19号 財産の取得及び処分の件 (畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設)	8 4
○日程第22 議案第20号 財産取得の件 (ロータリ除雪車)	8 5
○日程第23 議案第21号 財産取得の件 (教務用コンピュータ)	8 6
○日程第24 発議案第1号 議員派遣の件	8 6

○日程第25	発議案第2号	不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見の件	87
○日程第26	発議案第3号	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見の件	88
○日程第27	発議案第4号	季節労働者対策強化を求める意見の件	89
○日程第28	閉会中の継続調査申出の件		90
○閉会宣言			90

第 2 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）	6月19日	原 案 可 決
2	平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	6月19日	原 案 可 決
3	平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	6月19日	原 案 可 決
4	平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）	6月19日	原 案 可 決
5	平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月19日	原 案 可 決
6	平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	6月19日	原 案 可 決
7	平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）	6月19日	原 案 可 決
8	上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例	6月19日	修 正 可 決
	議案第8号 上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例に対する修正案（修正動議）		原 案 可 決
9	上富良野町手数料条例の一部を改正する条例	6月19日	原 案 可 決
10	北海道市町村総合事務組合規約の変更について	6月19日	原 案 可 決
11	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について	6月19日	原 案 可 決
12	上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件	6月19日	原 案 可 決
13	上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約変更の件	6月19日	原 案 可 決
14	上富良野小学校改築工事（建築主体工事）請負契約締結の件	6月19日	原 案 可 決
15	上富良野小学校改築工事（衛生設備工事）請負契約締結の件	6月19日	原 案 可 決
16	上富良野小学校改築工事（地中熱設備及び空調設備工事）請負契約締結の件	6月19日	原 案 可 決
17	上富良野小学校改築工事（電気設備工事）請負契約締結の件	6月19日	原 案 可 決
18	畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）委託契約締結の件	6月19日	原 案 可 決
19	財産の取得及び処分の件（畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設）	6月19日	原 案 可 決
20	財産取得の件（ロータリ除雪車）	6月19日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
21	財産取得の件（教務用コンピュータ）	6月19日	原案可決
	行政報告	6月18日	
	町の一般行政について質問	6月18 ・19日	
	報 告		
1	監査・例月現金出納検査結果報告の件	6月18日	報 告
2	委員会所管事務調査報告の件	6月18日	報 告
3	平成24年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件	6月18日	報 告
4	法人の経営状況報告の件	6月18日	報 告
	発 議		
1	議員派遣の件	6月19日	原案可決
2	不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見の件	6月19日	原案可決
3	札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見の件	6月19日	原案可決
4	季節労働者対策強化を求める意見の件	6月19日	原案可決
	閉会中の継続調査申出の件	6月19日	原案可決

平成25年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第1号）

平成25年6月18日（火曜日）

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 6月18日～19日 2日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 米田 末範 君
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
第 6 報告第 3号 平成24年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
第 7 報告第 4号 法人の経営状況報告の件
第 8 町の一般行政についての質問
-

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 佐川 典子 君 | 2番 | 小野 忠 君 |
| 3番 | 村上 和子 君 | 4番 | 米沢 義英 君 |
| 5番 | 金子 益三 君 | 6番 | 徳武 良弘 君 |
| 7番 | 中村 有秀 君 | 8番 | 谷 忠 君 |
| 9番 | 岩崎 治男 君 | 10番 | 中澤 良隆 君 |
| 11番 | 今村 辰義 君 | 12番 | 岡本 康裕 君 |
| 13番 | 長谷川 徳行 君 | 14番 | 西村 昭教 君 |
-

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|-------------|----------|---------|---------|
| 町 長 | 向山 富夫 君 | 副 町 長 | 田浦 孝道 君 |
| 教 育 長 | 服部 久和 君 | 代表監査委員 | 米田 末範 君 |
| 教育委員会委員長 | 菅野 博和 君 | 農業委員会会長 | 中瀬 実 君 |
| 会 計 管 理 者 | 菊池 哲雄 君 | 総 務 課 長 | 田中 利幸 君 |
| 産 業 振 興 課 長 | 松田 宏二 君 | 保健福祉課長 | 石田 昭彦 君 |
| 町民生活課長 | 北川 和宏 君 | 建設水道課長 | 北向 一博 君 |
| 農業委員会事務局長 | 坂 弥 雅彦 君 | 教育振興課長 | 野崎 孝信 君 |
| ラベンダー・ハイツ所長 | 大石 輝男 君 | 町立病院事務長 | 山川 護 君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 藤田 敏明 君 | 次 長 | 佐藤 雅喜 君 |
| 主 事 | 新井 沙季 君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣告・開議宣告

○議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第2回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(藤田敏明君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、6月14日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

その内容はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

今期定例会までの議会の運営については、議会運営委員長から5月31日及び6月12日、議会運営委員会を開き、会期及び日程等並びに今期定例会までに受理しました10件の陳情、要望の取り扱いの結果報告がありました。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案21件及び報告案件1件並びに議長からの報告案件3件及び議員からの発議案4件であります。

監査委員から、監査・毎月現金出納検査結果報告書の提出がありました。

町長から今期定例会までの主要な事項について、行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、行政報告とともに平成25年度建設工事発注状況を配付しましたので、参考に願います。

町の一般行政について、村上和子議員外5名の議員から、一般質問の通告がありました。その要旨は本日配付したところであり、先例により質問の順序は通告を受理した順となります。

今期定例会までの議会の主要な行事は、お手元に配付の議会の動向に掲載したところであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上であります。

○議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 徳 武 良 弘 君

7番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期決定の件

○議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの2日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの2日間と決しました。

◎日程第3 行政報告

○議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長、向山富夫君。

○町長(向山富夫君) おはようございます。

議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、第2回定例町議会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。

この機会に、去る3月定例町議会以降におきます町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、本年度4月からの執行体制についてありますが、職員数につきましては、昨年度中の定年退職者など7名の欠員に対しまして、看護師2名と保健師1名、社会人採用2名を含む一般事務職5名の採用を行い、昨年度当初から1名増の186名による執行体制とし、また、北海道からの職員派遣事業により1名の派遣を受け、商工振興部門の強化を図ったところであります。

今後とも、町民皆様との協働のまちづくりを進めるため、必要な組織体制の見直しを加えながら、業務の円滑な推進と体制の強化を図り、町民の負託に応え得る体制の構築につなげてまいります。

次に、国の栄典関係についてであります。本年度の春の叙勲では、4月29日付けの発令による危険業務従事者叙勲において、防衛功労として成田博

之氏が瑞宝双光章を、菊地敏明氏が瑞宝単光章を受賞されました。

改めまして、受賞されました皆様のこれまでの功績に、心から敬意を表するものであります。

次に、予約型乗合タクシー運行事業についてありますが、本年4月からは、本運行を実施しているところであります。

5月末現在の登録者数は、684名となっており、延べ利用者数は1,227名、延べ運行回数は603回、全体の稼働率は77.3%となっているところであります。

今後におきましても、利用者や運行事業者を初め、多くの方々から御意見を賜りながら、円滑な事業実施とあわせ、さらに制度の充実を目指して運行に努めてまいります。

次に、光サービス整備に関する要望活動についてありますが、町内全域における超高速ブロードバンド環境整備に向けた取り組みとして、これまでの間、推進協議会を中心に商工会、農協及び住民会を初め、町内各種団体・個人有志の皆様の精力的な活動により、市街地におけるNTT光サービス事前申込書のとりまとめが行われ、当初目標であります1,000件を大きく超える1,215件の事前申し込みがあったところであります。

これらの成果をもとに、4月24日、推進協議会会長とともに、NTTに対し要望活動を行ったところ、NTTからは、早期整備に向け準備を進めていく旨の回答を受けたことから、今年度中のサービス開始を見込んでいるものであります。

改めまして、これまでの活動に参画いただきました皆様方に対し、心から敬意を表するところであります。

なお、市街地においてはNTTによるサービス整備が行われることから、農村部地域の環境整備を進めていくための関係予算について、今定例会の補正予算に計上しておりますので、御審議賜りたいと存じます。

次に、防災関係についてありますが、上富良野町地域防災計画改定委託業務につきましては、5月16日、公募型プロポーザル審査により委託業者を決定したところであります。

今後におきましては、来年3月の完成に向けて、工程表に基づいた作業に努めてまいります。

また、防災協定についてありますが、大規模災害時における燃料の優先給油提供に関する協定を5月27日に富良野地方石油業組合と、機材の提供に関する協定を6月5日に株式会社共成レンテム上富良野営業所とそれぞれ締結したところであります。

次に、防災士の養成についてありますが、本年

度は13組織14名の助成を実施しており、5月の試験においては7名の方が防災士の資格を取得したところであります。

今後も引き続き、防災士の養成を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、自衛隊関係についてありますが、4月11日に、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会により「北海道の自衛隊体制強化をを求める要望運動」を、5月17日には「上富良野駐屯地現状規模堅持の要望」を、6月3日には「北海道の自衛隊を支える中央大会」への参加とあわせ、富良野地方自衛隊協力会による要望を、それぞれ国会議員、防衛省に行ってまいりました。

また、防衛施設周辺整備対策要望につきましても、6月10日に駐屯地、翌11日には第2師団及び北部方面総監部、6月14日には北海道防衛局へそれぞれ要望を行ってまいりました。

また、6月8日には、富良野地方自衛隊協力会主催により「上富良野駐屯地の現状規模堅持を叶える集い」を開催し、260名の参加をいただき、防衛大臣政務官佐藤正久参議院議員をお迎えして、「我が国の安全保障とこれからの防衛政策」についての講話、そして駐屯地現状規模堅持の要望についての活動報告を行ったところであります。

なお、創隊記念行事等の参加も随時行っております。

次に、NPO法人「なないろニカラ」の設立についてありますが、障がい者の通所小規模多機能事業所として開設された「なないろニカラ」につきましては、北見市を活動拠点とするNPO法人とむての森により設置、運営されてきたところありますが、このたび、地元のNPO法人「なないろニカラ」として独立し、4月13日には「かみん」において設立記念式典が開催されたことから、関係者とともに出席してまいりました。

今後におきましても、障がい者が地域において自立できるような事業展開を、大いに期待しているところであります。

次に、障がい者・高齢者福祉施設の整備についてありますが、まず障害者支援施設「北の峯学園上富良野町事業所」の建設につきましては、「緑町公営住宅取り壊し跡地の有効活用方針」に基づき準備を進めてきたところであり、5月10日付けで当該用地の賃貸借契約を社会福祉法人富良野あさひ郷と締結し、その後、同法人より本年9月末の完成に向けて、工事が着手されたとの報告をいただいております。

また、上富良野町社会福祉協議会が、本年11月の開設に向けて準備を進めております「小規模多機

能型居宅介護施設」につきましても、泉町の旧職員住宅用地等の賃貸契約を6月11日付けで締結し、工事が着手されているところであります。

今後、両施設が、本町の障がい者、高齢者の福祉の充実に大いに貢献されることを期待しているところであります。

次に、町税等の徴収状況についてであります。例年どおり、管理職全員による滞納プロジェクトの臨戸訪問徴収や夜間納税相談窓口の開設などに加え、滞納者に対する差し押さえを執行し、徴収の強化を図るとともに、昨年度より導入したインターネット公売の手法により、差し押さえ物件の換価収納策も強化したところであります。

これらによりまして、平成24年度の収納率は、滞納繰越分を含め、町税で0.1%、国保税で0.5%向上したところであり、滞納繰越金は、前年対比で、町税104万5,000円、国保税316万9,000円減少し、町税で2,087万6,000円、国保税で2,665万円となっております。

次に、農作物の成育状況についてであります。ことしは、融雪のおくれやその後の断続的な降雨などの影響により、耕起作業を初め、ほとんどの作物において播種・移植作業が大幅におくれ、今後の成育に大きな懸念を抱いているところであります。

水稻につきましては、平年並みに推移しているところではあります。麦類やてん菜、馬鈴薯は10日程度のおくれ、豆類は5日程度のおくれとなっている状況であります。

今後の成育状況を注視しつつ、天候に恵まれることもさることながら、農業関係機関相互の連絡をより密にし、農業者の皆様とともに豊穡の秋が迎えられるよう努めてまいります。

次に、農業生産基盤整備事業についてであります。本年度は東中中央地区、東中南地区の2地区が着工、東中西地区が事業着手となります。

また、当事業にかかる予算が増額されたことにより、当初の予定よりも早期に事業が完了するものと期待しているところであります。今後においても、円滑な事業の着工と早期完了に向けて、受益地区の皆様とともに関係機関への働きを強めてまいりたいと考えております。

次に、建設産業安全大会についてであります。建設工事の繁忙期を迎えるに当たって、4月25日に建設業協会と商工会工業部会の共催により、従事者約160名が集い開催されました。大会では、交通事故や労働災害の防止を参加者全員で確認し、誓い合ったところであります。

次に、日の出公園ラベンダー園の再生計画についてであります。当初は来年度までの4年間を予定

しておりましたが、1年短縮し、本年度で完了する予定であります。

ラベンダーの全面植えかえ作業については、苗の植えつけも完了したところであります。春先の天候不順や6月の高温と雨不足により、株の活着の低下や開花のおくれによる花の見栄えの低下などが懸念されるところであります。町や観光協会のホームページで状況をお知らせするほか、周知看板の設置などにより、対応を図ってまいります。

次に、上富良野高校の状況についてであります。本年度は、地元の中学校からの21名を含む25名の入学があり、前年より5名の減となっているところであります。

また、本年度から新たな支援策として、町外からの通学者に対する通学費、下宿費の助成のほか、町内の通学者に対する就学支援金の支給と入学準備金の増額など、支援の拡充を図ったところであります。

今後においても、地域の皆さんの御理解と御協力をいただき、地元高校の存続に努めてまいります。

次に、第7回青少年国際交流事業についてであります。参加者の募集を行ったところ、中学1年生から高校3年生までの生徒11名の申し込みがあり、決定したところであります。

訪問につきましては、教育長が団長となり、3名の引率者とともに7月26日から8月3日までの9日間の日程で、カナダ国カムローズ市等を訪問いたします。

両市町の友好の絆をさらに深め、国際意識の高揚に資する機会となるよう努めてまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、本年度入札執行した建設工事は、6月17日現在、件数で17件、事業費総額で18億3,634万2,000円となっております。また、本年度発注予定の建設工事は48件で、その情報につきましては、4月1日付で公表したところであります。

なお、お手元に平成25年度建設工事発注状況について配付いたしておりますので、後ほど御高覧いただきたく存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

暑いですので、上着を脱いでも結構です。

◎日程第4 報告第1号

○議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員、米田末範君。

○代表監査委員（米田末範君） 監査及び例月現金出納検査結果について御報告いたします。概要のみ申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

初めに、定期監査の結果について御報告申し上げます。

1 ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を御報告いたします。

定期監査の概要ですが、町立病院貯蔵品検査について、平成25年4月19日に病院の棚卸しを監査の対象として、平成24年度末にかかる貯蔵品調書等関連帳簿を検閲するとともに、貯蔵品の実施検査を行いました。検査の結果、棚卸しはおおむね適性に執行されていると認められました。

次に、2 ページをお開き下さい。

車両検査について、平成25年6月3日に、公用車両の整備及び管理状況を監査の対象として、公用車両74台中72台の車両の実施検査を行いました。出張、現場等の公務により当日検査できなかった車両2台については、6月10日に検査を行いました。監査の結果、公用車両の整備及び管理の状況は、おおむね良好であると認められました。

次に、3 ページから15 ページの例月現金出納検査の結果について御報告申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を御報告いたします。

平成24年度2月分から4月分及び平成25年度4月分について、概要並びに監査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも、各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては、御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては、平成24年度分を16ページに、平成25年度分を17ページに添付してございますので、参考としていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果の報告を終わります。

◎日程第5 報告第2号

○議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査報告の件について、各常任委員長より報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員長、今村辰義君。

○総務産建常任委員長（今村辰義君） ただいま上程されました報告第2号委員会所管事務調査報告の件は、議案の朗読をもって報告いたします。

報告第2号、1 ページをお開きください。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出た次の件について、調査を終えたので同規則第77条の規定により報告する。

総務産建常任委員長、今村辰義。

記。

調査事件名。

1、防災対策について、2、観光振興について、3、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

平成23年12月14日に開催された平成23年第4回定例会において、閉会中の継続調査として申し出た調査事件について、平成24年9回、平成25年に7回の計16回、委員会を開催して調査を行ったほか、平成24年11月6日から10日の5日間、長崎県島原市、熊本県上天草市、宮崎県高原町の先進市町村行政調査を行った。（調査の経過は別紙のとおり）。

なお、先進市町村行政調査の件につきましては、第1回定例会で報告いたしました、それぞれのまとめを先進市町村事例として各本論に記載してあります。また調査の結果につきましては、既に、皆さん御高覧いただいているものと思われまますので、朗読を省略し、まとめのみの朗読とさせていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

それでは、5 ページをお開きください。

防災対策についての(2)まとめ。

我が町上富良野町においては、十勝岳火山災害・風水害・地震災害などを想定した地域防災計画の見直しを今年度計画している。自主防災組織の設立・運営・維持などや高齢者・障がい者など要援護者の避難支援の必要性・位置づけあるいは防災ボランティアセンターの設立や運営についてしっかりと計画に反映する必要があると考える。

まず、自主防災組織は、地域の住民同士が話し合い、いざというときに避難の呼びかけ・誘導・救出・救助・初期消火や避難施設の運営を自主的に行う組織である。そのことを考えれば、ふだんから地域の住民と話し合い、防災訓練を効果的に実施する

ためには、役割分担を決めておくことが必要と考える。例えば、自主防災活動マニュアルを作成することも必要である。

訓練の実施においては、1人でも多くの住民が参加してもらうことを心がけること、町内会の運動会、レクリエーションなどと組み合わせたりしながら家族ぐるみで参加できるよう工夫すること、日常的に地域住民と結びついて自主防災組織の役割を理解してもらうことなどが必要だと考える。

高齢者・障がい者要援護者の避難対策については、町でも防災マップが住民会単位で作成されつつあるが、要援護者ごとに避難支援プランを作成し、支援対象を特定したリストをもとに、公助と共助の支援関係機関等、メンバーと要援護者が共同して避難支援プランをつくり、要援護者側との情報共有がきちんとできている必要があり、平時の備えが大事である。

障がい者団体が自主的に実施する防災対策も必要である。みずからも福祉事務所や消防署などに登録しておくことも必要であると考え。

また、大規模な災害時には被災者の発生が予想されることから、被災者支援のために行われるさまざまな対応とあわせて、被災者ニーズに迅速に対応することができるボランティアによる救援活動が重要である。

災害発生時には多くのボランティアの方々が駆けつけてくれることが考えられることから、被災者ニーズ、ボランティアの力を効果的に結びつけ救援と被災地区の復興につなげるため、近隣の関係機関との相互の連携体制づくりはもちろんのこと、災害ボランティアセンターの設立が肝要である。

我が町では全町に自主防災組織が立ち上がっているが、自主防災組織は要支援者の安否確認、避難所の開設、受け入れ、避難者の確認、誘導などを行う。ボランティアの方々については災害発生後には重要な役割を担うものと考えられ、活動を支援するための施策をより一層充実させることが必要と考える。

次に、9ページをお開きください。

観光振興について。

(2) まとめ。

我が町上富良野においては、さきに挙げた観光振興計画が策定されたが、北海道や富良野圏域を初め、観光協会や各種関係機関はもとより、町民が参画し、情報共有と協働により、着実に計画を進めていくことが重要である。また、観光の内容においても、見る・食べる・経験するといったことだけでなく、目的を持ったアクティビティがあり、また細分化しており、ニッチな需要にも対応できる感性と

サービスが必要と考える。

観光振興計画の初期段階においては町を初め、町民の観光に対する考えを醸成し、ボトムアップすることが望ましい。また、中長期段階においては、観光が我が町の基幹産業の農業に匹敵し得るような産業になり、雇用と経済とがリンクするような環境になることが、町民の生活に資するものと考え。また、第5次総合計画のスローガンである、「住んでいてよかった、これからも住み続けたいまち上富良野」を構築することにもなり、まち全体の発展につながるものと考え。

以上、総務産建常任委員会所管事務調査報告といたします。

○議長（西村昭教君） 次に、厚生文教常任委員長、佐川典子君。

○厚生文教常任委員長（佐川典子君） さきに、総務産建常任委員会の報告に引き続きまして、厚生文教常任委員会としての報告をさせていただきたいと思います。

厚生文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査として申し出した次の事件について、調査を終えたので同規則第77条の規定により報告する。

上富良野町議会議長、西村昭教様。厚生文教常任委員長、佐川典子。

調査事件名、1、学校施設のあり方について、2、高齢者対策について。

調査の経過、本委員会は、平成23年9月28日開催の平成23年第3回定例会において、閉会中の継続調査として申し出した調査事件について、平成23年7回、平成24年8回、平成25年5回、計20回にわたり委員会を別紙のとおり開催し、その結果を次により報告する。

審議の経過や詳細は、最終ページに表にまとめましたので、御高覧いただきたいと思います。

2、調査の結果。

学校施設のあり方について。

公立の学校施設は児童生徒の生きる力を育むための教育環境として重要な意義を持っている。文部科学省では耐震化を初め、太陽光発電の導入によるエコ改修や、老朽化への対応のため、地方公共団体の取り組みを支援している。

また、「スクール・ニューディール」構想という言葉に関心が寄せられ早4年が経過した。この構想は学校施設の早期耐震化とエコ化、情報化を推進するものであり、太陽光発電パネル設置などのエコ改修を進めるほか、ICT（情報通信技術）環境の整備の推進であり、耐震化においては3年間で集中的

に実施するものであった。

既存する学校施設の耐震化推進計画は、新耐震基準以前の建築物の建築年度について耐震化優先度調査の実施・評価がされ、優先度の高い建物から耐震診断または耐力度調査を経て「I s 値（構造耐震指数）」の新基準は0.7以上必要で0.5以下は改築（応急補強）とされた。

2ページをごらんください。

町立学校施設の現状をごらんいただけるかと思えます。

次のページに移らせていただきます。

上富良野小学校の現状。

上富良野小学校は昭和35年に建築され老朽化が著しく、屋根の劣化などによる雨水の浸入と、それが原因と考えられる躯体の傷み、給排水設備や電気設備、機械設備、暖房設備も老朽化が進み、抜本的な改修が必要となっている。

また、校舎は3棟の校舎が渡り廊下でつながっている構造から、児童玄関が3カ所あり、防犯上にも問題がある。

平成20年度に実施した耐力度調査では、校舎全般的に構造耐力は問題ないが老朽化の度合いが比較的大きく、改築が必要という結果になった。地震防災対策特別措置法の改正により、耐震診断の実施が義務づけられ平成21年度に実施した耐震2次診断の結果、耐震基準を満たしておらず、大地震時に倒壊、または崩壊する危険性が高いため改築の必要性が生じている。

校舎の概要につきましては、表にしておりますので、御高覧いただきたいと思えます。

先進市町村行政調査においては、平成24年3月定例会において、報告させていただいておりますので、簡略させていただきたいと思えます。

調査を行った石川県内灘町立鶴ヶ丘小学校、福井県坂井市立鳴鹿小学校の両校とも校舎の耐震改修を終えており、さらには「特色ある学校づくり」と「きめ細かな教育」をスローガンにエコスクール推進のもと、その活動を学校のみにとどまることなく、地域に波及させていたことは今後の上富良野小学校のモデルとしてその実践活動を学びたいところであった。

上富良野小学校の改築事業の推進計画や進捗状況を広く開示し、地域住民の賛同を得られる努力はどのように行うべきなのか、情報公開は受け身では足りないことを認識しなければならない。

管内先進地現地調査。

北海道の寒冷地向けの管内施設の実態も把握しておくべきとの観点から、平成24年8月10日、委員会6名・議長・教育委員会2名・事務局の参加に

より、和寒町立和寒小学校と士別市糸魚小学校の視察を行った。両校とも耐震改修はもとより、さまざまな学習形態に対応するため、新世代型学習空間に配慮され、多目的スペースの整備が充実していた。糸魚小学校ではプロポーザルは北海道基準を実施するよう指示があり、建築に詳しい専門家（技術者）を半数以上入れることになっていた。

また、議会には10回以上の説明会を重ねた結果、不満の解消につながり、高い評価を受け、町民にも喜ばれていた。

上富良野小学校の建築概要調査につきましては、御高覧いただけると思えますので、省略させていただきます。

次のページに移ります。

まとめ。

学校施設は子どもたちが1日の大半を過ごす学習・生活等の場であり、有事の際も安全で豊かな環境を確保することが求められ、継続的な教育活動の妨げになるもの、耐震関係では、天井や窓ガラス、照明など非構造部材についても被害を最小限に整備することが望まれる。

非常災害発生時は地域住民の応急的な避難場所となるため、安全性の確保された機能を持つことが必要である。耐震診断の結果や推進計画を地域住民に公表し、情報を共有することが望まれる。

町の学校施設として責任を持ち、人的被害を回避し、倒壊・大破するおそれのある危険度の高い上富良野中学校の校舎や体育館など緊急性の高いものから耐震化推進計画の企画・立案し、早急に実施することが望まれる。

さまざまな課題を乗り越えるための柔軟な行政対応は今後の学校施設のみならずこの町で生計をなす全ての人の生活を守ることにつながり、住民生活に直結することを重視し、町民が喜んで学び舎に向くことができるような、呼応できる公共の場としてふさわしい校舎であることを忘れず、教育委員会と行政に対し引き続き学校施設は建てたら終わりではなく第2、第3の利活用施策を望むところである。地域のシンボル校となるよう子どもたちの将来と夢につながる学び舎として期待したい。

(2) 高齢者対策について。

高齢化の現状。

全国の高齢者人口（平成24年9月末）は3,074万人で、総人口に占める割合は24.1%となっている。また、北海道の高齢者人口は141万人で、25.7%と前年と比べても増加傾向である。

上富良野町の65歳以上高齢者人口は、3,090人（平成24年4月末）で、高齢化率は26.3

2%と全国や北海道平均より若干高くなっている。

将来も陸上自衛隊の駐屯により35歳から44歳代の人口比率が高いが、産業構造等の変化により高齢化の進行は緩やかに進行すると予想される。

(ア) 基礎数値につきましては、御高覧いただきたいというふうに思っております。

介護予防の充実。

第5期「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」が平成24年度から平成26年度までの3年間の計画として示された。全国の65歳以上の人口が3,600万人を超えると想定されている2025年に向けて介護保険の運営や高齢者に対する生活支援、介護予防・生きがい対策・認知症高齢者の対応など目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにしている。

上富良野町の介護保険認定者数は402人(平成24年12月末)で空知管内にある同じ人口規模の町と比べても315人ほど少ない。これは上富良野町の保健指導により特定健診・特定保健指導が全国・全道的にトップクラス(健診受診率23年度70.1%、特定保健指導83.9%)にあることが上げられる。高血圧や糖尿病など生活習慣病予防の効果が反映された。

介護予防事業。

1次予防事業では、全高齢者を対象とする事業を行っており、各老人会の介護予防学習の実施、健康推進班栄養士による男の料理教室の実施、高齢者にかかわっているボランティア、住民会、福祉推進員に認知症予防学習会とサポーター養成研修に取り組んでいる。

介護予防事業の主なものに、2次予防対象者が閉じこもり予防を目的として通う「生きがいデイサービス」、ラベンダーハイツ(平成18年4月から毎週木曜日)と、かみん(平成24年6月から毎週土曜日)があり、それぞれ利用者の感想は大変よく、仲間と過ごし通所することが楽しく継続参加を望んでいる。表情まで明るくなったと感謝され、満足されていることは重要である。一方運動機能の向上を目的とする「お元気かい」も、かみん(平成24年7月から火曜日)と泉防災センター(平成24年10月から金曜日)の2カ所で行われており、機能回復と意欲の向上につなげている。昨年新しく中身の見直しを図り、無駄のない事業が行われていることは理解できる。

介護予防事業実績と平成24年度介護予防事業にかかった費用を表にまとめてありますので、既に御高覧いただけたと思いますので、次に移らせていただきます。

まとめ。

これまでの施策により健康意識において比較的堅実性の高い意識レベルを持った町民に対し、将来が不安とならないような対応と課題が行政に求められる。

また、超高齢社会とともに一生単身者となる世代がふえてきており、これもまた高齢者の独居老人世帯の孤立化につながるような対応が大切である。

平成25年11月、上富良野町社会福祉協議会による指定地域密着型のサービス事業(小規模多機能型居宅介護施設事業所)の利用が可能となることで、24時間安心の介護サービスの提供や、介護利用者と家族のニーズを地域で支え得る在宅介護の拠点としての可能性が広がり期待される。

これからは在宅サービスと施設サービス利用者の負担の不公平感をなくすことも課題となる。現代社会において介護が必要な親と暮らす中高年のうち男性13.4%、女性27.6%が介護離職を強いられ、特に男性が親を介護するときの職場の対応や受け入れなど、地域社会でどこまで対応できるか再検討すべきである。

国では認知高齢者の在宅ケア転換を目指しており、「認知症施策推進5カ年計画(オレンジプラン)」を進めている。今後も多種多様な生き方への尊厳を受け入れ、本人や家族をメンタル面においてもサポートする体制をつくることが望まれ、当町においても認知症サポーターの育成を考えていくべきである。食生活や医療に関して、在宅介護で不便さを感じないように、居住地域に格差が生じないように配慮を考えていくことが望まれる。通所リハビリや訪問リハビリなどで生活改善が認められ、十分な対応が整うよう、住環境の整備が必要となる。特に民間のサービス提供者や社会福祉協議会、病院や地域包括支援センター、ボランティア、家族や民生児童委員などがタブレット端末やインターネットを利用し情報共有を行い、それぞれ必要とする人が利用しやすい環境の提供を促すことが望まれる。安心して生活ができる町として社会全体で支援していくシステムの構築をどう進めるのか、町の施策のあり方が求められる。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

この際、理事者の皆様方に申し上げます。

各委員会の調査した報告書について十分参考とされ、今後の行政運営に反映されることを御期待申し上げます。

◎日程第6 報告第3号

○議長（西村昭教君） 次に、日程第6 報告第3号平成24年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件について報告を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました報告第3号平成24年度上富良野町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件につきまして、概要を申し上げて説明にかえさせていただきます。

それでは、お手元の繰越明許費繰越計算書をごらんください。

本計算書に記載の事業は、国の平成24年度補正対応により実施することといたしました上富良野小学校改築事業の1事業であります。

この事業につきましては、発注時期及び施工時期等の理由により事業完了が平成25年度に入ること、繰越明許の議決をいただいたところですが、このたびの平成24年度会計決算期を迎えた際に、予算で設定しておりました予算合計額6億7,851万1,000円全額を、平成25年度会計へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、その内容を報告するものでございます。

また、この事業ごとの財源内訳で未収入となっております国費などの特定財源につきましては、当該事業の完成時期に応じて歳入の受け入れ手続をとってまいります。

以上、報告第3号の説明といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 質疑がなければ、これをもって報告第3号の報告を終わります。

◎日程第7 報告第4号

○議長（西村昭教君） 日程第7 報告第4号法人の経営状況報告の件について報告を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいま上程されました報告第4号法人の経営状況報告の件につきまして、株式会社上富良野振興公社の経営状況を御報告申し上げます。

経営状況に関する書類の1ページをお開き願います。

最初に、平成24年度の事業報告書では、会議等

の開催状況及び審議議事内容としまして、平成24年5月29日開催の株主総会と3回開催いたしました取締役会、さらには平成25年4月19日開催の監査役会の議事内容を記載しております。

上富良野振興公社につきましては、平成18年度より公の施設の指定管理者として、吹上温泉保養センター、日の出公園オートキャンプ場、上富良野町営スキー場、日の出公園の4施設の管理を行っております。その経営状況としまして、2ページから3ページにわたりまして、部門別報告書として記載しております。

吹上温泉保養センターの利用実績は、入館者数7万3,176人で、前年度対比7人の減、売り上げは6,238万円で前年度対比22万7,000円の増となりました。

また、例年、高齢者などの福祉の向上を目的として町内在住の70歳以上の方と障がいのある方を対象とした入館料の優遇措置を十勝岳温泉郷の3施設共同で実施しております。

対象期間は12月1日から3月31日までの間で、平日に限りお一人様200円で御利用いただいております。

白銀荘の入館者数につきましては、1,543人で、前年度対比2人増でほぼ同じ実績となりました。

次に、施設の改修工事では、温泉の排水管取りかえや排水管の洗浄、岩風呂の張りかえなどの実施によりまして、約20日間の休館となりましたが、リニューアルオープンキャンペーンなどにより、利用実績、売上金ともに前年度並みの実績を維持することができました。

次に、日の出公園オートキャンプ場は、総入場者数1万5,233人で、前年度対比11.6%、1,582人の増、売上は1,457万円で前年度対比5%、69万9,000円の増となりました。近年、全道のオートキャンプ場の利用者数については減少傾向にありまして、本町も同じ傾向にありましたが、昨年の夏休み期間中は好天に恵まれたこと、また、9月に入っても暑さが続き入場者が訪れたことなどが増要因と思われまます。

次に、上富良野町営スキー場は、リフト券の売上枚数は2,036枚で、前年度対比15.8%、383枚の減、売り上げにつきましては129万3,000円で、前年度対比5.6%、7万7,000円の減となりました。初雪が遅く大変心配いたしました。順調に降雪があり計画どおりにオープンすることができました。しかしながら、富良野スキー場が開業50周年記念として実施いたしました子どもの無料企画の影響などから、子どもの利用を中心に減

となったところであります。

次に、日の出公園につきましては、町民の皆様を初め、訪れる観光客の皆さんに喜んでいただけるようラベンダーの計画的な植えかえや散策路の整備などを行い環境整備に努めてまいりました。

次に、5ページをお開き願います。

貸借対照表につきまして申し上げます。

資産の部の流動資産は2,339万5,605円で、その内訳は現金・預金が2,178万1,023円、商品が161万4,582円であります。

固定資産は3万円で、出資金であります。

資産の部、合計は2,342万5,605円となっております。

次に、負債の部の流動負債は423万3,729円で、その内訳は、未払金、預り金等であります。

次に、純資産の部の株式資本は1,919万1,876円で、その内訳は、上富良野町、ふらの農業協同組合、旭川信用金庫、上富良野町商工会の出資による資本金が1,000万円で、利益剰余金919万1,876円を加え、純資産の部合計は1,919万1,876円で、負債及び純資産合計は2,342万5,605円となっております。

次に、6ページの損益計算書についてであります。

最初に営業収益であります売上高についてであります。利用収益と売店収益を合わせた売上高合計は、7,850万4,404円となっております。

その内訳は、吹上温泉保養センターが6,238万614円、日の出公園オートキャンプ場が1,457万506円、上富良野町営スキー場が129万3,529円、日の出公園が25万9,755円でございます。

次に、営業費用であります売上原価につきましては、期首商品棚卸高と商品仕入高を合わせ、1,158万1,693円であり、この額から期末商品棚卸高161万4,582円を差し引いた996万7,111円となります。

このことから、売上総利益金額は売上高7,850万4,404円から売上原価996万7,111円を差し引いて6,853万7,293円となっております。

さらに、販売費及び一般管理費合計9,349万6,980円を差し引いた営業損失金額は、2,495万9,688円となっております。

営業外費用では、受取利息8,262円、受取配当金800円、雑収入12万2,526円、受託収入2,822万2,244円を合わせ、2,835万3,832円となっております。

指定管理業務等に伴います受託収入の内訳です

が、吹上温泉保養センターが262万2,858円、十勝岳温泉地区の施設維持管理といたしまして114万7,002円、日の出公園オートキャンプ場が243万5,239円、上富良野町営スキー場が749万9,049円、日の出公園が1,451万8,096円であります。

営業外費用では、町へ300万円の寄附を行っております。

以上のことから、営業損失金額2,495万9,688円に営業外収益2,835万3,832円を加え、営業外費用300万円を差し引き、経常利益金額は39万4,144円となっております。

さらに、経常利益金額39万4,144円から法人税等15万7,800円を差し引きまして、純利益金額は23万6,344円となったところであります。

次に、13ページをお開き願います。

平成25年度事業計画及び予算を御説明いたします。

初めに、吹上温泉保養センターにつきましては、昨年末の政権交代がなされた中、財政と経済政策を初めとする国内外の諸課題がある中、観光業界におきましても、大震災からようやく立ち直りかけた矢先に中国などとの諸問題により、中国や韓国等の観光客の減少など、依然厳しい状況が続くことが予想されます。

また、今年度の施設改修であります。町の予算で源泉貯湯槽の改修工事を計上いただいておりますので、10月下旬から10日前後の休館を予定いたしまして営業への影響を最小限に抑えながら、工事を行う予定としております。

今年度の計画につきましては、当施設の最大の利点であります源泉100%天然温泉を前面にPRいたしまして、イベントの実施、営業強化などを図りながら、職員一丸となって管理運営に努めてまいりたいと思っております。計画の入館者数につきましては、宿泊客が7,750人、日帰り客が6万8,550人の計7万6,300人、売上高は6,487万1,500円とし、入館者数、売り上げともに昨年と同じ目標を設定して見込んだところであります。

次に、日の出公園オートキャンプ場につきましては、各キャンプ場が厳しい経営状況にありますが、本町のキャンプ場は立地条件に恵まれておりますので、特に、近年は団塊の世代の来場者が増加し、リピーターや新規キャンパーも多く、ここを拠点として活動する利用者も多いことから、周辺観光の情報提供などに努めるとともに、施設の衛生環境の整備、清掃などに重点を置きながら、運営に努めてまいりたいと考えております。

本年度の計画につきましては、総入場者数1万4,000人、売上高は1,352万4,000円を見込んでおります。

上富良野町営スキー場につきましては、索道事業として人を輸送する観点から、安全安心の確保が第一でありますので、今シーズンの目標と定め、従業員研修などで十分に教育を図り、町内の学校のスキー授業やスキー少年団、スキー連盟、自衛隊の訓練、さらには家族スキーなど、町民のスキー場として管理運営に努めてまいりたいと思います。

本年度の計画につきましては、利用券売上枚数2,040枚、売上高は128万6,000円を見込んでおります。

日の出公園につきましては、一昨年からのラベンダー園の土壌改良や排水対策、さらには3年物のラベンダー苗の新植、補植などの管理作業を実施することとなっており、環境整備を基本に管理運営に努めてまいります。

次ページ以降につきましては、御高覧いただいたものと思いますので、説明は省略させていただきます。

以上で、株式会社上富良野振興公社の経営状況の御報告といたします。

○議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。ございませんか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 9ページの平成24年度の吹上温泉保養センターの月別集計表でございます。このところでございますけれども、7、8、9に集中して利用者が多くなっております。冬場の利用者が大変落ち込んでいるのですけれども、これは昨年エコ対策としてヒートポンプなんかを設置しましたので、その期間もあったかと思うのですけれども、もう少し冬場の利用をふやすようにお考えになったらどうかと思うのですけれども、高齢者に対して感謝デーとして温泉をとということをやっておりますけれども、この冬場に向けての利用者をちょっとふやす努力をされてはと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） 3番村上議員のただいまの質問にお答えしたいと思います。

冬場の利用促進を進めてはということですが、まさに冬場についてが町全般でいきますと、オフシーズンになってしまうということで、また雪等の関係もありまして道路の確保ですとか整備ですとか、そういうことでも非常にかかわります。

ただ、おっしゃるとおり、オフシーズンの対策については十勝岳については湯治といいますが、先ほ

ど御紹介した高齢者への優遇措置以外にも、そういう部分でのPRを図っていかねばならないという認識でおります。特に今回、白銀荘のほうでは非常に営業強化に力点を置いているという御説明もいただいておりますので、例えば道の駅等いろいろな施設にも出向いて、いろいろPRしている実態も聞いておりますので、そういうような営業強化の中で掘り起こしをしていくようなことで連携していきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 町民に無料還元デーみたいな日にちを決めて、そういうこともお考えになるのも一案かと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいま3番の村実議員の御質問にお答えしたいと思います。

いろいろ湯喜まつりですとか、そういう中で都度都度のときに割引きをしたり、あるいは来やすい環境を整えたりとか、料金的にもそういうようなことを努めて工夫しながらやっておりますので、今お話しがありました部分につきましても、そういうものが可能かどうか、全体の中の営業施策の考え方の中でぜひ参考にさせていただきたいと思います。一応そういうような考え方で、全般にわたった対応で検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 14ページに関連するところでございますが、ちょっと教えていただきたいのですが、25年の日の出公園の状況ということでございますが、先ほど町長の報告からもありましたとおり、今年度植えかえということで、非常に活着が心配されるということでございましたが、聞くところによりますと、職員の方が毎朝この5月、6月水やりを欠かさずやって、特に6月は14日の雨が降るまでの間は150時間にもわたる日照時間ということで、非常に干ばつが心配されておりましたが、職員の努力等々によって枯れることなくったという報告を受けておりますが、見通しとして、ことしのラベンダーシーズンに花がどのような状況になるか教えていただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

日の出公園を管理する立場からのお答えになりますけれども、さきの行政報告の中でも町長のほうから発言あったとおり、1年前倒ししてできるだけみ

すばらしい期間を短縮しようという趣旨で植えかえ期間を集中させました。この結果が吉と出るか、仇となるかちょっと、今後の天候の推移次第と思っております。6月の下旬、特に下旬に固まった猛暑、25度から超える夏日、それから真夏日30度を超える日も何日もありましたが、その間、降雨が一切ないという期間が2週間ほど続きました。その間水をピストン輸送して、早朝7時ごろから夕刻日没の7時、8時まで連続して水やりを続けてまいりました。その結果が今、やっと功を奏したのかと思っておりますけれども、枯れかかった根から青葉がわずかに出てきておまして、この育ち次第、まだ花が咲く時期、重要な今穂の部分が伸びる時期でありますけれども、それが若干おくれておりますので、例年の花の状況から見ると、ちょっと心配されるところがございます。ただ、ほかのラベンダー園、外の市町村近隣のラベンダー園についても同様な傾向がありまして、やっぱり富良野地方全般的な傾向かと思えます。

それに加えて、上富良野町の今回の植えつけに当たりましては、2年株、3年株というものが小さな株で植えたため、花の数、花すい数が一株当たり20本から30本程度しか出ないだろうと。この結果、一面の花の絨毯という感覚ではなく、ことしに限っては土の肌が透けて見えるということで、見栄えが劣りするという表現で外部に発信しております。この辺の来町していただく方の期待と現実のギャップをできるだけ埋めて、その辺の事前のPR、情報提供活動については継続的に行っていくつもりであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 本当に大変な作業を一生懸命やられた職員の方には厚く敬意を表するところでございますし、また、今、課長のほうからも説明ありましたとおり、長い目で見たらば、小さいラベンダーを植えたことは逆にその根がしっかりつくのではないかというふうに考えております。

それでもう1点、それに関することなのですが、例年あそこのラベンダー畑の登りロエントランスから中腹の部分にかけて、恐らく観光客、海外の方を中心とされたと思うのですが、よくウェディング写真を撮られてい風景を多々目にするのですが、あれらの利用料ですとか、それから受付窓口等々についての基準であったりとか、その対応等々はどのようにされているのか教えてください。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいまの5番金子議員の御質問にお答えしたいと思います。

日の出公園の写真撮影と、あと鐘を鳴らして結婚ウェディングでの撮影とかは、基本的には上富良野町の都市公園条例がありますので、それを指定管理者である振興公社のほうでそれらをその条例の中で、きちっとその条例に基づいて徴収して収益として収入も得るといふようなことになっておりますので、現在はそういう写真撮影なんかの場合ですと、その条例で例えば写真機1台当たり幾らですとか、いろいろな面積で幾らとか、いろいろな基準が決まっておりますので、それに基づきまして振興公社のほうでそういう申請から料金使用料の徴収まで全て一括してとり行っているというふうな状況であります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 確認いたしますが、観光客がふらっと来て写真を取るときにはお金は多分発生しないと思うのですが、そういったウェディング企画を営利として行っている業者とは、そういうきちとした契約に基づいた中で行っているということで確認してよろしいですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） 5番金子議員のただいまの御認識いただいた内容でありまして、まさにこの条例の中でも、表の中で先ほど申しましたものについて、特に営業行為等についての部分については、先ほどのいろいろな区分で設定をした中で徴収をしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1番中澤良隆君。

○10番（中澤良隆君） 保養センター白銀荘について教えていただきたいと思ひます。

白銀荘の生命線である温泉のことなのですが、現状の最近の湯温、それから湯量等についてはどのようなになっているのかを教えてください。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいまの10番中澤議員の御質問にお答えしたいと思います。現実のところ、特に日々の白銀荘等の業務なり連絡調整の中で、お湯とか泉量でふぐあいいいいますか、そういうような通常より何かそういうような部分というのは、私は聞いておりません。ただ、今施設の改修の中でも述べましたように、ろ過する源泉の貯湯槽のところ相当固まりといひいますか、ろ過機能が非常に低下してきているというふうなありまして、そういう面ではいけばその源泉の部分確保するために、先ほど御報告の中でお話しした部分の作業

が予定をしているところでもありますので、十分な温度だとかそういう部分について掌握しておらないことにつきまして、大変恐縮ですけれども、一応そんなような実態の中で白銀荘のほうと施設改修の部分と、平常の部分でのいろいろやりとりをさせていただいているということで、御理解願いたいと思います。大変恐縮です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 上富良野スキー場の運営についてお伺いいたしますが、運営に至っては事業に携わる従業員の方も親切にリフトに子どもさんが乗る場合、あらかじめ模擬的な訓練を行って、乗りやすいようなそういう体制づくりもされております。しかし、ああいふリフトの性格上、やはり何人も利用されれば溝がどうしてもできます。その溝にスキーが合わないとか開いたり、それたりとかとかいう形で、結構危ないという現状も見受けられます。仮にリフト式のチェア式になったとしても、その安全についてはどちらも確認をするということは当然なのですが、やはり今その現状を見たときに、将来はやはりチェア付きのそういった部分を導入する必要が現状を見ましたら、あるのではないかなというふうに考えているところですが、その点はどのような認識をされているのか、これは前から幾度となくこういった質問は出されていると思いますので、この点をお伺いしたいと思います。

次、保養センターについては、接客の対応等についても大分改善され、さらにサービスの向上という点では見受けられております。たまに体に墨の入った方が来られるという現状もありまして、表示がされているかどうかわかりませんが、やはり入浴されている方に嫌な印象を与えるということも一見見受けられます。

また同時に、お風呂に入ったときの細かい話ですが、担当者の方に言えば済むような話をしますけれども、すいませんね、ドアを開けたときに、非常にマットがもう古くて古くて汚いのですね。それと露天風呂のほうに下りるときの中敷きというのですか、敷いてあるマットもかなり以前から使われているということもありまして、非常に清潔感が保たれないような状況があります。ということで完全にありということではありませんが、清掃もしてきちんとやられておりますという前提で聞いてくださいね。そういうことで、それとあとはそういったことも含めて、きちんとそういった対応も一部分する必要はあるのかなというふうに思いますので、こういった改善も答弁は要りませんが、必要かというふうな印象を持っていますので、ぜひ考えていただき

たいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） 4 番米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1 点目の町営スキー場の関係であります。これにつきましては、従業員が親切に対応しているという御評価もいただいておりますが、現状の状況でありますと、長く親しまれてきた中であそこの位置関係から非常に町民の方々、お子さん小さい子も含めて非常に身近なところでの本当大きなスキー場と違う中で、ある意味愛されてきた町営スキー場というふうに認識しておりますので、方針等の中でも述べさせていただきましても、まずはやはりあそこが町民にとって引き続き愛されるような役割を担えるように、きちっと管理運営していくことがまず一番大事なかなというふうに認識をしております。

また、現実的に私もわかりますけれども、溝が掘れたりだとか、あるいはちょっとふらふらと小さい子どもさんですと、倒れたりしたときに、安全装置は働いたりいろいろしますけれども、そこは従業員もさらにあそこの掘れてしまえば当然また上りづらいというふうな部分は十分体験しておりますので、逆に従業員もそこら辺を意識した中で、日々の対応もされているかと思っておりますので、そこら辺を現状の中ではさらに徹底を図って、利用者さんになれ親しんでいただけるように努めることが大事なかなというふうに考えております。

あと将来的な展望についての御質問もありましたけれども、現在のところは今の維持の中で進めていくというふうな考え方で、あそこを運営していきたいというふうに考えております。

あと続きまして白銀荘の部分でありますけれども、接客サービスの向上の部分の中で、ちょっと墨の入った方というふうなこともお聞きしまして、私も今初めて耳にしておりますので、そこら辺の部分ですね、いろいろ先ほどのマットの関係等もございまして、通常の衛生的に使っていただく部分と利用のマナーですとか、あるいはそういう入館される方への対応とか、改めて営業を強化して利用者をふやしたいという考え方の中にありますれば、そういうような細かい点も非常に重要な要素になってくるのは、これは間違いありませんので、そんな観点から白銀荘の運営につきましても見返しながら、小さなことも改善しながら進めていくように、現場と打ち合わせをさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

7番中村有秀君。

○7番(中村有秀君) 何点が質問させていただきたいと思います。

まず、1ページの事業報告書の関係です。

一応株主総会、それから取締役会ということでそれぞれ列記をされております。したがって、25年の5月の29日、定時株主総会ということがありますけれども、振興公社の役員との関係、一応取締役に前田産業振興課長なり、商工会副会長の若佐さんなりということがあるので、それらがどのような形になっているかということ、残りの任期がどのような形になっているかということで御報告をいただくとともに、これは一覧にして提出をしていただきたいと思っております。

それから、2点目は、事業報告書の監査役会、25年4月19日、1回ということになっています。これは私、昨年との関係でもこのことを申し上げました。というのは、振興公社の定款に基づいて業務方法書というのがあります。その中に3番に会計及び経理ということで、会計の監査については監査役が半期ごとに監査を行いということになっております。そうすると、これでは1回しかやっておりません。したがって、昨年の議事録を見ますと、田浦副町長は定款に対しますと、監査会なりの監査報告と、そういう形式をしっかりと整えることも必要なわけで、その辺は深く反省して鋭意取り組んでまいりたいということで答弁されているけれども、実際は年に1回しかされていないというのは、この事業報告書の中に明らかになったもので、その点を、なぜできなかったのかということも含めて確認をしたい。

それから、2ページの関係の保養センター白銀荘の最後の行の関係で、町営バス利用者の復路無料と、大変好評をいただいたということで、その前段の中に20日間休館したけれどもリニューアルオープンの割引キャンペーンをやったということで、これらの関係の営業努力は認めたいと思っております。したがって、この12月1日から3月31日の4カ月間、3施設での復路無料ということで、大変好評をいただいているということだけでも、この白銀荘への利用者、それからあと2施設の利用者復路無料ということは、どういう人数になっているか、その点を確認したいと思っております。

次に、16ページの関係でお尋ねをしたいと思っております。

ずっとこういう形式になってきているのですけれども、例えば、販売費及び一般管理費予定額、前年度決算額が右側にあります。したがって、私は前年度の予算額が幾らで、そして決算額が幾ら、そし

て、当年度の予算がどうというような形式でぜひ出していただかないと非常に見にくい、調べにくいという関係があります。したがって、そういう点での改善をぜひやっていただきたいと思っております。

それで一つは、給料手当573万円です。前年度決算570万8,670円と、特にこの給料手当の関係で12%増、67万1,790円。予算額が503万円なのですね。実際に予算を立てる段階でそれぞれ計算されていると思うのですけれども、12%もアップという要素はどういうことなのかということが非常に疑問に思います。

それから、次に消耗品費の関係です。予算は150万円で、決算は189万円になっております。いふならば39万2,340円多いのです。ですから、消耗品ということで、特にどのようなものがこの約40万円アップ支出をされたのか、この点を確認をしたいと思っております。

それから、車両費、これも予算に対して39万8,885円、それから修繕費、これも予算200万円に対して249万円ということで、これは49万7,716円、ある面で車両だったら修繕は突発的に出てくる可能性もあるけれども、それであれば一般に考えている面と突発的に何が出てきたかなということ、確認をしたいと思っております。

それから、光熱費の関係、予算が1,070万円、決算が1,034万円ということで35万550円、いふならば予算に対して残ったということ、これはある面でヒートポンプの関係等もあるのかなというような感じがいたします。したがって、それらの内容について確認をしたいと思っております。というのは、決算で1,034万円なのですから、22年度の決算では1,024万円、それから23年度決算では1,028万円ということで、そんなに大きく変わりはないものだから、ヒートポンプの影響をできた効果というのがどの程度なのかということをお聞きをしたいと思っております。

それから、ずっと来て支払手数料、決算では24万4,090円、しかし、予算では1万円しか見ていないのですよ。ですから、こういう書式で書かれると、予算と決算の金額の対比が全然できないのです。ですから、23年度は予算が5,000円に対して決算が22万7,055円、そうすると、23年度出ているのであれば、もうちょっと支払手数料を予算額に計上しなければならないのが、何で1万円なのか。ですから、これは恐らく今、松田課長が総務関係の常務ということになって、かわったばかりだからあれなのでけれども、現実性の問題としてずっと予算と決算について非常にアンバランスなつくり方がある。こんなことが通っているのかとい

う感じを私受けたのです。

したがって、特に支払手数料の関係は、無料に伴う手数料ということで、そうするとこの予算の積算が不十分なので、それであれば無料の手数料とは、無料は何人いたのかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、いずっと下へ来て租税公課です。予算が8万円なのですね。今回は決算で18万3,574円、いうなれば10万3,570円多く出ている。23年度の予算を見れば8万円で、決算は10万3,761円。そうすると積算の根拠が全くでたらめなものをそのまま踏襲をしている。今回は25年度予算は18万5,000円ということで、それに実態に合った形なのかなという気がいたします。

そういうことでそれらについてお伺いします。

次に、オートキャンプ場の関係、18ページ。

この法定福利費、決算は52万816円、今度の予算では52万3,000円ということです。しかし、24年度の予算は92万9,480円なのです。そうすると決算で52万円で、40万8,664円少ないということで、ずっと23年度の決算は法定福利費49万8,870円、24年度は決算では52万円だから、実際これも決算と予算と比較すると43万610円違うので、これらがもう全く内容に伴った予算計上なのかと。

それでは、その次の厚生費の関係、24年度の予算は30万円なのです、その決算は4万7,159円ということで、25万2,841円少ないのです。ですから、23年度の決算を見れば、4万3,980円なのですよ。何でこんな形で大幅な増をして支出がこうなのかなということで、非常に残念なような気がいたします。

それから、ずっと来て、賃借料の関係です。24年の予算は45万円です。それに対して24万7,128円と、そうするとこの24万7,128円というのは、23年度も24年度も決算も同じ金額なのですね。それが今度は、一挙に賃借料に24年度は45万円になぜ上げたのかという、結果は似たような金額で決算がされて、24万円7,128円ということで、23年度と同じ決算額なのですけれども、これは何の賃借料が言うなれば45万円で計上されたのかなということを確認をしたいと思っております。

以上、何点か申し上げましたけれども、これらの関係について明確な答弁をお願いをいたしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩といたします。再開を11時といたします。

午前10時36分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの中村有秀君の質問に対しまして答弁を求めます。

副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 7番中村議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、公社の役員の就退任については現実にございましたので、それらの内容については一覧にして後ほど資料を配らせていただきたいというふうに思っております。

それと収支の状況、決算、予算について大変多岐にわたり御質問いただいたわけでありましてけれども、失礼ながら、この場での公社の財政状況の公表という中で、中身の質疑についてはちょっとそぐわないのかなというふうに思いますし、私ども町として公社の管理監督をする立場で、細かな部分まで掌握できていない部分もございまして、それらについては町としてしっかり掌握して、別な機会をとらえてひとつ内容の御説明をさせていただきたいと思っておりますので、この場については、その細かな質疑のやりとりについては、御容赦いただきたいというふうに考えているところでございまして、御理解を賜りたいと思っております。

また、特に、申し加えておきたいと思っておりますけれども、町の普通会計の会計の予算、決算のあり方と、それから公社等の企業会計の会計の原則や運用の状況を比較すると、少し性格的にも違う点もございまして、それらも含めまして、別な機会に私ども等の考え方をしっかりとお伝えして理解を得るように努力したいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 今、副町長のほうから答弁がありました。

役員の任期の関係、名簿の関係、任期はいつまでということ、取締役が2年で監査役は4年ということになっているので、その交代交代があるので、その任期はいつまでかということも含めて、出していただきたいなというふうに思います。

私は、基本的に振興公社ですね、上富良野町が大株主、1万8,800株を持って、JAさん、旭川信金さん、商工会さんが400株ずつの20万と、大半が940万が上富良野町で持っているというこ

とで、それなりにやっぱり十分な効果を上げ町民にも還元ができるというような形で、何とかやっていくような組織にしてほしいと、そういう点でちょっときょう、いろいろな形で申し上げましたけれども、非常に大ざっぱな予算のつくり方が所々に見えます。

確かに企業会計と違いはあるとは思いますが、余りにもかけ離れた予算計上と決算状況ということで、あえて申し上げさせていただきました。特に、今回平成24年の決算では300万円も振興公社からいただいたり、トータル的に16年間で幾らになっているかということを確認をしたいのと、それからもう一つは、監査の関係、半期ごとということが去年も指摘をしたのだけれども、これらについて去年の答弁書を見ると、副町長は深く反省して鋭意取り組んでいきたいということであれば、なお、その前段では取締役会に監査役も参加をされていると、そういうことで正式な監査の結果ではないけれども、意思疎通はできるというような全貌があって、さっき副町長の答弁がその後に続いているということで申し上げたいと思います。

現実の問題として、私はやっぱりこの16年間に相当多くの寄附金が振興公社から入っていると。特に一番少ないのが24年度決算なのですね、300万円ということで。そういうことで非常にいろいろな面での企業努力的な現場でされていると思います。特に夏じゅうのサマーフェスティバルのような関係だとか、それから先ほど申し上げましたけれども、リニューアルオープンでの割引きの策だと、あれだけの少ないスタッフでやるといったら、僕は大変だなという気がします。そういう点では特に白銀荘の皆さん方の御努力には感謝を申し上げて、また、頑張っていたきたいというような気がしております。

したがって、そういう思いを含めて申し上げましたので、あとその中身の関係、それからもう一つは支払手数料の関係も、私は去年も質問したのです。何でこんなに違うのかなというようなことで、そうすると、1万円の予算で24万4,000円ということで今回なっております。それらも細かいことはまた副町長が後日議会として、一応話し合う場を設けるということなので、それまでに期待をしておりますけれども、今言いました何点かについて御答弁を願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 7番中村議員の御質問に、私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

役員の取り扱いの関係についても、定款に定めが

ございますので、定款どおりに運用しているわけがありますけれども、それはしっかり任期も含めて就任、それから任期の周期も含めてしっかり資料にしてお出しをさせていただきたいと思っております。

それと監査役の関係については、大変再三にわたって同様の御指摘を賜りまして、申しわけなく思っています。これらについても監査の業務、任務についても、定款に規定がございますので、定款に沿って実行するように現場に、私も取締役の一人でございますので、指示をさせていただきたいと思っております。

それと寄附については、議員も御承知のように大変多額な寄附になってございます。ちょっと記憶で申しわけございません、現場でもしわかれば後ほど詳しく申し上げますけれども、2億6,100万円、これは平成9年以降ですね、毎年累積した金額でございますけれども、2億6,100万円ということになってございまして、御承知のとおり今年度が300万円ということで、非常に低額になってございます。もっと言えば入り込みの白銀荘を中心にして、入り込みトップの時期は14万3,000人ぐらいのレベルだったかと思っておりますけれども、今は7万人前後ということで、当時のトップレベルから半数近くに落ち込んでいると。

当時は町からの委託料の支出が長らくなかったということも含めて、大きな痛手だということでございますが、山のことについては、議員も御案内のとおり同業他社と連携をとりながら十勝岳地区の全体の入り込みなり全体の振興を図るという観点で、結束を持ってやってございますので、白銀荘独自でのというより、そういうことをも維持しつつ、引き続き努力してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

漏れがあれば補足しますが、そういう考え方で以後また努力してまいりますので、また町としましても指導監督を適切に行ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜っておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） よろしいですか。

それでは、7番中村有秀君。

○7番（中村有秀君） 私は特に白銀荘のヒートポンプの関係、どのぐらいの効果というのが我々も予算を通した段階で大いに期待をして、今度は上下でもそれを活用しようということになってはいるけれども、どのぐらいの効果かということが具体的に、今わかればお知らせをさせていただきたいのと、もう一つは、その町営バスの復路無料という関係があったのだけれども、これが白銀荘を利用していた人がどのぐらいで、3施設全体でどのぐらいかというのは、町民にそういうどれだけある面で還元をする、

もしくは利用させてもらうということが、そのほかの関係は後ほどでよろしいですよ、その2点だけちょっとわかれば教えていただきたい。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） 7番中村議員の、ただいまの2点の部分でございます。まだ若干指示をしております、ヒートポンプの効果ですとか、今おっしゃられました復路の無料の人数等につきまして、ただいま調べさせておりますので、もう少々お時間いただいた中で、後ほどそれを用意でき次第そういう中で御報告させていただきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって本件の報告を終わります。

◎日程第8 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第8 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 私は、さきに通告してあります4項目について、町長、教育長に質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

第1項目めは認知症に対する介護認定の見直しと認知症サポーター養成や認知症についての正しい理解を。

1点目は、厚労省の調べでは65歳以上の高齢者のうち、認知症の人は推計15%で、平成24年時点では462万人がおり、予備軍も400万人いると言われていいる。上富良野町では要介護認定されている388人中286人、73.7%の人が認知症と言われていいる。これらの人の中には、要介護度が実態より軽く判定され、本当に必要な介護を受けることができないなどの不満の声もあり、要介護認定審査会で認知症に対する考え方・判定の見直しなどが必要ではないか。

2点目、認知症の専門医の配置や、歯周病で認知症が悪化すると言われていいることから、口腔ケアの取り組みを強化してはどうか。

3点目、認知症の正しい知識や接し方を学ぶ講座を開催し、認知症サポーターを要請してはどうか。

2項目めは、妊娠時に発行する母子健康手帳の町独自の工夫をしてはどうか。

母子健康手帳の10年に一度の改正が平成24年に行われ、母親や父親の記述欄をふやし、育児情報

やデータを新しいものにするということであるが、どのように変更になったのか、妊婦健診の結果や出産状態、子どもの定期検診や予防接種の記録など、通常は小学校に入学する6歳に役割を終える。20歳まで成長を記録する自治体もあり、小学校入学以降の身長や体重の記録欄を設け、子どもの成長を幅広く理解するなど、町独自の子育てを支える重要なツールとしての活用を考えてはどうか。

3項目めは、東中中学校の閉校後の活用は、若者が多目的に職業を問わず男女の交流などができる出会いの場にしてはどうか。

平成26年2月16日に閉校記念式典が行われる予定の東中中学校の閉校後の活用について、農業者の宿泊施設などに限定せず、若者が職業を問わず、男女の交流の場などができる出会いの場として多目的に活用できる施設として考えられないか。

4項目めは、就学援助制度の給付内容と金額支給内容との見直しの考えは。

経済的に苦しい家庭でも子どもが安心して学べるように就学支援制度がある。教育委員会で取り決めている認定の基準になる所得額と、就学援助制度の給付内容と支給額はどのようになっているのか。また、生活保護基準の引き下げと連動する仕組みとするのか。見直しなどの考えはないのか、教長長にお伺ひいたします。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。

3番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの3点の御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の認知症にかかる要介護認定についてであります。要介護認定の調査や審査、判定に当たっては、公平性と客観性の観点から、全国一律の基準で行うこととなっております。地区審査会独自の認定方法の見直し等ができる仕組みでないことを、まず御理解をいただきたいと存じます。

国の基準の中には、認知症にかかわります認知機能や精神、行動障がいにつきましても、調査判定項目の中に盛り込まれていいることから、認知症の方々に対しまして適性に要介護認定がなされ、必要な介護サービスが適切に提供されていいるものと理解しておられます。

また、その後の生活経過の中でさまざまな機能の衰えなどにより、これまで以上のサービスが必要と思われる場合には、変更申請で対応していいるところでありまます。

次に、2点目の認知症専門医の配置と口腔ケアの

取り組みについてであります。認知症の専門医を地元に配置することは認知症の早期発見、早期対応などのためにも望ましいことではあります。現実問題としては極めてハードルの高い課題と受けとめております。

現状といたしましては、多くの方が富良野市や旭川市の精神科で受診されている状況にあると認識しているところでございます。

また、本年度よりスタートしております国の認知症施策推進5カ年計画、いわゆるオレンジプランにおきまして、二次医療圏ごとに認知症疾患医療センターの整備を図り認知症高齢者の早期診断、対応を行い、住みなれた地域で生活できる体制を整えることとしておりますので、この計画の推移を見守ってまいりたいと考えております。

次に、口腔ケアの取り組みについてであります。認知症と歯周病の関係につきましては、まだ研究段階と認識しておりますが、口腔ケアは他の疾病等の予防対策としても大変重要なことと受けとめておまして、特に認知機能の低下により口腔ケアがおろそかになることも予測されますことから、介護予防事業として生きがいデイサービス事業及びお元気会の中でも、口腔ケアをメニューとして取り入れ実施しているところであり、今後におきましても取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の認知症サポーターの養成についてであります。町におきましては、平成21年度より国が進めております認知症を知り、地域をつくる10カ年構想の一環といたしまして認知症サポーターの養成とその講師役でございますキャラバンメイトの養成を実施してきているところであります。

平成25年3月末現在におきましては、キャラバンメイトを5名養成する中で、認知症サポーター養成講座を5回開催いたしまして、合計96名の認知症サポーターを養成してきたところであります。

今後におきましても、引き続き認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進のため、認知症サポーターの養成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目目の母子健康手帳に関する御質問にお答えいたします。

母子健康手帳は昭和17年の妊産婦手帳に始まる長い歴史を有しておまして、母子保健の基本をなすものとして多くの国民に親しまれてまいりました。昭和40年に母子保健法に基づきます母子健康手帳となつてからは、おおむね10年ごとに社会情勢や保健・医療・福祉制度の変化、乳幼児身体発育曲線の改定等を踏まえまして、様式の改定が行われてきたところであります。

母子健康手帳につきましては、全国一律の省令様式が規定されておまして、一部は市町村にゆだねられている任意様式で内容が構成されているところでございます。現在の手帳は平成23年の省令改正に基づき作成されたものでございまして、町では平成24年4月1日から改定版の上富良野町母子健康手帳として交付いたしております。

改正の主な内容につきましては、近年のハイリスク妊婦の増加や妊産婦健康診査の充実を受け、妊婦健康診査の記録欄の充実や妊産婦の自由記載欄の充実のほか、赤ちゃんの発育項目について「はい」、「いいえ」の従来の記載から達成時期を記載する形式に見直しますとともに、新生児の便色の情報を追加、さらには、最新の乳幼児の身体発育曲線への改定等を行っております。また、任意様式の部分につきましては、18歳までの成長曲線を追加いたしまして、学童期への連続性、継続性を配慮した内容としたところであります。

町におきましては、独自の取り組みとして母子健康手帳が継続して使用できますように、全ての子どもに配布される育ちと学びの応援ファイル、すくらむの活用と連動した学習資料等を妊婦相談時に配布いたしまして、一貫した母子保健の充実を図っているところでありまして、これらにより、議員御言にあります子育てを支える重要なツールとしての機能が発揮されるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目目の東中中学校の廃校後の活用に関する御質問にお答えいたします。

この件につきましては、本年3月の定例町議会の一般質問で同僚議員から御質問にお答えさせていただいておりますが、平成26年3月をもって67年の歴史に幕を閉じ、残念であります。閉校する予定となっているところであります。

閉校後の跡地利用につきましては、東中住民会に対しまして、地元としての利活用についての要望意見の取りまとめを依頼いたしまして、本年2月、農作業の人材確保を図るための宿泊施設に活用できないか検討をお願いしたいとの御意見をいただきました。これを受けまして、町といたしましては、その実現の可能性も含め内部の関係部署で検討を進めるよう対応しているところでございます。

御質問の男女の交流の場など、出会いの場としての多目的な活用につきましては、現時点では想定いたしておりませんが、地域の意向も考慮した上で、今後、さまざまな御意見をいただきながら有効な活用方法を見出してみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の4項目めの就学援助制度の給付内容と金額支給内容との見直しに関する御質問にお答えいたします。

初めに、就学援助の制度であります。学校教育法では、経済的理由により就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。これを受け、町におきましては、就学援助事業のうち要保護者に対しましては、生活保護費によって学用品費、スキー用具費、就学旅行費などが措置されております。

また、修学旅行と医療に要する経費については、国から補助を受け、町が支援をしております。

準要保護の認定要件については、世帯全体の収入額が生活保護の1.2倍以下の基準を設け、学用品費、通学用品費、スキー用具費、修学旅行費などに加え、平成24年度からはPTA会費、生徒会費、クラブ活動費に要する経費についても就学援助を行っております。

支給金額であります。昨年度、学用品と通学用品費を合わせて小学1学年が1万1,100円、2学年から6学年まで1万3,270円、中学1学年が2万1,700円、2学年と3学年が2万3,870円をそれぞれ支給しております。新入学児童生徒の学用品費などは、小学生1万9,900円、中学生2万2,900円です。

体育実技用具は、スキー用具の実費として、原則小学生が1学年と4学年が、2万5,300円、中学1学年が3万6,300円です。

修学旅行費は実費を支給しています。

医療費と学校給食費は、個人負担額を支給しているところであります。

PTA会費は、小学生3,290円、中学生が3,200円です。

生徒会費は、中学生800円です。

クラブ活動費は中学生6,000円です。

次に、生活保護費の引き下げと連動する仕組みと見直しなどの考えであります。国においては生活扶助基準の適性化の観点から、本年8月1日より新たな生活扶助基準に見直すこととしており、これに伴い他制度に影響が生じる可能性が指摘されています。このことから、国では、これに対する対応方針が示され、要保護者に対する就学援助については、児童生徒の教育を受ける機会が妨げられることのないよう、平成25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者については、生活扶助基準の見直し以降も、引き続き国による補助の対象とすることとしております。

準要保護者に対する就学支援については、国の取

り組みの趣旨を理解した上で、就学援助は、教育の機会均等の精神に基づき全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けることができるよう配慮し、実施すべきものであることを踏まえ、正式な国からの通知後、適切に判断する考えであります。

今後におきましても引き続き、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行ってまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 1項目めの認知症対策のところでございますけれども、町長の御答弁では、全国一律の基準で行っているの、富良野地区の審査の認定は独自というのにはできる仕組みにないということをおっしゃっておられます。

今回、5年の推進のオレンジ計画ができて、在宅は今度は主流になるということで、上富良野町も今、300人近く隠れ認知症の方もいらっしゃいます。そういった大変ふえている状況にありまして、この認知症の方は自分が認知症であるという自覚がありませんので、それで、本当に自分の状態を理解しているわけではありませんし、非常にプライドも持っておりますので、なかなか家族の方も認定に対して少しどうかと思っている苦情を、申し立てしたいと思いましても手続とか、それから相談なんかをどこにしているのかわからない人もいらっしゃいまして、町としても、そういった人がいるのだということ認識をちょっと持っていただきたい、そういうことで、問題提起させていただいております。

それで、変更申請書なんかもできるのだよということでございますけれども、そういったものも申し出しやすいような、相談もしやすい地域包括センターの充実を図っていただく、こういうことが大事でないかと思うのですけれども、その点どのようにお考えになりますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の認知症の方々に対します考え方について、お答えをさせていただきます。

実は、議員御指摘のように、冒頭の御質問にありましたように、どうも認定を受けた度合いと実態が違うというようなこと、実はお話としては何うことは珍しいことではないのですが、現場の保健師さん等のそういったことは、どういうことでそういう思い違いが起きているのだろうということを聞いておりますけれども、一番考えられるのは、認定の審査会はあくまでも認知症という事象についての程度を

審査していただいていると思うのですが、また、御家族の方々が、その認知症と認定されている方が認知症とは別に、また身体的な病気をあわせ持つておられる方がいて、それらをあわせて介護度が低いのではないかとかというような理解をされていることが多いというふうに聞いておまして、認知症としての審査と、また別な病気をを一体に見ていないというようなことでの思いの差異が生まれているのではないかとということで、現場では押さえているようでございます。

そういうことで、実際それがもう身体的なことも含めて、これは変更が必要だというようなときには、そういうようなアドバイスをしてくれておりますので、さらに、そういったことを充実していくように、さらには、その変更申請が手軽に申しませうか、対応できるような仕組みは、これはもう整備しておくことは当然でございますので、意を用いてまいります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 今回質問するに当たって、私、これだけ本をいろいろと勉強させてもらって、それで結局、町としてそういうことは判定は余り甘くないということをおっしゃるのですけれども、私は何人かの方から聞いているものですから、そういうことで、今後についても、地域包括支援センターのあり方を少し対応を考えていただきたいと思えます。

それは認知症になった場合の問題提起ですけれども、次の予防の口腔ケアですけれども、メニューを持ってやっていらっしゃるというのですけれども、生きがいデイサービスですか、私もボランティアをさせてもらっています。デイサービスに行っているのですけれども、割合口腔ケアって余りやってないのですね、実態としては。

町ではやっていらっしゃるということですがけれども、これはマウスに実験をして、2匹のネズミに歯周病の菌をつけたネズミは、もとへ戻れないと、こういう実験結果が出ているのですよね。だから、それであれば予防するということは本当に大切なことです。歯をきれいに磨いて口の中を清潔にするということは、これはもうちょっと強化して指導していただきたいと思えます。80歳で20本の自分の歯を保つという8020運動というのをずっとやっているのですけれども、今まさに、6月6日から10日まで虫歯の予防週間でございまして、もう少し口腔ケアを、メニューでやっているのだよとおっしゃるのでけれども実態としては、私はそういうボランティアをやらせていただいている中で余り

やっていないと思いますので、このケアのほうの指導をもう少し強化ということで、お願いしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の口腔ケアについての御質問にお答えさせていただきます。

私も口腔ケアが大事だということでは全く同感でございます。そして、口腔ケアが認知症の進行にどういうふうに相関関係があるかということは、実験等は行われているのですが、まだ研究途上だと伺っているところでございますが、ただ、素人ではありますけれども、口腔ケアがおろそかになることによつて、そこを媒体として体に菌が侵入すると、悪さをするということは、これは想定できます。そういう意味におきましては歯がしっかりと、先ほどお話しありました8020運動ではないですけれども、これはもう古くから言われていることとございまして、認知症のみならず体全てに非常に大きなことであるということは、私も理解しておりますので、いろいろサービスを提供する中で、その口腔ケアに通用できる要素がどの程度あるのかということは、十分私も認識しておりますが、その重要性は現場にこれからも伝えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 次の認知症の正しい理解が必要というところでございますけれども、認知症サポーターを養成されて、今まで来ているよというお話ですけれども、余りどうなのでしょう、私余り認識がありませんし、周知もしていないのでしょうか。と申し上げますのは、今回の所管の事務調査でも厚生文教さんのレポートのまとめとして、当初においても認知症サポーターの養成を考えていくべきであると、こういうふうに表示されております。認知症のサポーター養成のところがもっとも住民全体のものとして、正しい理解ができるよう研修の場です、今、これ「認知症をあきらめない」というのは、これは文化会館で行われますけれども、これはエーザイ株式会社、薬品会社が催すものでございますけれども、ほとんどこれ富良野でして、こういった講演は上富良野町も出しておりますけれども、だからもっとも正しく理解するためには認知症の方を知識ありませんと、なかなか優しく寄り添えませんので、もっと住民全体のものとして正しい理解ができるように、研修の場を力を入れていくべきだと思いますけれども、その点どうでしょうか、お考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の認知症サポーターの養成の件につきまして、お答えをさせていただきます。

先ほどお答えさせていただきましたが、管内的、あるいは全道的な傾向といたしまして見比べましても、認知症サポーターを養成していただけます指導的な立場になっていただく方、キャラバンメイトの方の上富良野で現在5名ということで聞いておりますけれども、それらについては水準的には特に差異はなかなかと。ただ、そういう方々が中心となって、今度サポーターを養成するという部分につきましては、これはもう議員おっしゃるとおり、それが充実されれば、されるにこしたことはないわけでございます。ただ現実はどういうふうに養成をする仕組みを、さらに充実してふやしていけるような工夫ができるのかということ、これはすぐ取り組める部分と、一定程度準備を整えてからという部分もあるでしょうから、現在まで約100名近い方が育ておりますので、そういった今までの足跡をしっかりと検証して、これは充実していくことにこしたことはない、私も現場にまずそういった思いを共有して、向上させられるものにつきましては、向上をできるように取り組みをしてまいりますので、ぜひ御理解賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） では2項目め母子手帳の自治体独自の工夫のところですが、24年度から町も改定物に対応したということで、18歳まで対応することにしたよということでございますけれども、母子手帳の交付をされる時、ああ、母親になったのだなという実感が湧いてくるということで、これ大分前の母子手帳でございますけれども、改定のところですね、どのように数値的なものはどうなっているのでしょうか、首の座りですとか、寝返りとか、ひとり座りができたとか、いろいろはいはい、ひとり歩きができたとかという、月齢等に変わっているのでしょうか、何年の調査が示されているのでしょうか。何年前の調査をもとに、こういったところが変わったのでしょうか、ちょっとまずそれをお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の母子健康手帳につきましてのお尋ねにお答えさせていただきますが、基本的なこの手帳に対します町としての基本スタンスは、先ほどお答えさせていただいたとおりでございます。今、お尋ねいただきましたような、その以前のものと対比につきましては、担当しております所管の課長が来ておりますけれども、お答えするに十分な資料を持っているかどうかわかりま

せんが、あるとしたらお答えをさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

細かい部分までの御答弁になるかわかりませんが、今、議員の御発言にありましたように、過去の母子手帳から今使っている母子手帳の発達過程等におきましては、例えば議員御指摘にありました首の座り等につきましては、過去の母子手帳では3カ月、4カ月のところに首が座りましたか、はい、いいえというような記載項目でありましたけれども、新しい母子健康手帳は、3カ月、4カ月のところに首が座ったのはいつでしたかというようなことで、いつ首が座ったということで書くようになっております。これらにつきましては、お母さんたちが3カ月、4カ月たったら首が座らないとならないのだというふうに、かえって精神的な負担があっては困りますので、それぞれお子さんの成長過程には差がありますので、そういう意味で、私の子どもはいついつに首が座ったというふうな、そういう記載の項目に変わったということで、首の座りからひとりで立ったとき、ひとりで座れるようになったときの、それぞれ6カ月や9カ月の項目のところにも、そういう配慮への記載からいつそういうことができるようになったというふうな記載の項目が変わっているのが、その発達段階での記載の変更であります。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 大体今そういったふうに3カ月か4カ月で首が座らなければいけないということになると、お母さん方も負担だということで、そういったところが変わったということはよくわかりました。

それと何といたっても6歳で終了なようなところがあまして、学校にあがるときに母子手帳の過去の病気とか、いろいろなものを書いたものを学校に提出します、入学時に。そうすると、あとについてはそんなに指導がないというふうなことを聞いておりますが、その点はどうですか。18歳までとおっしゃいますけれども、その入学時にそういうことをしますから、その後をちょっと指導があれだ思うのですけれども、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の母子健康手帳を活用した高齢に移行する期間の対応につきまして、お答えさせていただきますが、冒頭お答えさせていただきましたように、現在すくらむという子どもの成長過程を学校、あるいは保育所、各ステ

ジごとにしっかりと情報を共有しながら、子どもたちの育ちをしっかりと観察していくというすくらむという仕組みを持っておりまして、その中で母子健康手帳をその中に情報を取り込みまして、そしてそれが途切れることなく活用されていくような仕組みが現在整っておりますので、それをしっかりと生かしていくことが、むしろ大事かなと思いますので、そういうことには配慮してまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 重要なツールでございますので、よろしく活用をお願いしたいと思います。

次に、3項目の東中中学校の閉校後の活用ですけれども、確かに学校の廃校後の活用というのは大変難しく、富良野市では山部の生涯学習センターなんかは、比較的うまくいっているのではないかなと、美瑛町では閉校後の活用が失敗しているというか、だめになりました。それで、町長の御答弁では、今後多様な意見もいただきながら有効な活用を生み出していきたいと、このようにいろいろお考えになっていただいているのかと思います。

それで、少子化で学校を廃校せざるを得ないという現実を、やっぱり受けとめられた東中地区住民の皆さんの意見を取り入れて、一番優先順位にさせていただきたいと思うのですけれども、住民会に余りお任せしてもちょっと負担になってしまうのかなと、そういったことで、私はやはり町内で英知を集めて考えていただく、やっぱりこれなかなか学校閉校後の活用というのは難しいですね。廃校プロジェクトと全国にもそういう登録してやっていますけれども、なかなかうまく活用ができなくて、今いろいろと生かす場所になるように考えていただくのだと思うのですけれども、私は多目的に若い職業を問わず交流の場に、というのは、お年寄りの方は老人会等で会館なんか使えますし、子育て世帯、キッズママさんなんかは、かみんですとか、社教ですとか、いろいろなところを利用させていただいております。

若い人が意外と居場所というのでしょうか、男女が交流できる場、町外からも上富良野の人と結婚したいわとかと言った場合に、そういった出会いの場、そうするとそういった人も宿泊できるようなそういう場にならないかなという、もちろん農業者のアグリパートナーの方を主として考えてはどうかと思うのですけれども、私はそういう若い人の出会いの場、交流できる場に考えていただけないかなと思って、これも一考ではないかなと思ひまして申し上げているのですけれども、その点どうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 3番村上議員の東中中学校の後の利活用についての御質問にお答えさせていただきましても、まず、私の思いの第1番目としては、形はどうであれ、東中地域の人たちの心情を思うとき、あそこが学校の面影をとどめて存続利活用していくことが、これはやはり地域の皆さん方の思い、苦渋の決断に対する応え方の一つであろうというふうに思っております。

議員から御提案ありましたような男女の交流の場、さらには、アグリパートナーもその中心に据えてという御提案でございますが、私もそういう形で地元の東中地域の皆さん方からの考え方の一つとして示されておりますことも、これは大いに検討するものだというふうに理解しておりますが、一方、場所的な条件、さらには器があればそれによしというものでもないという実態もございまして、行政が取り組むものとして、果たして行政効果も一方では求めていかなければならないという宿命もございまして、まだまだ多くの皆さん方から、いろいろ知恵や考えをお聞きした中で、最終的に結論を導いていきたいというふうに考えておりますので、機会がありましたら、ぜひこういう機会だけでなく、いろいろお考えをお聞かせいただきたいと、むしろお願い申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） あそこは田園風景もありまして、駐車場も広く使えます。それで、今、自衛隊OBの方が用務員さんとして施設を管理されているのですけれども、そういった状況もだれかが責任持って管理する状況をつくらなければ、ちょっと住民会員の方にとってもちょっと負担になるのかなと考えたりしております。

そういったことで、いろいろとどのように生かされた施設にするためにいろいろお考えいただいていると思います。そういったことで、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、今度、教育長にお伺いしたいと思ひます。

保護者への就学援助制度のお知らせなんかは、どのようにされているのでしょうか。それから、制度上はいつでも活用できると思うのですけれども、多くの自治体は4月とか5月ぐらいに、入学するときにやっていっちゃうと思うのですけれども、準要保護者に対する就学援助は、国の取り組みをよく理解した上で適切な判断をしておっしゃっていますけれども、生活保護受給者の方の下げるといふことの国のほうの方針ですけれども、それは町独自のお考えをなさるのか、それとどうなのでしょう、道

内的に見て、国の就学援助基準に合わせたものなのだと思うのですけれども、上富良野の独自の支給額というのではないのでしょうか。道内で見ますとおしなべて、どのような感じなのでしょう。

それとクラブ活動、中学生6,000円というのは少し少ないのではないかなというふうな気がしているのですけれども、それから、小学生の高学年のクラブ活動というのではないのでしょうか。小学生のクラブ活動費はどうなるのか、それから25年度新たに校外活動費だとか、それから卒業アルバム代なんかはお考えいただけないのでしょうか。そういったことでお尋ねしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、保護者に対してのお知らせでありますけれども、学校を通してお知らせを全部の保護者に対してお知らせをしているところであります。該当するなと思う方が、それらの書類を提出していただいている状況にあります。

次に、制度上の活用についてですけれども、まず、基本的に生活保護費の基準額が下がる部分、今現在、先ほどもお話ししましたが、生活保護基準の1.2以下の方が準要保護ということになっております。したがって、8月1日から保護基準額が下がる中においては、その基準額を使った中で運用をしていくというふう考えております。

あと年度初めの認定、これが基本でありますけれども、随時転入されてきたりとか、そういう状況もありますので、その部分、転入された方についてはその都度対応をしているところであります。

あとクラブ活動費の6,000円の額ですけれども、うちの考え方は実費としておりますので、基本的に育成会にクラブ活動費として支払っている額、年額6,000円ですので、その実費額を出して支給しているというふうなことになります。

小学生のクラブ活動費でありますけれども、よく少年団の活動をしますけれども、あれは学校のクラブとして認められているものでありませんので、小学校にクラブ活動というのはございません。上富良野小学校において、唯一スクールバンドがそれに該当するのかなと思っておりますけれども、ほかのスポーツについては該当がないということになります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 道内的に見て、どうなのでしょう、水準はどうなのでしょう。それと小学校については、少年団活動は認められないというこ

とですけれども、だからこそ25年度は新たにその校外活動、これについて活動費を認めていただけないかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

支給額につきましては、もともとがこの制度、国のほうから補助金を出してもらうという形で制度化がされておりました。その時点においては、各町村同じ支給額であります。以降も制度的に補助制度がなくなって交付税措置が行われるようになったわけですけれども、基本的な支給額については、国から補助金は来ませんけれども、基本的な部分は国のほうからこれぐらいという部分が表示されておまして、それに基づいて支給をしている実態にあります。

道内的の話ですけれども、支給額はおおむね統一されていると。ただし、先ほど1.2以下という部分の話をしましたけれども、収入に対する1.2以下ですけれども、この部分では各市町村において1.3だったり、1.4だったり、それぞれ若干違いがあるところであります。うちの町で1.2といたしたのは、管内的な状況を制度改正のときに十分踏まえて、現在の1.2以下ということで進めるように決定をしているところでございます。

したがって、校外活動、新たな費目を起こす部分につきましては、現在のところ考えてはいるところであります。前向きに、先ほど新しい24年度から三つの費目を足しておりますけれども、これについても道内的に言いますと、50%の市町村が実際に運用しております、ほかはやっていないということから考えますと、ほかの町よりは進んだ形で対応させていただいているということをお理解いただいて、校外活動費についてもそういうことで御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 24年度からPTA会費、それから生徒会費、クラブ活動費、こういったものを就学援助に加えられたということ、これは本当に評価したいところでございます。ですけれども、この市町村で支給額の内容とか金額とか、認定基準が各自自治体で違うものですから、だから、そういったことで道内的に見てどうなのかなということをおし上げたのですよね。だから、やっぱり国の取り組みを理解した上で、適切な判断をするということですが、母子加算も廃止と言っていたのが、

民主党政権でまた復活しました。ですから、生活保護についても基準を下げてくるという国の方針がありましても、そこは上富良野独自としての教育委員会としての考えというのをやっていただきたいと思うのですけれども、一考していただきたいと思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 3番村上議員の御質問にお答えします。

基本的に基準とするものは、やはり生活保護基準額というものが国で決められている基準であります。この基準を変えるということは、基本的にできないというふうに考えております。ただ、今後において、1.2だとか、1.3だとか、そういう部分については、社会的な情勢も踏まえながら対応していくことは可能であるかと思えます。基準額は変えるつもりはありませんけれども、その認定基準の1.2という部分については、今後において検討、常に見直しをしていかなければならない事案だというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、3番村上和子君の一般質問を終了いたします。

昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 午前中に引き続き、会議を再開いたします。

午前中に報告案件でありました中村有秀君の質問に対しまして、後で答弁をするということでございましたので、準備ができましたので答弁いたさせます。

産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） 午前中の中村議員の御質問にありました2点につきまして、私のほうから御説明させていただきたいと思えます。

まず、1点目の白銀荘のヒートポンプの導入効果についてはどうだという内容でありまして、これにつきましては、ヒートポンプは平成22年に導入いたしましたけれども、そういった中で従来使用しておりました暖房、あるいは給湯ということで灯油を使用しておりましたけれども、これが使わなくてよくなったということでもあります。そういった中で、直近の平均の使用リットル数を調査しますと、約10万1,500リットルほどが平均的な使用量とい

うふうに押さえたところであります。

これに伴いまして、その単価につきましてですが、平成24年度の平均単価を用いさせていただいて試算しますと、結果的には930万円ほどの灯油の使用が不用となったということでもあります。

一方、ヒートポンプ導入の中で電気料が加算します。そういった中で導入前には、おおよそ450万円ほどの電気料を支払っておったわけですが、平成24年度の実績を見ますと840万円ほどの料金を支払っているという内容であります。したがって、その差を見ますと、約390万円ほどが電気料で増となったという内容であります。

そういった中で、先ほど一方では、減となった灯油との差し引きをしますと、540万円ほどが結果として支払わなくてよくなったというような押さえを直近でしておりまして、これが御質問にありますヒートポンプの導入効果として一応押さえられる数字だなというふうに考えております。1点目については、以上であります。

次、2点目ではありますが、お年寄り、あるいは障がい者にかかる入館の優遇措置について、先ほど1,543名の利用が白銀荘においてあったということをお報告させていただいておりますが、その中で御質問にあった町営バスの復路無料の実績は各施設ごとでどのような数値になったかという問いでございます。

これにつきましては、町営バスの実績を拾いまして、各施設ごとの実績を出した結果、まず、私どもの白銀荘で復路無料を利用された方が1,360人、それとカミホロ荘では123人、それと凌雲閣では460人ということで、合計1,943名の方がこの入館の優遇措置を利用して、なおかつ復路のバスを利用された実績ということで、数字を把握できましたので、御報告申し上げたいと思えます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） どうもありがとうございます。

それでは、午前中に引き続き、一般質問に移ります。

次に、5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 私は、さきに通告してあります2項目、8点につきまして町長にお伺いをいたします。

1点目でございますが、1項目め、町内の公共施設の省エネルギー対策についてでございます。

現在、国や北海道においてもさまざまな場所で省エネルギー化、また、再生可能エネルギーの導入について取り組みが行われているところでございます。我が町上富良野町におきましても省エネルギー

やエコ改修の住宅リフォームなどに対しても補助金を活用する事業などが行われており、また、現在建てかえ改築工事が行われております上富良野小学校につきましても地中熱を利用したヒートポンプの活用を図るなど、さまざまな取り組みを行ってきております。そのことを踏まえまして、町長に次の事項についてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目でございますが、現在の十勝岳温泉地区にあり公共施設において、それぞれの建物の光熱水費の推移について、これら进行分析、検討を行った経緯はあるのでしょうか。

2点目、今ある公共施設の改修計画について、もちろん建物の長寿命化に伴いまして、設備いわゆるボイラー・暖房・給湯等の改修計画をお持ちしているのか。

3点目、役場庁舎や保健福祉総合センターかみん、さらには消防庁舎、町立病院がこの近くに固まってあるということから、これらのエネルギーを一括に管理するエネルギー棟を建設し、そこから再生可能なエネルギーを中心とした一括の管理体制を図るような考え方というのはいかがでしょうか。

4点目、ESCO 事業と呼ばれるものを導入することにより、光熱水費を管理、さらには削減を図るような考え方をお持ちではないか。

今後ますます高騰するであろうと言われている原油等の化石エネルギーを消費することによって、燃料費の増嵩が予想される中で、再生可能エネルギーの導入については必要不可欠になってくるだろうと考えられます。さらにこのことはCO₂削減、地球温暖化防止の観点や環境に優しいまちづくりの考え方なども含めて、他の自治体よりも先んじてこれらの再生可能エネルギーを取り入れ、この美しい十勝岳温泉地区のみならず、地域の将来の子どもたちにさらにクリーンにして引き継ぐためにも、一日も早い導入が求められると考えますが、町長の考え方並びに今後において受ける我が町の取り組みにつきまして、町長の考え方をお伺いしたいと思います。

2項目目でございます。十勝岳地区の観光振興についてお伺いいたします。

昨年12月に制定されました十勝岳温泉地区の観光振興計画の中におきましても、十勝岳温泉地区における戦略的計画については、総花的意見として集約されておりまして、十勝岳地区が持つ本来のポテンシャルについては余り触れられておりませんでした。もちろん大雪山国立公園内にあるということから、大規模な開発はできないということにつきましては、私も十分に承知をしておりますが、今ある施設につきましても相当の自助努力をしながらもぎりぎりのところで運営を行っているのが事実でありま

す。

町長も御承知のように昨年1カ所の施設が残念ながら現在休館という形の状況になっておりますし、また十勝岳地区のフラッグシップでもあります施設についても、源泉の配管等さまざまな大きな諸問題を抱えているのが現状であります。加えて冬期間道道の美瑛の望岳台から来る道道の通行どめによりまして、観光客の流入が遮断されるなど、まだまだ予断を許さない現状にあります。

しかしながら、昨今十勝岳エリアの人気というのはさまざまな分野の熱狂的なファンの方から大きな評価を得ておりまして、リピーターとしてのお客様もふえて、数多くいらっしゃるという現状でございます。そのことで町長に次の4点についてお伺いをいたします。

1点目、現在、十勝岳地区には十勝岳温泉郷には2つの温泉施設、吹上温泉郷には1つの施設と1カ所の無料露天風呂があり、町では吹上地区に関しては振興公社の活用を図り、さまざまな改修なども行っておるところでございます。このことについて、同様に十勝岳温泉郷の施設についても、十勝岳温泉地区の十勝岳開発基金等の活用を図りまして、源泉の確保や上水の安定的供給に支援ができないかどうか、お伺いいたします。

2点目につきまして、十勝岳地区は日本の中においても北欧ヨーロッパに非常に風土、気候が似ております。特にフィンランドにありますラップランド地方とは気候やその他植物の群生なども非常に似ていることから、これらを非常に深く関係のあります公益社団法人の日本サウナ・スパ協会でありまして、北海道フィンランド協会など連携を密にして、北海道の中での山岳リゾートの中核として位置づけられるような観光振興に着目ができないかどうかお伺いいたします。

3点目、アウトドアスポーツの中でも、非常に上級者に好まれるというバックカントリースキーやバックカントリーのスノーボードの聖地として、十勝岳地区を売り込みを図りまして、特に観光客が著しく激減する冬期間の上富良野町の観光振興に力を入れる考えはないのかお伺いいたします。

4点目、昨今、非常に人気が高まり近隣の市町村でも取り組んでいるロードタイプの自転車のコース整備や情報発信、団体への支援などを行い大会などを誘致し、町として独自に自主開催をするような考えはをお持ちではないか、以上の8項目について町長の所信をお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの4点の御質問に対してお答えさせていただきます。

1点目の公共施設の光熱水費の推移と分析、検討についてであります。本町では、平成22年度から平成30年度までを計画期間といたしまして、「上富良野町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」でございますが、これを策定いたしまして、大量の二酸化炭素排出事業者として期間中におけます二酸化炭素排出量を、平成20年度と比較いたしまして約18%削減する目標を定め、公共施設等でのさまざまな省エネやエコ対策に取り組んでいるところでございます。

目標達成のため建物の光熱水費の推移や分析・検討につきましては、毎年の使用量調査を行うとともに、上半期、下半期の年2回におきまして、各課に対しまして地球温暖化対策実行計画取組みチェックリストの作成によりまして、職員一人ひとりの省エネに対する啓蒙普及を図るとともに、これら報告結果に基づきまして、課長職で構成いたします「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）推進会議」を開催いたしまして、分析・検討を行い、適時改善を図っているところでございます。

次に、2点目の公共施設のボイラー・暖房機等の設備改修計画についてであります。改修計画につきましては、突発的に発生する設備の故障及び修繕の場合を除きまして、老朽化等による施設を長寿命化するために、それぞれの施設改修履歴をもとに改修計画を策定した上、実施計画に位置づけ、計画的に取り組んでいるところであります。

また、設備を改修する場合にあわせて、省エネルギー設備導入についての検討を行い、効果を見きわめ、実施しているところであります。

平成22年度には公民館のボイラー更新にあわせて、集中暖房方式から各室で温度管理ができる個別暖房方式へ、また、同じく22年には、吹上温泉保養センターで温泉熱を活用した地中熱ヒートポンプの導入を図るとともに、照明の一部にLED化などを行い、省エネルギー対策を実施しているところであります。

次に、3点目の再生可能エネルギーを中心とした一括管理ができるエネルギー棟建設についてであります。現在、国においては福島原発事故を受けまして、再生可能エネルギーについて注目しており、効率的な再生可能エネルギーに関する技術開発についても取り組みが進みつつあると認識しているところでございます。

しかしながら、再生可能エネルギーの代表となる「太陽光発電」についても、積雪寒冷地での効果や、また「風力発電」、「バイオマス発電」等の再

生可能エネルギーについても、気候的・地理的要件に大きく左右される状況であります。本町の場合にはそのような立地条件も含めて課題も大きいものと考えており、議員御質問のエネルギー棟建設の考えは、現時点では持ち合わせておりませんが、今後におきまして施設の改修時にあわせて再生可能エネルギーを、補完的に活用する有効性などについては検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目のESCO事業の導入についてであります。本町のような施設規模、あるいはエネルギー使用量等から推察いたしますと、このような事業導入には課題が大きいと思われ、現時点では本事業を導入する考えは持っておりません。しかし、議員御発言のように二酸化炭素排出事業者としては、その責務をしっかりと果たしていくとともに、町民の皆様にも協力いただけるような省エネ施策を進め、次代を担う子どもたちに美しい上富良野町の自然環境を継承していくことは大変大きな責任と認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の十勝岳地区の源泉の確保や上水の安定的な供給についてであります。十勝岳地区の飲料水につきましては、十勝岳翁地区飲料水供給施設による供給とあわせて、2施設におきましては、みずから水源を確保して営業している状況にあります。その中で、凌雲閣さんの水源につきましては、4月から5月における融雪時期に導水管の接合部分のふぐあいにより、一時給水が不安定な状況が発生していることも承知しており、飲料水の安定的な確保は大きな課題であると認識しているところであります。現在のところはそれぞれの施設から特に町に対する要望は受けていない状況であります。

申し上げるまでもありませんが、十勝岳地区は町の観光振興にとりまして、大変重要な地区でありますので、今後も十勝岳地区の振興につきましては、地域と十分協議をさせていただきながら振興に努めてまいりたいと考えております。

また、十勝岳地区の観光振興、環境保全の推進を図るため、昭和42年に設置いたしました十勝岳地区振興基金の活用につきましても、地域と一体となって、その有効な活用について協議・検討してまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の十勝岳を民間と提携した山岳リゾートの中核として位置づけた観光振興についてあります。優れた泉質の温泉やヨーロッパのような恵まれた山岳景観、雲海や美しい星空、また、十勝岳連峰の山岳地区は、夏は登山、冬は良質のパウ

ダースノーを楽しむスキーヤーに、人気が高いアクティビティゾーンとして道内でも誇れる山岳保養エリアであります。

十勝岳地区の良質な自然景観などは大きな観光資源であると考えており、御質問にある山岳リゾートにつきましても、十勝岳地区の観光振興の大切なツールの一つであります。さまざまな規制や制約がある中で、山岳リゾートについてどのような位置づけができるのかを含め、さらに検討が必要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3点目の冬期間の観光振興についてですが、冬期間の観光入込客数の減少は本町だけでなく北海道の多くの自治体の共通課題でもあります。本町におきましては、ラベンダーを主とした花観光と、十勝岳の紅葉が終わる10月から5月までのオフシーズン期間の観光振興を図ることは、大変重要であると考えております。

特に、冬の十勝岳を生かした観光の振興につきましては、温泉や美しい冬の十勝岳の魅力を生かすため、交通確保対策や富良野・美瑛圏域など、広域的な連携事業を活用するなどし、さらには観光振興計画に位置づけております関係期間による具体的な行動計画の立案などの取り組みを推進し、オフシーズン期間の集客向上に努めてまいりたいと考えております。その中で、スキーやスノーボード等をどのように組み込んでいけるかについても研究してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4点目のロード自転車のコース整備と大会誘致等についてですが、観光シーズンに多くの自転車が見られるように、国内はもとより海外からの観光客におきましてもサイクリングの人気の高まってきていると感じております。

近隣におきましても、美瑛町や富良野市において1,000人規模の大会が開催されていると承知しているところであり、本町におきましても、自転車を愛好する方々が十勝岳を登る十勝岳ヒルクライムという大会の構想をお持ちであることもお聞きしております。

町といたしましては、同様の大会を町が主催して開催することは難しいと考えますが、愛好者や団体などが主体となって取り組まれるものにつきましても、積極的に協力をさせていただきながら、誘致や開催などにかかわる支援を行うことは十分可能であると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） それでは、1点目の省エネルギーの取り組みについてでございますが、大変すばらしいお取り組みを、職員一堂丸となって取り組まれておりますので、引き続きそのような分析を図りつつ上富良野町として、いわゆる数値目標というものを役場庁舎内だけではなく町民とあわせて共有できるような、そういった仕組みをさらにつくっていきながら、よりクリーンなまちづくりに取り組んでいただきたいと思います。

それで、1点目はそれではよろしいのですけれども、2点目の改修計画の部分についてお伺いいたしますが、当然長寿命化という中で突発的な事故等々、もしくは破損等々でなるということの改修は当たり前のことなのですが、いわゆるもうちょっと計画的にそれらを入れかえるというときに、現在ある設備、施設等々を生かしつつ、先ほどの話の中でもありましたとおり、上富良野町ヒートポンプの導入が恐らく管内においても先進的な取り組みであると思っております。特に、上富良野小学校に導入が予定されていヒートポンプについては、私の調べた範囲の中においては、恐らく国内でもかなり最大級のエネルギーを出せるものというふう聞いておりますので、そういったものをやはりこれから改修を図っていくような公共施設には積極的に取り組んでいただくことが肝要ではないかなというふうに考えますが、その点についていかがでございますでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の省エネにかかわります設備改修についての御質問にお答えさせていただきます。

基本的な認識といたしましては、議員と何ら変わるものではございません。全く同様の思いでございますが、とりわけ改築、新築、大規模な躯体を含めまして改修等を行うような事案につきましては、これはそういったエネルギーの節減確保等も含めまして、しっかりと全体計画の中で取り組むことは可能でありましょうし、現在も先ほどお話しありましたように上富良野小学校の改築といたしましては、そういう前提をもって設計をさせていただいておりますが、維持管理の域を少し超えて小規模の改修、改築等の段階で、精神的にはそういう機会をとらえてということは理解できますけれども、実際そういうような取り組みをしようと想定すれば、例えば既存の館内、あるいは建物の中に既に整備されておりますダクトだとか、あるいは新たな熱、そういうエネルギー源を確保しようとするればスペースの問題だとか、なかなかその部分だけを対応すればというようなことではなくて、非常に波及していく部分が多い

ものですから、今のところ取り組みが可能なものについては、それは積極的に取り組むことは常としておりますけれども、建てかえるようなもの等、あるいはそうではないものと、ある程度切り分けして考えているところでございます。

そして、さらに、その中で、この最初のお答えの中で申し上げましたように、本町の地勢的状况にマッチしたものでなければ効率が上がりませんので、そういったことも含めて鋭意検討もしておりますし、技術がどんどん革新が進んでおりますので、それは情報収集をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 私も、今、町長からお答えいただいたように、多分向いている方向はもうこれは我々議員も職員もこの省エネルギー化、その低炭素化ということについては日々同じ方向で向いているというふうに私も考えているところでございます。ですから、せんだっての公民館の改修を集中型からその各部屋にするとという、本当に小さいことから少しずつ始めていくということも非常に大事でございますし、本当に技術革新日進月歩でございますので、そういった状況というのを常にアンテナを高く張りつつ、例えば、熱源を多く利用することが望まれる病院あったりとか、それから保健福祉総合センターかみんのような高齢者が使うようなところというのは、やはりある程度の一定の温度、また、ボイラー等々も安定供給していくということから、もちろん補完的なサブのものになるのかもしれませんが、そういったところをできるところから変えていける取り組みということをしていただきたいのですが、そういったお考えはありますか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきますが、もちろん先ほどの御答弁の繰り返しに一部なりますが、対応可能なものにつきましても、たとえ小規模なものでございしても、それが全体の構造に大きな影響を及ぼさないようなものでありますれば、それは当然積極的に対応を考えてまいりたいというふうに思います。

現在、既に江幌小学校、それから実は小学校の暖房の設備も、今、防衛省の補助事業を通じて防音対策で講じるわけでございますが、そういうときも、今、議員がおっしゃいましたようなことを十分配慮して設計しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 本当に素晴らしいことだと思います。

もう1点、いわゆるエネルギー棟の考え方というふうになりますが、これは少し中長期で物をとらえないといけないのかなというふうにも考えております。町長、御答弁ありましたとおり、大規模なソーラー発電、太陽光発電というのはメガソーラーというように、たしか日本では東京ドーム6個分の大きさで、3,000世帯分の1年間の電気ができるというものが日本にはありますが、当然そういったものをこの庁舎内につけるということは不可能でございますし、そういったものをつくれと言っているのではなく将来の町の公共施設、特にこの固まっているエリアの中においては、そういった別棟である程度一括集中管理ができる、その中にいわゆる化石燃料をメインとしたものではなく、この上富良野においては先ほど町長がもう先駆的取り組みされております地中熱ヒートポンプというものがありますし、また、そのことによって実際のその削減効果というのも出ております。

近隣の管内で申しますと、たしか下川町が木質バイオマスのエネルギーを活用するという一部も、いわゆるあそこは林業の町でございますので、それらの林業の町を生かしてやっています。上富良野町は十勝岳温泉がある町、地中熱は比較的安定してとれるということが、そういったものの考え方というものをやはり中長期、将来の子どもたちにクリーンなエネルギーを残していくということも踏まえて、来年、再来年という、すぐすぐということではなく、考え方の一つとしてそういうお考えをお持ちでないか、お伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

エネルギー供給の管理棟等から起因しますそのエネルギー対策の考え方でございますが、先進事例等のお話もいただきました。先ほども申し上げましたけれども、現在、この役場、かみん、町立病院等もございしますが、こういったところをイメージされているのかなというふうには思いますけれども、現在、例えばこれは私なりの思いでございますけれども、大都会のようなビルが集中しているようなところで、夏冬問わず一定程度高い熱、そういったもののエネルギー消費があるようなところ、そういったところを想定しますと、それは相当前向きに検討する効果があらわれるような例かなと思います。

ただ、このような地域におきましては、とりわけ高い多くのエネルギーを消費することとして想定されますのは、冬期間なんかは特にそうでしょうけれど

ども、あとは照明等にかかわる部分については、そうした大きな比重がかかっている状況ではないかなと思います。

ただ、下川町のお話をされておりましたけれども、下川町さんのように木質バイオ何かを例にとりますと、そういう供給源が十分に確保されるようなめどがありますと、これは私としては大いに研究する価値もありましょし、やはり検討に値すると思えますけれども、実は、そういう切り口も私も考えたことがありますけれども、この富良野圏域の例えば今、我々が目にしたり耳にしたりする木質バイオ等を例に挙げますと、原料供給体制がパイが小さいということで、これは今の状況では非常にこの地域で取り組むということは非常にハードルが高いなと。

先ほど申し上げましたように、技術革新が進んで全く、例えば地中熱等もさらに効率的、また熱交換率の高いものとか、太陽光発電にしても、今は非常にハードルが高いなと思ってますけれども、まだまだそういう発電効率のいいものが出てくるとすれば、これはもうやはり我々行政を預かるものとしては、大いに前のめりで行くぐらいの気持ちが必要だというふうに考えるところでございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 町長おっしゃるように、下川町さんはそういった木質バイオマスの提供が非常に有利な場所というところで、それらに着目をされておりますので、例えばそれだけにこだわることなく、さらにそういった調査を進めていただきたいと思います。国も今、こういった再生可能エネルギーに関してましては、スリーイーという、いわゆる三つのEですね、頭文字、エナジーセキュリティという安定的にエネルギーを供給することと、エンバイロメントプロテクションという、環境に対する負荷を低減させるということと、それがさらにひいてはエコノミックグロースという経済成長の戦略にもつながるということで、これらに対しての後押しが非常に、今、国としても積極的に経済産業省を中心に行っておりますので、いわゆるイニシャルコストにかかわる部分等々は、それら大きな補助金等々があるというふうに聞いておりますので、なお一層、そういったところを調査研究をしていきながら、やはりこの美しい田園風景、十勝岳を誇る上富良野町は空気もきれいだと、そういった先駆的な町なのだというふうにもぜひいただきたいと思いますというふうに考えております。

その中で、4点目のESCO事業でございます。

ちょっと聞きなれない言葉でございますが、エネルギー・サービス・カンパニーということで、い

ゆる初期投資にかかわる部分とランニングコストにかかわる部分を一括で、これを管理をすることによって、例えば10年とか15年の契約期間を済んでしまえば、その削減されたものについては町の浮いた分になるということで、いわゆるイニシャルコストにかかわる部分を抑える事業があります。

こういったものを上手に活用していくことによって、町の持ち出しのお金がないというか、非常に低い中で進められると思えますので、町長の答弁の中では、なかなか問題がハードルが高いというふうにお答えいただいておりますが、どの部分で二の足を踏まれるのかということをちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員のESCO事業につきましてのお尋ねにお答えさせていただきますが、本事業につきましては事業者、まず私どもの思い、そういうエネルギーコストを削減したいと、そういう方向に向かうことは、これは変わらない思いでございますけれども、ただ、この事業につきましては、やはりそういったことに関心を示す、あるいはそこからメリットを生ませる可能性がある対象の私どもの、この自治体がやっているこういうことが、そういう事業としての魅力を感じていただけるように、今、実態かどうかということを考えますと、私は例えば本当にエネルギー消費量が相当程度高い集中したビル群だとか、そういったものを丸ごと引き受けて事業化して、そこからメリットを発生させる、お互いウイン・ウインのものが生まれるということであれば、それは大いに検討に値するでしょうけれども、今、この上富良野の町の公共施設等を一つの事業の対象として押さえたときに、そういう関心を示していただけるような事業者もあるのかどうか、研究もしておりますけれども、なかなかまだこれからの研究課題かなというように認識している程度だと御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 確かに町長おっしゃるように、このESCO事業というのが非常にまだよちよち歩きと言いましょか、社会通念の中でも、まだまだ認識の薄い事業であるということは私も理解している中で、すぐ、はいっと飛びつくわけにはいかないという気持ちも重々理解するのですが、逆に、例えば、ここに町立病院などの事務長さんや、ラベンダーハイツの所長さんも来られているのですけれども、そういう単体の中の光熱水費がかかっているもの、その事業に対して、例えば実験的というわけにはいかないのですけれども、例えば全町をやるとい

うふうになると、これは非常にリスクの高いものになるかもしれないのですけれども、それぞれ独立採算で運営している部分で、少しでもコストを削減したいところについて、改修事業の計画の中で前倒しをしていくというところにおいては、かなり有利な事業展開だと思うのですね。いわゆる ESCO 事業、10年なり15年と契約をしますと、イニシャルコスト、ランニングのワンストップのサービスになっていくわけですから、現在の ESCO 事業の仕組みというのは、例えば今まで10万円かかっていた光熱水費が、仮にその事業をやることによって12万円になったとしても、そのオーバー分は取りませんよという契約の内容でいきます。逆に8万円になっても、それは残念ながら契約期間中は10万円を払わなくては行けないのですけれども、契約期間が満了して8万円を下がっていったとしたらば、それはもうまずランニングの部分は削減されますし、何よりも最初の初期投資のコストの部分が、こちらの持ち出しが少ないというところがありますので、そういうところから少しずつ使っていくような取り組みというのは、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど来からお尋ねあります ESCO 事業につきましては、そういった小さな事業所からの取り組みということについてのお尋ねでございますけれども、まず、私ども設置者、事業実施者がそういうアプローチをしていくことも排除するわけではありませんけれども、むしろ事業者が事業として取り組みとして魅力が感じていただけるかどうかと、アプローチがまずあるかどうかという、そういう切り口もあろうかなと思ひまして、まだ、これは研究していくべきものかなと、少し切り口は違いますけれども、私はそういった今、例を挙げていただきましたような事業所につきましては、省エネあるいは環境改善ということから、少し御質問には触れておりませんが、上富良野にある資源を生かした冷雪熱のような、そういうような活用ができないかと、むしろそういうことに関心を持っているわけございまして、これからも勉強を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） これからもぜひ、議会、町民ともども、こういったエネルギー問題、省エネに対して関心を持ち続けるということの意味も踏まえて、町が先駆者となって牽引をしていただきたいと思います。

そして、2項目めの十勝岳温泉の部分について再質問をさせていただきますが、1点目の十勝岳のフラッグシップであります凌雲閣さんの部分について、行政側もしっかりと認識をともしていただいたということで、私も安心しておるところでございますが、実は、もう少し深く読みますと、要望がないということではなく、どうやって要望しているのかわからないというのが、実のところ現地で聞き取り調査をしたときに発生がしてきておりましたので、もう少し民間がただ使うとかという、そういうことではなくて、いわゆるエリアとして十勝岳温泉の地区の源泉であったり、上水を守るという意味から、こういう使い方もできますよ、もしくはこういう整備をする必要がありますよということが、いわゆる行政側からの発信も必要なのではないのかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の十勝岳地区に関します御質問にお答えさせていただきます。

私も申し上げましたように、十勝岳エリアというのは、非常に町としてはもう本当に大きなウエートを置くべき地域だというふうに理解をしております。その中で、とりわけ今飲料水についてのお話いただきましたけれども、飲料水を確保できるかどうかということは、まさしく地域の生命線でございます。現在、翁地区の飲供を通じまして、バーデンさんから上の方々につきましては、水に供給を欠くことがなった場合には、そこから供給する体制は整えさせていただいております。これらにつきましては、試みに仮に凌雲閣の高さまで水を揚げるとしたら、果たして可能かどうかと、これはもう技術的には可能だそうです。しかし、そのコストを利用者が負担していただくようなことも想定して構想すると、これはもう非常に荷が重いだらうというようなことも聞いておりまして、いずれにいたしましても、安定的に飲料水を供給するということは、これはもう必ずそれは満たしていかなければならないことだと思っておりますが、その事業者さんが自助努力でできる部分と、あるいは私どもが支援しなければならない部分、これからまた十分にそういう意見交換、情報交換は現場はしておりますので、これからまた少しそういった推移を見させていただきたいと思ひます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） せっかく十勝岳地区の振興基金というものもありまして、ぜひそういったものを有効活用していただきたいと思いますし、先ほど一番最初の質問の中でも述べたとおり、いろいろさまざまな要件・要因等もありましたが、やはり白銀

荘のような無加水、無加温で源泉100%かけ流しのようところでヒートポンプを導入することによって、あれだけの削減効果も生まれるということであれば、上のほうのまた違う温泉については、源泉からちょっと離れたりとかということで、若干また加温をしなければいけないということもありません。また、そういったところにも非常に必要以上の経費等々がかかたりするので、例えばそのランニングじゃなくイニシャル的な部分にかかるコストを、こういったものできちっと整備してあげるとか、また、あそこは十勝岳温泉郷の中には上富良野八景の名勝がございます。現地に町長もそれこそ日曜日の山開きでも行かれたと思いますけれども、がけになって非常に危険な場所になっておりますので、ああいったところをきちっと整備するというのも、うまく活用して非常に最近はやりのパワースポットとしても人気の高いところがございますので、ああいうインフラの整備にもしっかりと、そういった基金の活用というものは有効的なのではないかと思いますか、いかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

十勝岳地区を総合的にその価値を高めていくことになるのだと思いますけれども、とりわけ個人のそれぞれ事業者の努力だけでは超えられない部分については、こういったことに対して、基金を活用していくということは私といたしましては、何ら意はございません。やはりそういった貴重な財源をどのように活用していくかということは、やはり地域の合意はまず皆さんで価値を共有していただくということが大前提だと思いますので、今、金子議員からお話しありましたような整備も排除しないで、十勝岳地区を本当に誇れる地域にするために、活用することは大いに検討に値するというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 先ほどのエネルギー問題も含め、非常に思いが同じ方向を向いているのではないかなというふうにひしひしと伝わってくるのですが、2点目、3点目の部分あわせての再質問になるのですが、町長も、もともと町長が上富良野の十勝岳地区以外の観光も含めた中で、非常にヨーロッパ的なこの山岳風景のたしかサンモリッツに似ていらっしゃるということを、お話しされていたの思い出すのですが、実際にスイスにありますサンモリッツについては、倶知安町が姉妹都市の提携を結び、ニセコ地区の中の一隅として現在そういった山岳リゾートとしての活動を、今、始めようと

しております

しかし、雄大さと言いましょか、本物の度合いからいきますと、やはりこの十勝岳エリアのこの雄大さというのは日本の中でも本当に屈指のエリアでございますので、ぜひ今まで町長在任期間中にもさまざまな十勝岳についての思いの中で活動をされておりますし、現にこのファンの方とも相対で町長お話しなど対話をされていらっしゃる機会が多いため、そういったことをもっと活用して、この十勝岳の魅力というものをもう少し前に出すことの推進ができないか、お伺いをいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 十勝岳地区の振興についての御質問にお答えをさせていただきます。

私といたしましても、繰り返しになりますけれども、十勝岳地区の振興は本当にこの上富良野の将来を左右する大きな場所だというふうに位置づけております。とりわけ、私就任させていただきましてから、いろいろな場面で北海道さんと思いを共有しなければならないようなハードルがあるというふうなことも、幾つも出てきておまして、そういう部分で少しずつ理解をしていただくような方向には行っておりますけれども、議員の御質問にありました道路の確保だとか、私どもはとにかくもう観光振興につながれば、もう何でもオーケーだというぐらいに私は北海道のほうと対応しておりますけれども、北海道さんにおきましては、その辺は安全性が確保云々と非常に杓子定規の対応しておりますので、ぶつかる時もありますけれども、いずれにいたしましても、町で対応できる、あるいは町が先に進んでやらなければならないことは率先してやりますし、そういうことを通じて十勝岳の魅力ですね、これはもう私も金子議員がおっしゃるように、私はもう日本じゅうを探してもひけを取らないロケーションを備えていると思いますので、この魅力を生かして、そして、十勝岳振興に結びつくように、これはあらゆる角度からアプローチしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 本当に思いは同じで、特に、今、町長がお話ししていただいた道とのやりとりというのは、もう本当にこれは町長が一番フロントに立ってやっていただくことですので、引き続き粘り強く交渉のほうをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、ロードレースというか、レースではなく本当に自転車の人気というものは健康志向、それから環境志向ということで高まっております。特に北海道は本州に比べて空気がきれ

いということから、観光客も含めた人口が非常にふえております。

御承知のとおり富良野はアスライド北海道ということもやっておりますし、それから隣の美瑛町さんにおきましては、センチュリーライドというものもやっており、非常に人気が高くなっております。ツールド北海道のようなレースのようなものではなく、本当に愛好者が楽しめるという、それがまた人を呼んでいくということの事業。御答弁の中にもそれら団体についての支援をしていきたいというふうに思いますが、これももちろん道路を使うということから、さまざまレギュレーションが高くなっております。警察また、その他環境省も含めて、いわゆる愛好者だけでは超えられないハードルというものがたくさんありますので、そういう部分は後押しではなく、みずから町が牽引をするということで働きかけをしていただきたいと思っておりますが、この点についていかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子議員の自転車によりますイベントについての御質問にお答えさせていただきます。

まずそういったイベントがこの町において企画されて、そして行われるということは、ぜひ私といたしましても望むところでございますし、そういった取り組みに対しましては最大限まず支援をさせていただきたいというふうに思います。しかし、議員お話しのように、町が前へ出て条件を整えなければならないような課題もあります。そういった部分にはとりわけ道路の使用等につきましては、非常に記録に残るので申し上げますけれども、今までも四季彩まつりの行灯行列、あるいはビアガーデン等につきましても、許可権者であります警察のほうなんかでも、その町の姿勢と申しましょうか、町の熱意ですね、そういったもので非常に時々の方々の判断基準が変わっているという、私、そういうことも体験しております、皆さんの盛り上がりはこのようにあるのだということをお伝えすれば、それは超えられていくものだというふう考えておりますので、ぜひお互いに力を出し合って実現に結びつけていければと願うところでございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 本当にそういった、私も担当のした部分で非常に相通じる部分がありますので、それについてもう私は言及はいたしません、最後になりますけれども、この観光振興計画策定された中にもございます、スポット分析の中で、やはり一番多いのは上富良野町のイメージとしては、ラ

ベンダーの花以外これといった魅力が少ないという分析結果もありますので、実はラベンダーは私はないがしろにするつもりは全くございません。ラベンダーで観光客がお花で来てくださることは本当にいいことだと思いますが、実は、それ以外で通年を通じて上富良野の本当の魅力の最大のものというのは、どこにも持っていきができないこの十勝岳にあるというふうに私は信じてやまないところでございますので、ぜひ最後に町長が、十勝岳観光を中心としたその観光、また、環境に対する考え方というか、観光として、ひいては経済振興につながる考え方についてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 5番金子の御質問にお答えさせていただきます。

上富良野全体の観光振興に通じることかなというふうに思います。私といたしましては、ラベンダーも大きな魅力の一つ、十勝岳も同様でございます。ラベンダー観光を通じて上富良野へお客さん呼び込む、あるいは十勝岳の魅力を通じて上富良野にお客さん呼び込んで、そしてラベンダーも楽しんでいただくと、それはもうお互いにそれは両立していかなければならないというふう思っております。

そういったようなさまざまなことを具体的にどのように積み上げて、組み立てて、具現化していくかということについてはここ近年、御案内のように、観光客が海外の事情もございませけれども、非常に低迷しているということで、皆さん観光事業者も、町といたしましても非常に町民の皆さん方も危機感を持っております。これは裏を返せば、新しい仕組み・発想を生ませっていくチャンスかなと思っておりますので、昨年作成させていただきました観光振興計画をしっかりと、それに魂を入れていくように心がけてまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、5番金子益三君の一般質問を終了いたします。

次に、4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私は町長及び教育長に六つの点について質問させていただきます。

1点目は、子どもの医療費の無料化についてお伺いいたします。

子どもの医療費の無料化の対象年齢を拡大を望む声広がっています。他の自治体では将来を担う子どもたちの健康を守るためにと、隣町の中富良野町や比布町では中学校までその対象年齢を拡大するという状況になっています。それは同時に、子育て支援を強化するというでもあります。

上富良野町においてはこの間、住民の声に押されてようやく就学前までの通院費のみを負担軽減に踏み切るといった状況になりましたが、しかし、子育て中の保護者からはほかの自治体のように、入通院とも無料化枠を中学校まで拡大してほしいという声も広がっています。この間の質問に対しても町長は、従来と同様の答弁で、今後の動向を見定めて判断したいとの答弁にとどまっているというのが実情であります。子育て中のお父さんやお母さんたちが、この町に住んでよかったと思えるようにするためにも、子どもの医療費の無料化を中学校まで対象を拡大すべきだと考えますが、見解を求めます。

次に、福祉灯油についてお伺いいたします。

昨年の灯油を含めた燃料の高騰は、住民の生活にも少なくない悪影響を及ぼしました。その中で多くの自治体では燃料の高騰を受け、住民の生活を少しでも守ろうと燃料購入時における負担の軽減策を道の補助制度を活用し、福祉灯油の助成を実施しました。しかし、町においては実施いたしませんでした。

町長の答弁では、今後恒久的な対策が必要だから、十分その展開を含めて考え抜いた上で、福祉灯油の実施をしたい、こう述べております。しかし、一方では、極力避けたいという思惑が働いたのではないかと私自身は考えております。

いずれにしても、私が福祉灯油のこの間実施求めて町長に質問し、恒久的な対策をとりたいという答弁を終始していますから、この後に及んでいまだに具体的な対策がないというのでは、余りにもひどい話であります。今後においてはどのように、燃料高騰における、またふだんの福祉灯油の実施に向けた具体的な対策がどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

この7月には、花と炎の四季彩まつりが開催されます。その前後からはもう既に観光客がこの上富良野町に来町してきております。また、この間、人気グループの嵐がJALの宣伝で、5本の松の木木の宣伝効果もあって入り込みもふえることに期待を寄せております。と同時に、そういうものとあわせて、日の出公園では、古くなったラベンダーの株を更新する植栽が始まっております。しかし株が小さいために四季彩まつりには到底ラベンダーの開花が間に合わないという状況は明らかであります。そのためには来た観光客の方ががっかりして帰るのでは将来の町のイメージのダウンにもつながりかねません。そういう意味では、上富良野町においても、またリピーターとして来ていただけるような対策をとるといったことは必須の条件ではないでしょうか。

ここで伺いいたしますが、花と炎の四季彩まつりにおけるラベンダー園における観光客誘致の対応についてお伺いいたします。

二つ目には、観光客の入り込みをふやすためには、何と言っても駐車場の確保と将来のラベンダー園の整備は欠かせません。そういう意味では、今後どのようにされるのか、この点についても伺いいたします。

次に、町立病院の運営についてお伺いいたします。

医療圏の再編などで、町立病院には老人保健施設が併設され、介護施設として重要な役割を担っています。しかし、介護職員の身分は臨時職員のままであり、ボーナスもまた手当もないという状況が続いております。この間何回か処遇の改善を求めた結果、賃金の引き上げや、あるいは忌引休暇の導入がされましたが、しかし、これとて十分でないというのが実情であります。仮に40年間働いたとしても、年間給与は300万円になるかどうか、届くかどうかという実態であります。そういう意味では、せっかく専門職としての身分でありながら、結局将来に展望が見えず、離職も相次いでいるというのが実態ではないでしょうか。そういう意味ではきちっとした採用時には正職員と採用して、その配置を行うべきだと考えますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、公共施設の使用料についてお伺いいたします。

スポーツサークルや公民館・防災センターを使用する場合、1時間150円、一方で文化サークルが使用する場合、1時間2,400円と1,200円という形になっており格差があります。確かに減免制度がありますが、しかし、いずれにしてもこの格差は縮まるものではありません。そういう意味では利用者からこの格差の是正をしてほしいという声が聞かれますが、この点について教育長の見解を求めます。

次に、トイレの改修についてお伺いいたします。

富原球場横にあるトイレは古く悪臭もあり、利用者から早期の改修を望む声が出ております。あそこを利用している中学生や何かの大会があったとき、あそこのトイレは使用したくないという声が出るのも当然であります。この間の質問では、今後の財源の確保も含めて十分検討したいと述べておりますが、今後についての対応についても伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの子どもの医療費に関する御質問にお答えをさせていただきます。

以前にも同様の御質問にお答えさせていただいておりますが、乳幼児等の医療費助成につきましては、北海道医療給付事業と連携いたしまして、その給付対象者を拡大しながら助成措置を講じているほか、町の独自助成として、受診頻度の高い乳幼児を抱える子育て世帯の負担軽減を図るため、就学前の乳幼児に対する医療費の全額助成を実施しているところであります。

また、町では、妊娠、出産から、中学、高校までの子育ての各ステージ別に、保健・医療・教育など分野別にでき得る子育て支援策を講じておりまして、今後におきましても適時見直し改善を行いながら、これらの支援策を推進してまいりたいと考えているところであります。

議員御質問の中学校卒業までの医療費の完全無料化については、子育て支援策の一つの仕組みとしては理解するところでありますが、町といたしましては、どの分野、どのステージに重点を置き、子育て全体の底上げを図っていくべきか、さらに少子高齢化の進展の問題については、今後のまちづくりにとって非常に大きな重要な課題であると私も認識しており、本町の少子化の状況が今後どのように推移していくのか、将来を見据えながら総合的に判断し、バランスのとれた子育て支援事業等が実施できるよう今後も検討を続けてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの福祉灯油に関する御質問にお答えさせていただきます。

積雪寒冷地である本町にとって、暖房費など冬期の生活には一定の経済的負担が強られることは十分理解をすところであり、福祉灯油事業につきましても否定するものではありませんが、高齢者や障がい者、あるいは経済的困窮者など、社会的な生活弱者に対する恒久的な支援策を築き上げていくことこそが、極めて重要であると考えているところであり、その思いにつきましては、去る3月定例議会の折にも答弁をさせていただいているところであります。

このようなことから、生活弱者に対する施策はこれまでも実施してきたところでありますが、まずはそういった既存の諸施策について、町民の方々の生活実態に即した真に必要なとされる支援策となっているか、それらの検証作業を現在行っているところでありまして、そういった作業を通じ既存施策の見直しを行いながら、よりよい恒久的な生活支援策となるよう改善していくことが重要と考えておりまして、このことから、この秋を目標に改善プランをま

とめ、随時事業化に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3項目めの観光行政に関する2点の御質問に一括してお答えをさせていただきます。

日の出公園のラベンダー園は本町の花観光シーズンの中心的施設であり、当初4年間で整備をしておりますが、1年間短縮し本年度で整備を完了するようラベンダー園の再生に取り組んできたところであります。

現在、整備の真っ直中であり、今シーズンは株の活着の低下や開花のおくれなどにより、日の出公園のイメージダウンとにならないよう、観光協会、町のホームページでの適切な情報提供のほか、現地に周知看板を設置するなどして、その対応に努めてまいります。

また、「かみふらの花と炎の四季彩まつり」の駐車場の確保につきましては、例年どおりの予定としているところでありまして、鋭意準備を進めてまいります。

いずれにいたしましても、これらの取り組みが確実に実を結び、日の出公園の再生を通じ再びかつてのにぎわいが訪れるよう、観光振興計画に基づき観光振興事業を推進してまいりますので、御理解賜りたいと存じます。

次に、4項目めの町立病院の介護療養型老人保健施設で働く介護職員を正職員として配置することに関する御質問にお答えいたします。

極めて厳しい国・地方の財政状況を背景に、職員数の適性な配置による定数管理等が求められ、町では安定的な行財政の運営のため、事務事業と組織機構の見直しや業務委託の推進により正規職員はもとより、嘱託職員、臨時職員、委託会社の社員等が、さまざまな行政の業務を担うことで、安定的な行政サービスが提供できるよう体制整備を進めてきたところであります。しかし、御指摘のとおり、介護職場は専門知識と不規則な勤務のため、非常に採用困難な職場で慢性的な人手不足が生じております。

このような中で、働きながら努力して介護福祉士等の資格を習得し、専門性の高いサービスの提供に努めている職員もいることから、平成23年度に町立病院と特別養護老人ホームの介護職員と看護補助員等の処遇の改善を実施いたしました。

介護職員の処遇の改善といたしましては、忌引き等の特別休暇制度の導入や賃金水準の改善を行いました。特に賃金につきましては、経験年数に応じた昇給制度と上位の介護資格を取得した職員への賃金表へのランクアップにより町立病院の介護職員は、改善前の平成22年度と改善後の平成24年度

の年収比較で15.7%、金額にして平均25万8,000円のアップとなり、処遇改善の効果があらわれております。

また、町立病院は一般病棟と介護老健の併用施設であり、老健で勤務する介護職員も一般病棟の看護補助員としての配置がえも実施しておりますことから、老健の介護職員を正規職員として採用することは困難であり、また、町立病院の運営は地方公営企業としての経営内容と効率的で健全な病院運営に努めることが求められておまして、平成23年度からの処遇改善を継続することで御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の5項目めの公共施設の使用料に関する御質問にお答えいたします。

町における文化・スポーツの振興のため、社会教育総合センターを拠点に、町民の健康増進とスポーツ振興を目的に、広く町民の皆様などに利用をいただいております。また、文化の振興においては公民館・公民館分館などにおいて利用の推進を図っております。

これらの施設の利用に当たっては、教育委員会が利用調整会議を開催し団体の定期利用調整を行っておりますが、ゲートボールやミニバレーボールなどのスポーツ利用の希望が多く、全ての希望に応じられない状況にありました。このため、公民館大ホールは十分な機能ではありませんが、多くの皆さんに利用をしていただくために、町では使用料、手数料などの見直し方針を定めた中で、公民館大ホールなどをスポーツ利用の場合として、新たに使用の用途区分に加え関係条例の改正を行ったところであります。

これにより、平成19年4月から公民館大ホールや防災センター、集会室など、スポーツに利用できる施設については、社会教育総合センターアリーナとの面積の均衡を考慮し、150円の料金を設定した経過にあります。

また、文化サークルで使用する場合は、各施設の使用面積に応じた料金を設定し、社会教育総合センターや公民館、防災センターなどを利用いただいております。

これにより公民館大ホールを文化の目的で利用した場合には、1時間2,410円の使用料となっており、団体登録の場合は5割減免となっております。また泉栄防災センターにおいても、集会室を利用した場合は、1時間1,200円の使用料となっており、同じく団体登録の場合は5割減免となっております。

このようなことから、同じ施設でスポーツに利用する場合と文化サークルなど文化の目的で利用する場合とでは施設の設置目的の違いなどから、このような実態にありますことに対しまして、御理解を賜りたいと存じます。

次に、6項目めのトイレの改修に関する御質問にお答えいたします。

富原野球場横にありますトイレは、昭和52年に富原運動公園として野球場、テニスコートとジョギングコースを整備した際、駐車場横の河川側に建設したものであります。当時は町において下水道の水洗化工事に着手しておらないため、汲取式トイレとして男子用小便器2基、和式大便器1基、女子用和式大便器1基で現在まで使用しております。

その後、平成7年度に同運動公園に多目的広場が整備された際に、学校給食センター側に水洗トイレが設置され、これを含め現在は2カ所を利用いただいております。

御質問のトイレは建設後36年が経過し、清掃などの維持管理に努めていますが、水洗化には至っておりません。教育委員会といたしましては、水洗化の必要性は十分に認識しておりますが、現在の場所では下水道に接続する際の勾配確保の問題もございます。このため建設場所の選定とともに財源確保の課題もありますので、今後は計画性をもって組織内の協議を進めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 乳幼児医療費について質問いたします。

今、上富良野町の乳幼児医療費の第1条の目的のところでは、早期の子どもさんの病状、これを速やかに健康管理してこの町で大きく育てもらうための支援策だということがうたわれております。

そういう意味では行政も当然その方向に向かって乳幼児医療費の助成を行っているものと考えております。また同時に、近年では政府の統計でもこの10年間見ても働いている皆さん方の手取りが30万円以上減収しているという状況がうかがわれます。ということで報道もされました。

また、最近では燃油の高騰やそれに関する食料品等の高騰などによって、また新たな負担が住民の生活に波が押し寄せてきているというのが実態だというふうに思います。そういう意味で他の自治体では、そういうもの考慮しながら子育てを支援強化しようという形の中で、中学校までの医療費を入院、通院とも無料化にするという状況が生まれてきてお

ります。

比布や中富良野町で利用されている方の話聞いたら、やはり私たちのことを真剣に思ってくれているのではないかと。やはりこういう制度があることによって子育てもしやすくなるということが言われているというのが実態であります。

確かに上富良野町ではいろいろな施策の展開もされておりますが、もう既に、他の自治体でも上富良野町と同じような子育てに対する施策の展開がされておまして、さらにそれを一歩抜け出すという状況の中で、乳幼児医療費の無料化枠を拡大するという状況が生まれてきているというのが各地の実態です。首長さんに聞きましたら、お金はやりくりしかないので、将来の子どもたちのためにこれだけの財源を投入しても、やはり将来必ず返ってくるだろう、そういうことを信じて実施しているのだということです。

多くの方々は、やはり町に住みやすいかどうかの基準というのは、そういうものも一つの基準として選択肢に入っているというのが実態であり、これが全てではありませんけれども、そういうウェートが高まってきているというのが実態だというふうに思います。そういう意味では上富良野町においても、従来から同じような答弁に終始するのではなく、総合的に判断して今後対応したいということは従来の答弁のオウム返しですから、きちっと、近い将来具体的になさるのかどうなのか、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の中学生までの入院費の完全無料化の御質問についてお答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、それぞれ各自自治体でどのような個別の取り組みをされているかということは、それぞれ各自自治体がお考えになることであろうというふうに理解しております。その中で、上富良野町といたしまして従来から議員にはお答えさせていただいておりますが、冒頭のお答えでも申し上げましたが、さまざまな子育ての過程の中で本当に乳幼児の段階、あるいは小中学生、それぞれの各段階、そして、それは医療のみならず教育、あるいはさまざまな分野でどういうふうにそれらをトータルとして整えることによって、上富良野町の子どもの育てやすさ、上富良野のそういった環境整備ができるかということは、私の立場といたしましては、それらはやはり総合的に組み立てていくのがベストであろうというふうに考えているところでございます。

今の再質問の中でも、生活困窮度のお話もされて

おりましたが、まさしくそういったところに目を向けて、医療費もそれは一つの考え方としては否定はいたしません、私といたしましては、子育て全体を通じて障がい児の対応もありますでしょうし、そういったことが、財源のお話もされておりましたけれども、やはり与えられた限られた財源をどのように有効に活用して、そして上富良野町民の皆さん方が子育てをしやすい環境として評価していただけるか、私はその点に配慮して、やはり全体的に底上げをすることが私の思いでございますので、ぜひ引き続き御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 乳幼児医療費の財源の内訳という形では約2,980万円、年間使用しております。その中で道からの補助金と合わせますと約1,000万円ですから、町の持ち出しが約1,900万円ぐらいかなというふうには感じているところです。1人当たりの医療費は4,400円ぐらいかなというふうに感じております。通院に至っては、就学前まで拡大することによって若干利用者が23年度決算では前年度から見て30名ぐらいふえたかなというふうな感じで受け取っております。

私はそういうことを考えると、ただ総合的に底上げをするということも大切かしれませんが、しかし具体的に何をどうするのかということも絞った上で子育ての底上げをしていくということも、一つの施策の展開にとっては必要なのだろうというふうに思っております。そういう意味では、例えば通院に至っては小学校までの四、五年生、あるいは小学生まで拡大するなど、こういう対策もとろうと思えばとれるわけです。子どもたちは小学校の四、五年生ぐらいを境にして体がずっと大人に近づいて成長するという段階ですから、そういうことを考えれば、段階的にも小学校の4年生ぐらいまで拡充するということも、この1,000万円なり何がしを上乘せしながら改善することも十分可能だと私は考えているわけでありまして。

そういう意味では、今、町にそういった具体的な通り一遍の答弁ではなくて、きちっとした施策を保護者の方にも理解できるように、してもらえるように、また進めるような、乳幼児医療費の1条の目的に沿ったそこを貫いてこそ本来の子育ての底上げもできるのだと私は考えておりますが、この点、町長のもう一度見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員がただいま御発言いただきましたような、そういう小学生等に対します医療費の支援の仕方、そ

れも子育て支援の仕組みの中の一つの考え方としては、そういったものも当然あってもしかりだと思います。

しかし、先ほどから繰り返しておりますように、やはり総合的に米沢議員のようなお考えをお持ちの方もおりますでしょうし、他方、違う考えの方もいる実態もあります。私といたしましては、そういったことを総合的に皆さん方のお考えをお聞きした上で、そして、でこぼこが生じないような、総じて底上げにつながるような、しかもその時々にはやはり力点を軸足を動かなければならないようなことも、それはそういうことも想定できますので、そういった状況も判断しながら、やはり町民の皆さん方が一番望んでおられる子育ての支援策というものを、総合的に勘案して組み立てていくべきだというふうにご考えておりますので、そういう米沢議員からお話がありましたようなお声や考え方もあるということは、私も認識しておきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） それでは、十分そういう判断の上で今後も検討をされるということなのかどうか、この点を明確にさせていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しますが、そのような議員御発言にあった御意見、あるいは他の御意見、そういったものを総合的に私なりに勘案いたしまして検討するべきか、あるいはさらに研究を進めるべきか、その辺の判断はしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 次にお伺いしたいのは、福祉灯油の問題であります。

この秋に目標に改善プランをきちんと定めて取り組んでいくということですから、具体的な方向性をこの秋をめどにきちんと出すということでしょうか、考えた結果、こういったことには至らなかったというのでは、従来、町長がこの間答弁してきたことと全く整合性がなくなってしまいますので、その点を明確にさせていただきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

春にお答えさせていただきました、福祉灯油から派生いたしております御質問にお答えさせていただきますが、何度も申し上げておりますけれども、この秋に向けて既に現課におきましては、さまざまな

生活弱者対策のそれを全てテーブルに上げて洗い直しをしております。その中から、なかなか今まで狭間で十分な光を当ててこれなかったもの、あるいは現状と乖離しているもの、そういったものを再検証して、そしてそこらをきちんと充実して困窮者に対してしっかりと支えをしていこうということでございますので、それがなされるのかどうかということは、それは結果で御判断いただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 私は、この間の質問の中で、恒久的な対策を行うということをきっちり町長が主張しているわけですから、そこから逃げてはいけないということなのです。往々にして行政というのは結果、検討したけれどもなかなかそこまでは至りませんでしたというような、そういうような答弁も十分考えられます。この間の多くの人たちの声では、他の自治体等を行っているのに、上富良野町はなぜ実施しなかったのというのが共通した声になっておりますので、やはりこういった声を無にしていけないと思えますし、当然その狭間の中で灯油の高騰等々によっていると、生活に困窮するかどうかわかりませんが、そういう要因になってきているというのがありますので、その点はきちんと位置づけて偽りのなく対応していただきたいというふうに思います。

次に、観光行政についてお伺いいたします。

上富良野町においては、今、ラベンダーは当然この四季彩まつりのときには間に合わないという形になるかというふうに思います。観光協会や町のホームページで適切な情報を提供して現状を知らせるということは、非常に丁寧な大事なことであります。来た方たちが、もう既にイメージとしてはラベンダーが咲き誇って紫の中で香りもあって、やはりそういうイメージで来られますから、来て咲いてなかった、あるいはうっすらと咲いていたという状況では失望感が当然来ますので、こういう意味では来年のリピーターとしてもつながらるような周知の方法というのが当然必要かと思えますが、この点ホームページ等で適時情報を流して、周知の看板も設置するということですから、この点もう一度確認しておきたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の観光行政につきましての御質問にお答えさせていただきます。

とりわけ日の出山のラベンダー園についての御心配かと思えます。私も4年で計画しておりました植栽計画を1年前倒して、とにかく早く再生したいという思いの一心でございまして、今、その移植は

終えたところでございます。しかし、移植1年目でございますので一面に咲き誇るというようなことは到底かないません。しかし、議員がお話しありましたように、イメージを損ねるようなことは、やっぱりこれはもう致命的なダメージになりますので、それを回避するためにさまざまな周知もさることながら、やはり町内あるいは近郊でもそういったラベンダーが咲き誇る、そういった美しさに触れていただける場所も他にもございますので、そういったところへの誘導等も含めて、上富良野町のイメージが損なわれないように最大限の努力を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 当然そういう形になるだろうと思います、自然もいろいろところで雄大な景色も見られますので、大いにそういった知名度を高めて上富良野町を一周すれば本当に自然を満喫できるような、そういうものとあわせた観光対策というのが、当然必要だというふうに思います。

次に、お伺いしたいのは、駐車場の確保の問題ですが、私、この当面のこともさることながら、担当者の方に聞きましたら、パークゴルフ場から行って、日の出公園の中腹かその手前あたりに駐車場を設けたいという、決定かどうかはわかりませんが、そういう話もありましたし、やはり何といても駐車場を恒久的に確保するということは、絶対的な条件であります。そういうものもあわせて観光振興計画に基づいた拠点づくりとあわせた呼び込み、観光客の取り込みをどう行うかということが絶対必要な課題だと考えておりますが、駐車場については臨時的な措置ではなくて、具体的に恒久的な駐車場の確保はどうしても必要だと思いますが、この点について、町長は現時点でどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 駐車場についての考え方の御質問をいただきましたが、恒久的な駐車場が必要であるということは、もう既に3年、4年前に私が申し上げたとおりでございまして、一つも現在も変わっておりません。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） あとは何年までにその目標をきちっと設定して、確保するのかという素早い対応が必要なのです。だからだんだんとしているのではなくて、いつまでに何年までに確保するのかという、そういった緻密な目標がなければ、この観光客を逃がすことにも結果としてなりかねません。これが全てでありませぬから、他の誘導策もあわせてすることは当然であります、一つの要因としても

これを確保するかどうかというところを、その目標は持っておられますか、きちっと何年までに確保するのか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、平成21年度にその実現を図りたかったという、その1点でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） そう興奮されなくても、十分何を言いたいのかというのはわかるのかなと思いますが、いずれにしても、全体の観光客の誘致とあわせて中で、この日の出公園に来てもらうお客さんも含めてふやすということであれば、目標ぐらいせめて持っていて、しかるべきだというふうに思いますが、現時点ではそのような物言いなので考えていないのか、あつてもなかなか表明しづらいのか、そこら辺明確にさせていただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、私としての考え、思いはもう既に何度も申し上げておりますとおりでございます。一つも変わっておりませんので、ぜひそういう機運が醸成されることを私といたしても大いに期待しているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） いずれにしても、早急にきちっとした対策をとっていただきたいというふうに思っています。

次に、介護職員の身分の問題であります。

これは答弁は、もう従来から言われてきていますので、また今回も同じことを言うだろうということで考えましたら、同じような答弁が返ってきました。

それは行政側の解釈であつて、私にすればきちっと条例を見直して、それを職員として配置すれば何ら簡単にできるわけです。全部そういうことなのです。その部分をきちっと改善すれば職員の身分として介護職員の、やはりこの間取ってきた資格、そういったものが発揮できるそういう場所を求めているわけですから、当然そういうものが職場になれば離職が相次ぐというのは、当然だというふうに思っています。

例えば、自給800円で8時間労働で25日間働いたとしましたら、月額16万円にしかならない。さらに、1,000円時間給という形でしましたら、これも同じ形で積算しましたら、月額20万円にしかならないという形になります。これで年間240万円ですから、普通言われているのは400万円

以上あれば何、とか平均的な4人家族の世帯で消費して生活もできる環境がつくれるということが言われています。そういう意味からすれば、30年も40年もたってもこの水準でいけば、240万円しかない。ここに夜勤だとか、そういったものが入ったとしても300万円に手が届くかどうかというようなのが今の上富良野町の老健の、あるいは一般介護補助職の実態なのです。

こういうものが完成ワーキングプアという形で、本来行政というのはきちりと働く人たちの立場に立った賃金、あるいは待遇を改善するというのが求められているわけにもかかわらず、いまだにこういった実態だということに離職が相次いだりだとか、やっぱり将来に展望が見えなくて、どこか正職員として雇用してもらえるところに行ってしまうというのが、今、上富良野町や各自自治体、あるいは福祉施設で起こっている現状だというふうに思います。

ここで伺いたいのですが、こういう金額で生活を、町長、実際やれるとお思いですか。余りにも低いと思いませんか、この点をお伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の介護職員等に対します給与水準の御質問にお答えさせていただきますが、今、お話しされておりました水準が、それで生活ができるかできないかということは、それぞれ個々の生活者の生活の様態によりますので、それは一概に判断すべきものではないというふうに考えています。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 町長の認識がこうだから物事が前へ進まないのですよ。もう現実の生活実態から、まずかけ離れた答弁をしているということだと私は考えます。そういう意味では、やはりこういう実態にあるところを早期に改善するためにも、少なくとも正職員としての配置を行って、やはり介護に当たる人たち、こういう人たちの処遇を改善することだというふうに私は考えるのですが、この点もう一度、改善すべきだと思いますが、町長の見解を求めます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

今、お話しいただきました処遇を改善するという部分につきましては、これは私も異はございません。実際どのような改善ができるのかということは、これは他の職種の方々も当然私といたしましては、全ての職員をしっかりと把握した中での対応をしなければなりませんので、今、断定的に申し上げ

ることはできませんけれども、しかし、処遇の改善を図っていくということは、これはやはり常に念頭に置いておくべき事柄であるということは理解できます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） こういう実情ですから、私、この答弁書の中に書かれているように補助職員等を採用して、これは老健だけではなくて一般病棟においても、その位置づけで採用しているから、そういうことはできないという答弁が書かれておりますけれども、ここにこそ行政としてどうも矛盾を感じるわけです。その枠を超えて条例をつくって、きちっと正職員の身分として雇用を確保するということは十分可能なわけですよ。これができないというのは、どういう理由なのかお伺いたします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 4番米沢議員の御質問にお答えさせていただきますが、冒頭のお答えでも申し上げておりますように、上富良野町全体といたしまして、やはり職員の体制はどのようにあるべきかということ、これは過去からの積み上げの中で、そしてお互いの思いを寄せ合って、そして知恵を出し合って築き上げてきた姿に裏打ちされているというふうに思います。

そういう中で、今、現在とり行われております体制の仕組み、組織の体制、こういったものはやはりそういう過去の積み上げ、積み重ねの中から、お互いに知恵を出してでき上がってきた仕組みでございますので、やはりその仕組みはこれからも基本に据えていく必要もありませんし、そういった中から改善、改良を必要とする部分については、不断に見直しも必要でありましょうし、改善も必要であるという思います。そういったことで、大きな仕組みを変えるというふうな状況にはないと。つけ加えますが、やはり限られた財源を活用して多くの皆さん方に働いていただいて、そして、上富良野の行政サービスを維持していくということが大命題でございますので、その辺は議員も御理解いただいているものと思います。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 人は財産だということで、やっぱり力になるわけです、そういう人たちの処遇をきちり行うということはないがしろにしてはだめだというふうに思います。確かに処遇の改善で経験年数に応じた処遇の改善もされましたが、しかし根本的にこういう矛盾を解決するに至っていないというのが実情でありますから、そのことをしっかりと踏まえた体制が必要だというふうに思います。国のほ

うからも上下、国から地方自治体までその根底にあるのが行政改革という形の中で、無駄を削減するなど言っているのではなくて、住民にとって必要な部分は大いに予算をつけながら、そういった介護福祉に当たる人たちの支援、あるいは職の改善、身分保障というのは当然憲法や地方自治法にも裏打ちされた、そういった内容でありますから、この点ぜひ引き続き改善していただいて、少しでも弾みが出てくるような仕事に専念ができるような体制づくりのために、ぜひ十分検討をお願いしたいと思います、今後も要望してまいります、この点、もう一度確認しておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

繰り返しの答弁になって恐縮でございますが、私といたしましては、いろいろな今日のこういう仕組みができ上がってきたのも、議会の皆さん方と私どもの思い、さらには町民の思いがそれぞれ一つの形となって結集されて具現化されてきている姿だと思います。しかし、先ほども申し上げましたように、さらに改善が必要な部分、さらに改善ができる余地がある部分については、それは全体の仕組みの中で見直していくことは当然だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 最後になりますが、スポーツサークル等については、確かに団体の減免制度等がありますが、今後も引き続き、そういった住民の声もありますので、十分検討していただきたいと思っております。

トイレの改修については、当然財源の手だてというのも当然必要になってくるのかというふうに考えられますが、早期にこの改修に向けた対策をぜひ進めていただきたいと思っておりますので、この点、最後答弁をお願いいたします。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 4番米沢議員の御質問にお答えをいたします。

使用料の関係でありますけれども、基本的に用途区分によりまして使用料を決定しております。スポーツで使うときと、それ以外で使うときは、利用形態の部分で負担をそれぞれその用途にあわせていただくといい形式であります。これらにつきましては、スポーツのほうをないがしろにすれば文化のほうはいいかもしれませんけれども、スポーツのほうが困ってしまうということで、過去からその料金の格差というのはございましたし、19

年の改正のときも、そのことは重々わかっている中で改正をしております。全部を壊してフラットにすれば、その部分では使用料の改正全てを見直すという形、ゼロからスタートしないとなかなかその部分の真の平等というのが難しいということ、まず御理解していただきたいと思っております。

それと、富原運動公園のトイレの改修につきましては、なるべく早くしたいという気持ちは重々持っております。ただ、教育委員会は非常に多くの施設を持っております、まず、今使えるところは使う、壊れたところは早急に直すという部分もありますし、現在、上富良野小学校の改築、この後には上富良野中学校の大規模改修等を控えておまして、非常に財源的には多くのお金を使うような状態となっております。早く直したい気持ちと、現実にギャップがあることで非常に悩んでいるところでもありますけれども、財源等を検討して有利な財源等が見つかりましたら、それら町部局とも相談する中で、少しでも早く実現できるように最大限努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、4番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

それでは、暫時休憩といたします。再開を3時10分といたします。

午後 2時53分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を継続いたします。

次に、8番谷忠君の発言を許します。

○8番（谷 忠君） 私のほうからは、さきに提出してございます2項目について、町長に何点かの御質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、建設・土木業の作業員を対象にした退職金制度について御質問をさせていただきます。

建設・土木業に従事する作業員を対象にした建設業退職金共済制度、通称建退共と言いますけれども、国が定めた中小企業退職金共済法に基づき創設をさせていただきます。勤労者退職金共済機構が運営してございますけれども、建設業を営む事業所が任意で加入して、建設業で働くのをやめたときに、同機構から退職金が出るという仕組みであります。

建退共に加入している会社、あるいは事業所につきましては、作業員が働いた日数に応じて、共済手

帳に金融機関から購入した証紙を張らなければならないようになってございます。証紙の枚数から割り出した勤務年数に応じて退職金が支払われる制度でございますけれども、加入はあくまでも事業所の任意でございますので、法的な権限での行政が指導するということについては、いわゆる一般的に不可能というふうに言われてございますけれども、上富良野町での公共事業の入札時における地元業者への対応と町外業者の実態の把握はどのようにされているのか、お伺いをさせていただきます。

次に、二つ目でありましてけれども、町の経営の視点に立ったシンクタンク、日本語で言いますと御存じだと思いますけれども、頭脳集団という言い方をされますけれども、自治体の使命度についてお伺いをさせていただきます。

近年、地域おこし、町づくりが盛んに叫ばれるようになりましたけれども、国からの指示に従った地域振興策だけではなくて、住民の主体的な参加、みずからの出前で実践する内発的な地域づくりとも言われております。

地域社会にとって最も大きな組織体は役場であり、人材、財政力、情報の収集力、あるいは情報を発信する能力を兼ね備えた大企業であるというふうを考えてございます。この拠点、核が地域振興の先頭に立つことなく、単なる事務屋で終わっては地域における人づくり、あるいは職員の活性化、内発的事業など進むことはないというふうと考えてございます。この豊富な情報と人材を動員して、町の産業の方向性、地域開発、交流人口の獲得など、地域経営の視点に立ったシンクタンクとしての機能を発揮できるか否かにかかっていると思っておりますが、いかがでございましょうか。

内部の討論集会を開き、提案制度の活用、地域づくりは、まず、職員一人ひとりにかかっていると言っても過言ではございません。既に地域づくりの施策として上意下達から下意上達の時代が始まってございます。一層の自覚と奮起を願ってやまないが、町長の指導力と決意のほどを伺いさせていただきます。あわせて自治体の使命と住民の幸福感についての考え方を伺いさせていただきます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの建設・土木業の作業員を対象とした退職金制度に関する御質問にお答えいたします。

建設・土木業の作業員を対象にした退職金制度についてであります。事業者が加入する退職金制度

の適用を受けない労働者に対して、働くことをやめた後の生活の補填費用を支給するために、厚生労働省が所管する独立行政法人勤労者退職金共済機構の建設業退職金共済事業本部、谷議員の御質問にありました通称建退共と申しますが、ここが運営をしております任意加入の退職金共済制度でございます。

本町におきましては、建退共加入を入札参加資格の要件とはしておりませんが、公共工事を施行する場合には国土交通大臣が登録する経営状況分析機関によりまず経営事項審査を受けることが義務づけられておりましてこの審査項目に建退共加入があるため、結果といたしまして、町に指名登録がある業者の全てが加入していることとなります。

建設業を営む上では建設業法はもちろんのこと、事業にかかわるさまざまな法令を遵守することは当然のことと考えておりますが、義務化や罰則が伴わない事項も多くあることから、町が発注者としての指導の手引きとなるよう平成21年11月に、「上富良野町発注工事にかかる元請・下請適正化指導要綱」を作成し、一括下請けの禁止、下請け契約の適性な締結、下請代金の支払い、建退共証紙の適性な貼付などについて、下請業者とその労働者に及ぶ指導内容を定めたとところであります。

この適正化指導要綱の内容を含め、地域振興への配慮、労働者福祉の向上や暴力団排除等を記載した「適正な工事の施工を！－工事、委託の施工上の留意事項－」と題するリーフレットを入札閲覧室に置きまして、継続して入札参加業者に対する周知・啓発に努めているところであります。

町内、町外業者の区別なく、契約工事にかかわる建退共証紙については、工事着手届けに証紙の購入を証明する掛金の収納書を添付をしていただき、掛金支払いと証紙枚数の確認を行っておりますが、労働者が所持する「建退共退職金共済手帳」への貼付確認につきましては、同時に複数工事現場を掛け持ちされていることが大半でありまして、確認をしていない実態でありますことも御理解賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町の経営の視点に立ったシンクタンクと自治体の使命度に関する御質問にお答えいたします。

まず、首長としての指導力と決意、自治体の使命と住民の幸福感についてであります。地方公共団体の役割につきましては、地方自治法の基本精神であります住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を有すると規定されておりまして、私といたしましては、これらの法を遵守しながら町民の負託に応えるとともに、町民の満足度をさらに高め、住

んでいてよかった、これからも住み続けたいと、誰もが思えるまちづくりを実現していくことは、私に課せられた使命であると認識しているところであり、町長に就任して以来、このような理念のもとにこれまでもこれからもまちづくりを推進してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

さて、議員御発言にありますように、近年においては、地域の課題については地域の責任のもとに地域が決定する力量が地方自治体に求められおります。さらには、地方分権や少子高齢化の進展、加えて住民ニーズについても、価値観の多様化、個別化、高度化している現状にあり、このような中で公平、公正を旨として行政が果たす役割は極めて重要であると認識しているところでもあります。そのためには、町民ニーズをしっかりと把握した上で、スピード感を持って各施策に反映して住民福祉の増進を図っていかねばならないと考えております。

また、行政の補助執行者である職員の資質向上につきましても、極めて重要な要素であり、職員個々の能力を高めていくことは、組織力のさらなる向上につながるものと考えておりますので、今後におきましても、引き続き職員の能力開発により一層取り組み、個々の能力向上と組織力の強化を図ってまいりたいと考えております。

議員御発言の内容につきましては、私も意を同じくするものであり、一つ一つを着実に取り組み、その積み重ねが町民の幸福へつながっていくものと確信しており、今後も町民に信頼される自治体経営を実現できるよう取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） まず、最初に、退職金制度の話からお伺いさせていただきます。

この話は余りいずいところがありまして、余り細部について御質問をすると迷惑のかかることも出てくることありますから、確認の意味で何点かお聞きをさせていただきたいと思っております。

上富良野における事業所を構えている土木、あるいは建設業を生業とする業者数、これは何件あるのか教えてください。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 8番谷議員の御質問にお答えいたします。

町の指名登録業者としてのお答えさせていただきますけれども、それでよろしいでしょうか。現在私どものほうで全体数をつかんでございません。後ほどお答えさせていただきたいと思っております。いわゆる商工会の商工業部会のほうに加入の業者という意味

合いでしょうか、全体は掌握しておりません。

○議長（西村昭教君） 後でお答えさせていただきますので、引き続き、質問があれば。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） それで、上富良野に何件かあるのかちょっとわからないらしいですけれども、私のほうで把握しているのですよ。それは答えてもらいますけれども、指名願いを提出されている業者というのは、そのうち何件なのでしょう。

○議長（西村昭教君） 暫時休憩します。

午後 3時23分 休憩

午後 3時26分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 全くこの対応については残念な気持ちがいいたしますけれども、実は答弁要旨の中で、上富良野に指名させていただいている業者については全て加入していますと、こういう町長答弁があったのですよ、先ほどね。そういう答弁があって加入の件数もわからないというのはおかしな話でしょう、その辺はしっかりと把握してください、これは通告した質問ですから。件数については何件ありますかという詳しいことについては通告してありません。その辺については申しわけなかったと思えますけれども、当然のこれ常識の問題だというふうに考えておりますので、今後十分気をつけてください。

違った確認から質問させていただきます。

実はこの制度ですね、1964年で昭和39年になります。戦後20年たって日本の経済が高度成長を迎えて、昭和39年といいますと東京オリンピックが開催された年に当たります。この年にこの制度ができたというふうに私は調べさせていただきました。

そこで、当然日本の経済が高度成長した時期でありますから、こういう建設だとか、あるいは土木作業の現場で働く方がなかなか人が集まらないというふうなことから、発想を持ってこの退職金制度ができたというふうに伺っています。これですと今日まで来ているのです。証紙の問題でありますけれども、当時昭和39年、この証紙は1枚20円だったそうであります。今は幾らするかと言いますと、1枚310円です。これ金融機関から元請業者が求めるわけでありましてけれども、上富良野でいえば、金融機関何店かありますけれども、旭川信金以外はこれ扱っていないというふうなことであります。ここ

から工事の元請業者が証紙を買い求めると、こういう形になっています。

これを質問をしようという気になったのは、私、毎週2回旭川の病院に実は家内を見せに通っていますけれども、その間2時間ぐらい待っているのですよ。そこで私の覚えた人が、実は谷さんですよということになって、その人が上富良野の町の人ではないのですけれども、実は建設業、あるいは土木業の仕事に従事していて、若いときから行っていたのです。正社員ではないと、正社員ではないのけれども、毎年ずっと今日まで行っている。私と年齢変わらないのですよ。今でも行こうと思ったら行けるのだけれども体調を崩しているし、あちこち節々が痛くなったので、ここの病院に私も通っているのだと。実は相談があるのですけれども、ちょっと聞いてもらえませんかということになったのですけれども、話を伺いますと、この制度だった。

私の行っている会社はこの建退共に参加をしている。加入をしているのだけれども、私は農業をやりながらずっと若いときから来ている、今日までと、仕事をしてきたと。でも枚数は季節労働者の形をとってもらっているものだから、大概12月でこれ切れますよね、雇用契約を結びますから。その期間は張ってくれてあるのだけれども、雇用期間外、北海道の場合は冬に仕事をするのは減多にありませんけれども、時によってはぼっと突発的に仕事が入ると。この部分を張ってもらってないのだよなど。谷さん、これどうしたらいいでしょうかと、こういうわけなのです。それは年金と同じで記載漏れだから、もうやむを得ないのでないという簡単な答弁をしておいたけれども、何回もくどいぐらい聞かれるものだから、ちょっと私も調べてみましょうということでこれを取り上げたのですよ。

それで、旭川の土木建設関連の事業所というのは、1,500ぐらいあるそうです。個人事業も含めてですよ。このうち建退共に参加している会社というのは640戸、おおよそ640戸ということは大体43%ですね。だけど旭川の公共業者の場合は建退共に参加していることは暗黙の了解だと、こうなっているのですね。

今、上富良野でいえば、大きな公共事業といえば、小学校の改築工事、解体作業が進んでいますけれども、通常建退共に参加している会社といのは、元請業者というのはこれ黄色いステッカー、工事標識ありますよね、大概何月何日までで工事で、こういう工事をやっているのだという工事標識がありますけれども、ここに必ず黄色い、見たら一目瞭然わかりますよ、そういう色張ってあります。これ旭川の業者と地元の業者が共同企業体を組んで工事やって

いますけれども、これ張ってある。

だから、うちの会社はこういう制度もちゃんと作業員に対してはありますよというふうなことを表示しているのですよ。だからうちの会社へ安心して働きに来てくれませんかというふうなことも含めた、いわゆる自己PRも兼ねているということののですけれども、公共事業の場合はこれ全て上富良野の場合は、下請業者も含めて、その辺についてはどういう対応をされているのか、お伺いします。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の建退共加入に対します基本的な私の認識を、まずお答えさせていただきますと思いますが、お答えの中で述べさせていただきます。現在上富良野町が発注いたします公共工事につきましては経審、国交省の委託機関でございます、そういう審査の機構で審査を受けたところが指名の要件を満たすということになっておりますので、必然的に上富良野町が発注する上富良野町と契約する事業者は加入しているというような認識をしております。下請けの業者がそれらを満たしているかどうかということは、町としては、そこまで確認には至っていないというふうには私は認識しております。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 実態はおっしゃるとおりだと思うのですよ。これは元請業者ですからね。ただ、元請業者は下請業者の要請によって証紙の収納届け、これ配らなければならないはずなのです、本来は。でもそこまで行政が立ち入って、なかなか確認するという点については、ちょっと難しい面もあるし内部干渉の面もあるということでありますから、その辺はやむを得ないと、こんなところもあります。ただ、上富良野の場合は全てそういうふうに参加していただいていると、町外業者も含めて建退共に当然加入してくれているということを前提として指名をさせてもらっていると、こういうことでよろしいですね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 谷議員の御質問にお答えさせていただきますが、上富良野町が契約をしております業者につきましては、建退共に入っているということが、その経審を通じてそれが満たされいるという解釈をさせていただいているところでございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） この退職金を受け取る権利、2年間が最低条件だそうです。1年250日、だから証紙を250ぐらい張らなかつたら1年にならないということです。1年間250日働かなければ

ばならないといったら、そうではないのです、1年分が250枚出るといことなのです。これが2年間500枚たまって、5年働いて500枚ためようが、10年はたらいて500枚ためようが、これは2年分なのです。ですから、これでどのぐらい退職金が出るかと言うと、やめたときにですね、私の記憶では15万6,000円ぐらい、10年間で93万6,000円、20年間働くと220万円、40年間たまったとします、そうすると563万円ぐらい、おおよそですよ、そのぐらいになる。これが当然もらえるのか、もらえないということですから、働いた人はやっぱりがっかりしましたね。何のために働くかと言ったら、そういう働いた対価を欲しいから働くのですから。上富良野にたくさんあります。張っていないところもあります。きのうも上富良野の業者に電話させていただきました。うちは谷さん、入っているから迷惑かかるのであれば、この質問を取りやめるぞと、こう言ったのだけれども、もうやってくれと。要するに、ここの現場で仕事をしている方々がなかなか言いづらいのだと、うちの会社は当然ここに入ってくれているのだけれども、言いづらいところがあるので、知らない人がたくさんいると。以前は季節労働者というのは農家をやっている、そして、冬期間とか仕事が終わった間に雇用契約を結んでもらってやる。ですから、なかなかこういう制度まで活用してもらわなくてもいいという方がたくさんいたと思うのですよ。今は、20代の方も、あるいは30代ぐらいの方も建設業や土木業に働いている方がたくさんいます。でも余り会社にいると、上富良野の場合はそういうことはないということですから、私も安心しましたけれども、次年度からの雇用契約に響くと、場合によってはお前来てなくてもいいということにもなりかねないので、言いたいことが言えないのだというふうなことがあるものですから、実は、明日の2日目にですね、発議案として季節労働者の強化を求める意見書が提出されて発議の予定であります。現在そういったところから仕事離れが多くなってきていると、いわゆる辛いから、そういう制度も利用してもらえないのだったら、私はそういうところに働きに行きたくないという方が多いものですから、ぜひ弱い立場にある方のために、こういった強制的な行政としての指導はできないにしても、そういうことは極力行政側も力をかけてやってほしいなど、こう思っています。

税制の面から1点お聞きしたいのですけれども、これ法人組織の場合は損金計上できると思うのですけれども、それから、個人事業主の場合はこれは必要経費、だから全額必要経費というので、非課税扱

いになると。ですから、会社が必ずしもこれは金額としてもたなければならぬと、利益が出たら当然これは税務署のほうに出ているわけですから、そういう制度というふうには私は理解しているのですけれども、その辺は税制の面からいかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の部分でございますが、町といたしましても強制的に指導する立場にないことは議員おっしゃっておられるとおりでございます。とりわけ労働基準監督署あたりの見解を伺いまして、これは労働基準監督署といたしましても、啓蒙もする程度であるということ非常に働いておられる方にしっかりと、そのメリットが及んでいるかどうかということを確認することは、やはり難しいのが実態だというふう聞いております。

それで、今の私ども上富良野町の契約の姿から申しますと、契約した時点でその証紙を用意したということの、その証明は受け取りますので、それが末端の作業をされている方まで張られているかというところは、町はそこまでは把握しておりませんが、元請事業者がそれを証紙を求めているということは確認しておりますので、その点は確認できております。

それから、後段の税制上のことは、もし私の見解が差異があったらまた訂正いたしますけれども、その証紙の購入費は管理費の中に織り込んでおりますので、ですから、当然それは経費として事業者は申告できると、経費の中に含められるものだというふうには私は理解しております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） これは上富良野町にはそういうことはあり得ないと、こう思っているのですけれども、その旭川の方の言われることには、公共事業を請け負った場合に、当然この証紙を張る分というのは会社人夫の積算根拠の中に入れていきますからね、どのぐらいとか、あるいは下請けをどの程度使うのか、孫請けをどの程度使うのかということも計算されてやっているのだと思うのですけれども、こういうときは証紙を張ってくれるのだと、ところが民間の仕事をとったときには、利ざやが薄いのかどうかわかりませんよ、わかりませんが、そういうのもあるのだと。上富良野はいかがですかと、こういうことを聞かれたものですから、上富良野はそういうことはありませんと答えていたのですけれども、それどうですかね。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

私もそういうことはあってはならないというふうに思いますし、実は、そういったことを確認をできるすべを構築した足跡がございます。しかし、現実には、では上富良野町で働いておられる方々がどういう実態にあるかということ、一つの工場の現場に、着工から竣工まで固定して働くという実態はなかなかこれは現実にはございません。そういったことで、複数の現場を掛け持ちで働いておられるということで、契約はその事業工事に対しての契約ですので、その部分しか貼付できないということで、事業者は大変困難かなというような推察をしております。

それで、今後そういったことで、作業をされている方が不利益をこうむらないように、町として何か仕組みを持つてできることがあれば取り組もうじゃないかということで、これは今、現場がその知恵を出しておりますので、そういう実態でございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） すごく質問したくないのですが、最後にこの問題について1点だけ、答弁書にありましたとおり、一つの会社の作業員が複数の現場を持つ、これは当たり前のことなですよ。だからって、証紙を張ることが難しいなんていうことはあり得ないことなのです。どこの現場へ行こうと1日仕事をしてくれたことは事実ですから、1枚張ればいいのですから、半日しか出ないなら別ですよ。1日仕事へどこの現場へ行ったらって、今、労働条件というのは厳しくなっていますから、作業日誌だとか、あるいは自分の会社で働いてもらっている氏名だとかは全部登録してありますから、そういう面では、例えば私とその仕事に行ったら、昼前はこっちの現場へ行っておいでと、昼からはまたそっちの現場へ行くと、そうであったにしても、これは事業主が張るわけですから、共済手帳というのは、これみんな個人が持っているわけですから、ただ、なかなか下請けまで、孫請けまでそういう建退共に加入しているかといったら、なかなか調べづらいということはわかります。であったにしても、この答弁書にあるように複数の現場を持っているから、確認が難しいということは私はあり得ないと、こういうふうに思っているのですけれども、いかがですか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

私どもが確認をしづらいということはございません。事業者の方々が、私もちよっと専門家ではない

から想像の部分がありますけれども、1日の中で、時間によって張るものなのか、その対象事業の部分には、それは契約の金額の中に証紙を購入する分も入っていますから、ですから、その違う契約の分をそこに張るわけにはいきませんので、そういったことで事業者を現場でそういった個人個人の働く現場管理なんかが非常に困難なのかなということで、推察するだけでございますけれども、そうであっても、町としてはそれを確認することは指導上できますので、そういったことは改善していけるように、そういう仕組みを持ちたいなということは考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 本当にこの問題については最後にしたいと思っておりますけれども、立場方に弱い方を守ると、町長は常々言っているとおり、隅々まで光の当たる行政をやりたいのだということであるのだとしたら、こういったところにも絶対不利益をこうむらないような、私はそこで作業をしていただく方々の将来的な不安も払拭するということも含めて、今後の対応に当たっていただければなど、こんなふうに思って、この問題については締めさせていただきます。

○議長（西村昭教君） すいません、谷議員、先ほどの質問の回答が出ましたので報告いたします。

建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 申しわけありません。

8番谷議員の先ほどの町内の建設・土木業に従事する者の掌握状況ですけれども、これいろいろな統計方法がございまして、その中で一番確実かと思われる数字を申し上げます。経済センサスという統計調査がございまして、その中で、これは5年ごとに行われております。最新の情報では平成23年度の農業センサス情報でございます。

まず、全体事業数を申し上げますと、いわゆる産業分類の項目に入る事業所数ということで、555事業所が町内にあります。そのうち建設業に分類されているのが33事業所、従業員数が426人ということでございます。また、町に指名登録ある業者数でございますけれども、この町の指名につきましては、各工種別に登録をいただいております。その関係で工種別に申し上げますと、土木業が9社、建築業10社、管工事業が7社、電気工事業3社、その他に分類される細かいもの、例えば塗装なんかもこの中に入ってますけれども、その他の分類で5社、これダブリ登録がございまして、実質社数でいけば22社ということになってございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） それでは、質問があれば、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） では、2項目めに参りますけれども、答弁書の中にもありますように、確かに町長おっしゃるように、住民の福祉の向上を図ることが基本だということでもありますけれども、これをやって基本なのだけでも、住民の方々は何をもちょう十分に行政が私どもにやってくれたのかなと感じるところというのは、どういうふうだとお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えいたします。

日ごろ取り組んでおります行政に対します住民の福祉を増進することを基本として取り組みさせていただいておりますが、何をもちょうそれを量るなり感ずるのかということをございまいしょうが、私といたしましては、これを追い求めていく追求していく姿は、これはもうとどまることのない限りなく追求していくものだというふうにございまいして、この時点をとらえて満足だ、あるいはこの時点をとらえてとりあえず達成したというようなことを感ずる余裕がないというのが実態でございまして、これでもか、これでもかというようなことを思いを常に持ち取り組みをさせていただいているところでございまいます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） この地域にいろいろな資源があると思うのですが、自然であったり、農畜産物であったり、あるいは文化であったり、こういったものが例えば農業施策を考える場合に、農業だけを中心として考えるのではなくて、こういう地場産業であるとか、あるいは文化であるとか、それから観光の分野であるとか、こういったところと実は連携をしながら結びつきを強めて、そうした振興策を図らなければ私はなかなか絵に描いたもちになってしまっている。スローガンだけはしっかりと立てるのですが、具体的に具現化していくための道筋といたしますか、そういった部分がなかなか見えてこないというような部分もあるものですから、そのためには私はシンクタンクとして、町の職員は立派な能力を持った方ばかりでありますから、担当する職員はそのことを十分に踏まえて、地域振興に取り組んでほしいということを私は一番申し上げたいのです。ただ、行政だけではなかなか町の活性化だとか、そういったことはならないので、やはり地域住民の方と連携していくということが一番

大事だと思います。

それで、いろいろ聞いてみますと、町の行う行事、あるいはイベント、それから行政の諮問機関だとたくさんありますね、そういったところに参画をする人ほど、自分としてはこの町に幸福感というか満足度を高めていると。参加しない人ほど不満が多いですよ。こういったことを踏まえて、やはり1人でも多くの方々に関心を持ってもらうと。そのためには職員一人ひとりが地域にとけ込むということが一番大事だと思うものですから、町長の決意のほどを改めてお聞かせをいただければと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員ただいま御発言の思いは、全く私もそういう心だけを持って日々行政運営をさせていただいているところでございまいます。

それぞれ職員が持っている能力、あるいは知識、そういったものだけでもまたなかなか実を結びません。しかし、民間の方だけの自発性に頼っていても、これももちろん進むものでもありません。私といたしましては、やはりそういった、まず進める取り組みのステージとしては、まずお互いにその心を通じ合わせる、交流を深めることからスタートすべきだということで、まず人を知る、そしてお互いの考えを述べ合う、そのためには議員お話のように、まず私ども口癖ですけれども職員の皆さん方に、とにかく現場を知れと、現場感覚をこの行政運営の中に生かせということ、もう何度となく申し上げておりますし、極力そういうような経験を積ませるようにもしております。そういうことがだんだん積み重なって多くの町民の皆さん方と思いを共有して、そして議員がお話のように産業振興というのは一片だけ切り分けて取り組んでも、これはなし得るものではございません。とりわけ、昨今、6次化というのは非常にはやり言葉で踊ってますけれども、まさしくそういったことを成し遂げるためには、本当にさまざまな業種業態の方々が知恵を出し合って、またいろいろチャレンジをして進めるべきであると。今、まさに私も一番そこに力を注いでいると言っても過言でございませぬので、これからもさまざまな形で皆さん方から御意見やお知恵をいただければとお願い申し上げる次第でございまいます。

以上でございまいます。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） 職員一人ひとりが自分が担当する仕事というのは住民の方の福祉向上、あるいは満足感をいただくためのそれが最たる目的だと、最たる仕事だということを思って取り組んでいただ

きたいというふうに思います。

それから、きょう、たまたま朝テレビを見ていましたら、みのもんたの「朝ズバッ！」というやつなのですが、埼玉県の秩父市、これは宮川商店街とあるそうです。ここは1軒も空き店舗がないそうです。とんでもなく新店舗が出てくるのですね。どんなふうにしてこういうことをやってきたのかというと、こういうところに職員を派遣して、町長、取り組みを勉強してもらい、研修してもらいということも私も議員も大事ですけれども、職員の方も私は大事なことだと思うのですよ。

何でこういうふうなまで賑わいだしたのだというと、イベントを年に200回ぐらいやるそうですよ。たしかあのときに商店街を通行どめにして、旭川でやっていました買い物公園ありますね、イベント公園で通路にしてしまうのですね。それで、そのイベントは二百何十回やっているのだけれども、全然毎回違うのだそうです。お金かかっているのかといたら全然かかかっていない、何もかかかっていないというわけではありませんけれども、いわゆる相撲大会。相撲大会というからふんどし着けてやるのかなと思ったら違うのですよね、紙相撲のああいうのをやってみたり、それから輪投げ大会やってみたり、ボーリングがありますけれども、道路にゴザ敷いて、テント敷いて皿でボーリングをやってみたり、毎回イベントが違うのです。だんだんだんだん人が集まって、その商店街というのは1軒も空き店舗がないということだそうですから、やはり発想です。その発想を持つのは行政の職員ばかりでなくて、町の人たちも一緒になって、商工会の方も一緒になって、そこには農業者も入っていく、地場産品もそこで買ってもらうというふうなことも含めて、ひとつぜひ町長検討してください。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 8番谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

私も同じ番組を見ました。私、そこで強烈に印象に残っておりましたのは、そういった本当に歯を食いしばって頑張ってきたと、非常に苦しい時期もあったというふうにコメントしておりましたけれども、非常に私は印象に残ったのは少なくとも数回はどんなにうまくいっても、どんなに失敗しても反省しないのだと、とにかく前へ進むことだけでやってきたということは、お話しされておりました。まさしくそういう気持ちで臨むということは行政もそうですけれども、そういう気持ちが事業者、そして我々サポートする行政も、そういうことを合い言葉に、やっぱり取り組んでいくことは大事でしょうし、その今朝の事例のみならず、四国のほうにも非

常に来訪者が絶えない商店街もあるというふうにも聞いておまして、私も機会あれば率先して勉強させていただきますし、また、折を見て職員にもそういうことを勉強させていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 8番谷忠君。

○8番（谷 忠君） リーダーの資質といますか、一番必要なことは、やっぱり行動を起こして実践するという事ですから、町長、早い決断を持って、まず町長からトップリーダーとして、待つのも結構ですよ、町民の盛り上がりを待つのも結構だけれども、私はこういうことをやりたいのだと言って、発進をしていくと、これ一番大事ですから、その点申しわけないですけれども、町長に不足していると私思っているものですから、ぜひその点を肝に銘じて今後とも頑張ってくださいたいと、こういうふうに思います。

以上、終わります。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、8番谷忠の一般質問を終了いたします。

◎散 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あすの予定につき、事務局長から報告いただきます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

あす6月19日は本定例会の2日目、開会は午前9時です。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 3時59分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成25年6月18日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 徳 武 良 弘

署名議員 中 村 有 秀

平成25年第2回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成25年6月19日（水曜日）

○議事日程（第2号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 町の一般行政について質問
- 第 3 議案第 1号 平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第 2号 平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 3号 平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第 4号 平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 5号 平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 6号 平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 7号 平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）
- 第10 議案第 8号 上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例
- 第11 議案第 9号 上富良野町手数料条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第13 議案第11号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第14 議案第12号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件
- 第15 議案第13号 上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約変更の件
- 第16 議案第14号 上富良野小学校改築工事（建築主体工事）請負契約締結の件
- 第17 議案第15号 上富良野小学校改築工事（衛生設備工事）請負契約締結の件
- 第18 議案第16号 上富良野小学校改築工事（地中熱設備及び空調設備工事）請負契約締結の件
- 第19 議案第17号 上富良野小学校改築工事（電気設備工事）請負契約締結の件
- 第20 議案第18号 畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業）委託契約締結の件
- 第21 議案第19号 財産の取得及び処分の件（畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設）
- 第22 議案第20号 財産取得の件（ロータリ除雪車）
- 第23 議案第21号 財産取得の件（教務用コンピュータ）
- 第24 発議案第1号 議員派遣の件
- 第25 発議案第2号 不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見の件
- 第26 発議案第3号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見の件
- 第27 発議案第4号 季節労働者対策強化を求める意見の件
- 第28 閉会中の継続調査申出の件

○出席議員（14名）

1番	佐川典子君	2番	小野忠君
3番	村上和子君	4番	米沢義英君
5番	金子益三君	6番	徳武良弘君
7番	中村有秀君	8番	谷忠君
9番	岩崎治男君	10番	中澤良隆君
11番	今村辰義君	12番	岡本康裕君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	服部久和君	代表監査委員	米田末範君
教育委員会委員長	菅野博和君	農業委員会会長	中瀬実君
会計管理者	菊池哲雄君	総務課長	田中利幸君
産業振興課長	松田宏二君	保健福祉課長	石田昭彦君
町民生活課長	北川和宏君	建設水道課長	北向一博君
農業委員会事務局長	坂弥雅彦君	教育振興課長	野崎孝信君

ラベンダーハイツ所長 大石輝男君

町立病院事務長 山川護君

○議会事務局出席職員

局長 藤田敏明君
主事 新井沙季君

次長 佐藤雅喜君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

◎開 議 宣 告

○議長（西村昭教君） 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

これより、平成25年第2回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸 般 の 報 告

○議長（西村昭教君） 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長（藤田敏明君） 御報告申し上げます。

議会運営委員長、総務産建常任委員長及び厚生文教常任委員長から、閉会中の継続調査として、配付のとおり申し出がございました。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名の件

○議長（西村昭教君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 谷 忠 君

9番 岩 崎 治 男 君

を指名いたします。

◎日程第2 町の一般行政について質問

○議長（西村昭教君） 日程第2 きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） おはようございます。私は、さきに通告のとおり、2項目について町長と教育長に伺いたいというふうに思っております。

1、風疹予防接種の無料化について。

風疹は、風疹ウイルスにより感染し、妊娠初期にかかると流産を起したり、心臓奇形、目の異常、難聴などの、先天性風疹症候群の障がいがあることがある。妊娠中は風疹の生ワクチンが接種できないことから、免疫のない人は初期の感染予防に努めるしかない。そこで、風疹予防ワクチンの接種率が低い年代の男女や妊婦、その夫、また、今

後妊娠する可能性のある女性を対象に、予防接種の無料化をして、将来生まれてくる子どもや、両親となる若い世代の不安を解消してはどうか。

2項目めは、郷土学習の資料に自衛隊の記述がないことについて。

郷土学習の資料（小学校3、4年生社会科副読本）について質問する。

郷土学習は、町の成り立ちと歴史、その地域に住む人々の暮らしの様子を通して、町と人々のつながりなどを学び、自分や家族、その土地特有の住民気質と文化がどのように影響を受け育ってきたかなどを学ぶ大変重要な社会科学習である。この学習を通して、郷土愛を育てる意味合いを持っていることを忘れてはならない。その中に、自衛隊の状況についてや、OBも含め人口の約5分の1を占める構成員であること、さまざまな仕事の一つであることなどの記述がなく、この存在を学ぶことは重要と思われる。町長は、農業、自衛隊、商工業は町の三本柱だと言っている。郷土学習資料の今後の改訂について、教育長はどう考えているのか、また、古い資料が5年も継続的に使われていることについても伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） おはようございます。佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの、風疹予防接種の無料化に関する御質問にお答えいたします。

風疹は、議員御発言のように、風疹ウイルスが飛沫感染によって起こる急性の発疹性感染症で、流行は春先から初夏にかけて多く見られております。妊婦、特に妊娠初期の女性がかかると、胎児が風疹ウイルスに感染し、まれに先天性風疹症候群を持つ赤ちゃんが産まれる可能性があり、ことしになり、首都圏を中心に風疹の報告が増加しているところであります。

幸いにも、現時点においては、富良野圏域での流行の兆しは見られませんが、妊婦、強いては、子どもを守る視点から重要な課題だと認識しているところであります。過去の予防接種法の改正に伴い、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの方の接種率の低下が、近年の風疹の発症増加につながっておりますことから、この期間に該当する世代が、結婚、妊娠の適齢期を迎えていることは危惧しているところであります。

本町におきましても、ワクチン接種の記録や、風疹の確実な罹患歴の確認とともに、妊娠する可能性の高い方や、妊娠中の家族の方で風疹の抗体価の少ない方に対しましては、積極的に予防接種を受けられるように周知、啓蒙しているところであります。

さらに、議員御指摘のように、接種に向けた支援策につきましても、その必要性を理解しているところであり、具体の支援策について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の2項目めの、郷土学習の資料に関する御質問にお答えいたします。

小学校においては、教育課程における社会科の年間指導計画に基づき、小学3年では、「もっと知りたい みんなのまち」、「調べよう 物をつくる仕事」など、4年生では、「くらしとまちづくり」など、町の様子や生活を学んでいます。町教育委員会におきましては、小学校3、4学年用の郷土学習の資料として、社会科の副読本を、昭和52年から第10次の改訂を経て平成23年3月に現在の副読本を発行し、各学校で効果的な活用を図っております。

御質問の、自衛隊に関する記述であります。この副読本の「町の様子」の中で、「人口およそ1万2,000人の農業と観光、自衛隊の町です」との記述や、「上富良野の人々の仕事」の中で、「町の人たちの仕事調べ」に、「町に自衛隊駐屯地があるため、ほかの町に比べて公務員が多いという」記述とあわせて、職業別のグラフが掲載されております。この副読本の編さんに当たっては、各小学校で実際に授業をしている先生方が編集委員となり、約2年をかけ、資料の収集や内容の見直しなど、新学習指導要領に沿った内容となっております。

今後の改訂に向けては、学習を進めていく中で新しい出来事や改善を加える項目が出てくるのが予想されますので、さまざまな御意見をいただきながら、変化の激しい時代に対応した最新の資料による編さんに努めてまいります。また、現在使用の副読本については、平成28年までの5カ年分の部数を印刷し使用しておりますが、今後の国の学習指導要領の改定や教科書検定などを見据え、改訂の準備を整え対応してまいりますので御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） それでは、再質問ございますか。

1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 先ほど答弁をいただきました。前向きに検討するようなお答えをいただいたのかなというふうに思っているのですが、実は、きょうのNHKの朝のニュースでも、風疹になられた方が1万人を突破したと、あれよあれよという間に、すごい数にふえてきているのだということを取り上げておりました。北海道新聞の記事におき

ましても、けさの新聞で大きな見出しとして、風疹ワクチンをするべきだという、そういう内容ですね、そして、風疹が1万人を突破したのだという情報が載っておりました。これは本当に皆さんが、改めて注目を浴びているということの前提に、私は今回質問をさせていただきたいというふうに思っております。昭和54年4月2日から昭和62年10月1日生まれの方々が接種率が低いということで、本当に流行につながっているということだと思いますけれども、前向きに検討をするというお答えをいただいておりますけれども、それで受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の風疹に対します対応についての御質問にお答えさせていただきます。

現在の状況は、ただいま議員のほうから御紹介あったとおりでございまして、報道によりますと、1万人を突破したというようなことが報じられております。とりわけ、今回の流行につきましては西日本を中心ということ、東日本、とりわけ北海道のほうについては大きな数字となっていないというふうなことも、一方では報道もされておりますが、ただ、その流行が心配される、危険性が排除されたわけではございませんので、私といたしましては、大体、ワクチンの接種率が低いというような年代層がある程度推測できますので、対象者を絞ったと申しませうか、対象者を整理した中で、町として対応できる範疇で最大限の対応をすることは町の義務だと思っておりますので、前向きに、実施できるような方向で検討してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） その対象者のことなのですが、どの程度の対象者を考えているのか、伺いたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたしますが、対象者の絞り方については、まず、冒頭の御答弁で申し上げましたように、昭和54年4月から62年10月というような一つのくりをある程度推測できますので、それらを中心に、その中からさらに、妊娠の予定が、あるいは妊娠が想定されるような方というようなことで絞り込み、あるいは、その中でさらに抗体価が少ないというような方等をある程度推定いたしまして、そういった中で、制度として仕組みを早急につくっていききたいというふうに考えておりますので、いましばらくお時間をいただければと思っております。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 検討しているということ、前向きに実行される予定があるという今お答えを、制限がありますけれども、対象者の中の詳しいこともある程度言っていたというふうに思っているのですけれども、いつやるということに関しましては、これはもう早急にしないとならないという使命があるというふうに思っております。なるべく早い時期にするとしたら、検討するといひましても、これははやりものなのです、いつはやるか、こちらにまで来るのかが、まだわからないという状況の中で、感染症を予防するという重大な目的を考えた場合に、ゆっくりペースでは間に合わないというふうに思っているのですけれども、その辺の町長の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

接種を受けることの大切さ、これらについては、もう既に啓蒙周知はしております、春から既に接種をされている方もいることも事実でございます。町としてワクチンによる予防をお勧めするという事は、制度を持つ持たないにかかわらず、これは当然あるべき姿でございますので、それは現在もしておりますし、行っております。ただ、制度としてどういう制度をつくるかということ、また一方では少し切り口が違うのかなということで、もちろんのんびり構えていることは許されない事案であるということは、私も全く共有できますので、それらについては十分意を用いて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 2013年6月の町の広報にも、風疹の流行について掲載がありました。ごらんになっている方もいらっしゃると思います。ただ、今の若い世代、対象は、おおむね若い世代が多いと思うのですけれども、そして、働いている世代ですよね、果たして、その広報をよく見ていたのかどうかということも疑問もありますし、どのような対象者に通知を流して、何人ぐらいにそういうことをしてきたのか、わかる範囲で結構ですので、教えていただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田彦彦君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。

個別の周知等は行っておりません。町が行っておりますのは、広報等によります全体的な周知でありまして、今、議員おっしゃるように、風疹が大変今、都市部を中心に、はやっているのは事実であり

まして、特に妊娠初期に罹患をするとお子様に悪影響を及ぼすことも、それは結果として、今、報道等でも、ことしに入ってから11名の赤ちゃんがそういう障がいが発生したことも承知をしているところであります。

町長のほうからお答えさせていただきましたように、緊急な課題としては、今既に妊娠されておられる方が罹患しないような対策が重要なかなというふうに思っておりますので、ただ、妊娠されている方はワクチンの接種ができませんので、その同居の御家族さんたちが優先される接種の課題になるかなというふうに思っています。あと、同じように町長からもお答えしましたが、今まだ、はやっておりますけれども、幸いに北海道、特に富良野圏域での流行の兆しが、今のところはそう大きな問題にはなっておりませんし、流行期が大体夏ごろまでということになりますので、これから妊娠される方については、来年以降の流行期に向けた対策をどうするかということが、これからの、少し時間を置いた課題になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 夏のシーズンは、これから行楽に向けて、いろんな活動が広まります。本州の方が北海道に来られる、また、若い世代で、上富良野町の新しい名所となるような、嵐さんの映っていた場所に行きたいのだという全国からの声も広がってきているというふうにも伺っております。

風疹の感染症について、症状の欄を読ませていただきましたけれども、感染しても症状が出ない人が30%から50%いると、これは大変なことだと思うのですよね。自分がかかっていることがわからない人が結構いらっしゃる、もし、これにかかっていることに気がつかないであちこち動かれるということになりますと、まだまだ感染が広まる、そういう傾向も見られます。また、夏までがおおむねはやる時期なのだというふうにおっしゃいましたけれども、夏にはお盆もありますし、お子様たちを連れての行き帰り、帰省とか、いろいろ、さまざまなことが考えられます。これについて、子どもより成人に対して重い症状が出てくるという、そういう結果もあるようですので、ぜひとも、なるべく早い時期に、来年と言わず、早い時期に検討を進めていくべきだというふうには私は考えているのですけれども、それについてはどういうふうに思われているか、お答えを伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

これだけは申し上げさせていただきたいと思いますが、事業化を来年にというような想定はいたしておらないということは申し上げておきたいと思えます。今、例えば来週すぐ事業化できる、あさってできるのかということになると、それはちょっと難しいですよという意味でございますので御理解いただきたい。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） きょうのNHKの報道でもありましたけれども、もう、1万102人という結果が出ています。国だとか地方自治体の施策のあり方が問われているというふうに話しておられました。町においても、町民の健康の安全と安心を守ることが求められる、そして、働く世代、特に若い世代に向けてのまちづくりの、健康推進のまちづくり、この間伺いましたけれども、「健康のまち宣言」を、ことし、する予定でおられるというふうに伺っております。この若い世代に対する啓蒙の意味合いも込めましても、ぜひ、この風疹ワクチンで、これからの若い世代に町がそのような施策をとるのだという強い姿勢を見せることが大変重要になってくるというふうに思っております。強いては、障がい児が生まれにくいということになりますと、自治体のローコストにも最終的にはつながると思えますので、ぜひともこれを早いうちにやっていただきたい。北海道では苫小牧市で、もう、無料化をしております。苫小牧市も、罹患者がいるかという、いません、ゼロ人です、それでもやはり取り組むという、そういう姿勢を見せております。ぜひ、上川管内で、「健康のまち宣言」を推進するという意思があるのであれば、ぜひこの辺も考えていただきたいというふうに思っておりますが、それについて伺いたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 1番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま、議員からお話ありました部分については、先ほど私がお答えさせていただいた内容とほぼ、それを同じ意味かなというふうに理解しておりますので、私もそういう意を持って取り組みを進めたいと考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） それでは、2番の郷土学習の資料の件について質問をさせていただきたいというふうに思います。

答弁書の中ですと、私の質問事項の見出しについての答弁がある、自衛隊の記述がある、ないと、そういうことについて神経質になられているような内容に私は感じたのですけれども、私が言いたいこ

と、一番大事だなというふうにお伝えしたいことは、本文の質問の趣旨の中にもありますように、自衛隊の言葉がある、ない、載っている載っていないとか、そういう問題ではないのです。もう少しふやしてはどうかなという思いで、先ほども同じように、自衛隊の現状についてや、自衛隊のOBを含め人口の約5分の1を占めている構成員であること、さまざまな仕事の一つであることなどの記述がないというふうに質問しているわけで、ということで本文に書いているわけです。人口およそ1万2,000人の、農業と観光、自衛隊の町です。町に自衛隊駐屯地があるため、ほかの町に比べ公務員が多いですと、グラフに公務員とありまして、その中に小さい字で、役場、学校、公務員については、役場、学校、自衛隊というふうに明記してあります。おっしゃるとおりなのですよね、これ、書いてありますよ、実際、本当に、この三つ。しかし、この自衛隊の存在の意味だとか、町とのつながり、町に寄与していることなどが理解できるような文章をふやして、そして学ばせることが重要ではないのかなというふうに言っているのですね。自衛隊の関係者、当事者の人たちは、職務上、不満を言うことはできません。私はある町民の方から、おかしいのではないだろうか、こんなに上富良野町と自衛隊の結びつきが強い町だというふうに皆さんが自負している中で、こんなに少ない記述でいいのだろうかという質問を投げかけられまして、今回このような質問に至ってきているわけです。これについて、この上富良野町と自衛隊についてのことを学ばせることについて、教育長はどのようにお考えなのか、ちょっと伺いたいと思えます。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほども答弁の中でお話しさせていただいておりますけれども、小学校3、4年生の副読本、社会科の授業につきましても、学習指導要領に基づいて、郷土資料についても編さんがされているところであります。基本的に、あくまでも学習指導要領に基づいた教育課程も含めまして、それらに基づいた項目立てをしていくことが基本だというふうに考えているところであります。議員おっしゃいますように、確かに自衛隊の町という部分はあるところでありますけれども、職業の部分の考え方についても、新学習指導要領の中では、地域の産業を紹介すると、地域の職業を紹介するというくりにはないという部分もありまして、それらのことから、記述については、特徴的な記述にとどまっているところであります。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 再質問をさせていただきますけれども、社会科の副読本「かみふらの」92ページ、職業の紹介はしないというふうにおっしゃっていましたが、私は、職業の紹介だけではなくて、内容についてもちょっと考えていただきたいなという思いから発言させていただきますが、6、安全な暮らしというのがあります。（1）消防署について、93ページから101ページまで、この関連が載っております。（2）警察署、これが101ページから106ページまで載っております。（3）自然災害を防ぐ、これは106ページから107ページ、砂防ダムのこと載っております。この町で災害が起きたとき、例えば火山爆発が起きたり地震などが考えられますが、いろんな災害も起こるとは思いますけれども、そのとき誰が働いてくれるのでしょうか。上富良野ならではの記述を、（3）に、消防署、警察署、ここに自衛隊との関連についてなどを書くべきではないかなというふうに思っておりますけれども、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の御質問にお答えします。

前段で、質問の部分、さまざまな仕事というお話でしたけれども、今、若干その方向性が変わったのかなということで考えておりますが、さまざまな、安全な暮らしの中での話ということであれば、それについては十分考えることができるのかなというふうに思っております。2011年3月11日における東日本大震災によります自衛隊の働き、初動の災害支援、上富良野町の駐屯地におきましても、1,000人を超える人たちが初期の災害支援に向かっていると、こういう記述については、事実に基づいて入れていくべきなのかなと、そんなふうに思っております。前段の、仕事の部分の話については御理解をいただきたいと思っております。新たな部分については、そういう考え方でおりますことを御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 今お答えをいただきまして、私が後で、一昨年の3.11についてちょっと言おうと思っていたことを、教育長が先に言っていたいただきましたので、理解は本当にしていただいたのだなというふうに、3の、自然災害を防ぐという意味で、ぜひ、上富良野町の自衛隊の位置、そして現状についてを、ぜひ記入するようなことを申し出る

立場にいらっしゃるといふふうに思っておりますので、ぜひ加えていただきたいというふうに思っております。

それと、町の仕事についてですけれども、私は、おおむね町の仕事だけを言っているのではなくて、この郷土学習の資料にもっと載せるべきではないかという思いで、仕事のこと、そして今回の消防署、安全な暮らしのことについても発言させていただいているわけでございます。町とのかかわりで、先ほど教育長申し上げましたけれども、十勝岳の噴火総合防災訓練を初めとして、避難救助活動、そしてまたイベントにおきましては四季彩まつりだとか、本当にいろいろなイベントに自衛隊が加わってくださっております。あんどんの参加、そして、冬期間におきましては独居世帯の雪おろしのボランティア、本当にたくさんの方がまちづくりにも参加しているという状態です。この町で自衛隊員やOBの存在を、やっぱり人々の暮らしの仕事ということで、先ほどの話に、教育長さんが言っていたところに戻りますけれども、その現状に沿った形で副読本に載せるべきでないかなというふうにも、防災とは違いますよ、先ほどの、町の人々の暮らしというところでも、こういった結びつきを掲載するべきではないかなというふうに思っておりますけれども、教育長さんのお考えを伺いたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 佐川議員の御質問にお答えします。

町の人々の暮らしの中での記述についてでありますけれども、基本的に、町においても、データ的にどれぐらいの方が自衛隊のOBであるか、どれだけの人が自衛隊の方であるかと、具体的に正確な数字というものは把握できておりません。それらの記述については、基本的な、しっかりとデータとして使える中の記述でなくてはならないと思っております。前段でお話ししておりますけれども、1万2,000人の中で大きな要素を含んでいるという部分で御理解をいただきたいと思っておりますし、ただ、今後において、それらの意図する部分が、町の特徴として記述をしたほうが良いという意見が編さん委員の中で多く出れば、記述については考えていかなければならないのかもしれないかもしれませんが、私の立場としては、学習指導要領に基づいたものの中で編さんを進めていくということが基本だと思っておりますので御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） 新学習指導要領「生きる力」、これは3、4年生のものを持っております。

目標は、ありますよ、三つ、地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るため、諸活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚を持つようにする。2、地域の地理的環境、人々の生活の変化や、地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。3、地域における社会的事象を観察、調査するとともに、地図や各種の具体的資料を効果的に活用し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことなどを表現する力を育てるようにするというふうに書いてあります、これが目標ですね。内容にずっといきますと、自分たちの住んでいる町について、地域の人のことだとか人々の生活についてというのがあります。ここで、4番目、地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり、資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るための関係機関の働きと、そこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにするというふうに書いてあります。そこに、ア、関係機関は地域の人々と協力して災害や事故の防止に努めていること。イ、関係の諸機関が相互に連携して緊急に対処する体制をとっていること。5、地域の人々の生活についてというふうには、どんどん続いていきますけれども、やはり今後の改訂版に、先ほど教育長さんが大変うれいしい答えをさせていただきましたけれども、ここにも新学習指導要領に書いてあるのですよ。だから、ぜひ自信を持って、そういう柔軟な考え方で、これからの自衛隊が、地域との共存共栄であるというのを今打ち出しております。昔の考え方にとらわれずに、新しい時代のこういう物の考え方で今来ているということ、ぜひ上富良野の町から皆さんに示していただきたいというふうには私に思うのですけれども、これについて、教育長さんに伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたように、安全な暮らしの中で、3.11の部分について、東日本大震災の災害支援について自衛隊の部分の記述については、この章に、改正のときには入れていくように、私のほうから改正の狙いの一つとして示していきたいというふうを考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） それでは、5年を継続的に使われているということに関しての質問に移りたい

と思っております。

26ページに、町の人たちの仕事調べというのがございます。これは23年度に改訂がなされて、現在、この改訂版で子どもたちが学習しておりますけれども、資料を見ますと、グラフなのですけれども、平成17年の仕事調べですよね。公務員のところ、公務員と書いてあります。全員で1,787名、どう考えても、役場でも約200名以上いらっしゃいますし、学校の関係者も100名近くはいらっしゃると思います。自衛隊員が、現在、約2,000名を超えております。とすると、この人口配分、ちょっと古いのかなという意味合いで感じてしまいます。平成23年度に第10次の副読本があったということのほかに、2年を費やしてこれが発刊に至った、大変な作業だと思っております。今度発刊するのが28年というふうになりますので、もう、あと、26年度には改訂に向けた動きをしていかなければならないというふうに思っているのですけれども、今、現代社会において、こんなに情報が入手しやすくなっておりますので、この23年度版の資料、できる限り28年度に発刊される予定の資料に対しては、新しい数字を入れていただけないのかなというふうに思っています。

それと、65ページの憩いの楡の記念碑なのですが、これの写真におきまして、現在のものと相違があります。私が質問して新しく変えていただいたのですけれども、そういった、子どもたちの、ぱっと見た瞬間に、自分たちがイメージしているのと本に載っているものとの差異が余りにも大き過ぎると、なかなか覚えづらいということもあると思います。低学年では社会科がないですし、3、4年生で初めて社会学に触れるわけですから、そういった子どもたちの目線で、今度、改訂版について、できる限り新しいものを使っただくということについて教育長さんに伺いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

○教育長（服部久和君） 1番佐川議員の御質問にお答えいたします。

まず、統計資料については、改訂時に直近のものを、一番新しいものを使っている現状にあります。年数が経過する中で、若干古くなるというような状況になっているのかなと思います。これらについては、改訂する時点で新しいものを、最新のものを、資料としてすり変えていくということが当然必要かなというふうを考えておりますし、写真についても、改訂のときに新しい写真を使っただくことが基本だというふうを考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

統計表自体は、先ほど、数字の話をされていまし

たけれども、数字については、現実には、この数字が正しいものというふうに認識しているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 1番佐川典子君。

○1番（佐川典子君） おおむね、ありがたいなというふうに、同じ気持ちを共有できたのかなというふうに思っております。

それで、その数字についてですが、私が、間違っているかということと言ったのではなくて、17年度でこういう数字だ、ただ、現在のと少し、やはり時間があると、こういうふうに違ってくこともあるので、できるだけ新しいものを使ってもらいたいという話の流れで言っただけですので、御理解をいただきたいというふうに思います。本当に初めてこういう質問をさせていただきました。教育長さんにおかれましては、大変な立場にいらっしゃいますので、教育関係者の方のいろいろな物の考え方もございますし、初めての動きをすることに関しまして、大変御苦労もあるかというふうに思います。ぜひ、町民の目線に立って、この地域を学習するという目線に立って頑張っていたいただきたいなというふうに思っております。

その後の質問はよろしいですので、以上で終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（西村昭教君） 以上をもちまして、1番佐川典子君の一般質問を終了いたします。

次に、9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 私は、さきに通告をしております上富良野町の農業所得に対する町長の考え方を伺いたいと存じます。

先日、安倍晋三首相は、講演で、農業強化と景気回復に向けた企業支援を柱とする成長戦略を発表いたしました。農業関連では、農家が生産から加工、販売までを手がける6次産業化の市場を今後10年間で10兆円に拡大するとともに、農業農村の所得を現在の3兆円から倍増させると発言いたしております。また、企業支援では、民間の設備投資額を今後3年間で年70兆円規模に拡大する目標を掲げました。向山町長は、2期目の新しいまちづくり構想で、生き生きとした産業育成ということで、一つ、新しい産業の創出、二つ目、特産品を活用した食による地域おこしを構想としております。若者が希望の持てる上富良野町の農業、農村、また、6次産業に対する推し進め方はどのように考えているのかを伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、農業所得の向上と6次産業化の推進に関する御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言にありましたように、安倍首相は、農業の所得向上に対し非常に積極的な数値目標を掲げ、今後の農業施策への大きな期待を感じさせている状況にあります。同時に、農業者自身の頑張りが強く求められているものと考えているところでございます。この6次産業化は、農業者の多角経営による所得の向上、経営安定のみならず、雇用機会の拡大や他の産業への波及も期待できることから、有効な地域振興策の一つであると認識をしております。6次産業化に係る事業につきましては、法に基づく事業計画認定者に対し、国の直轄事業として実施がなされてきたところでありますが、平成25年度以降の認定案件につきましては、都道府県の交付金事業として展開されることとなりました。現在、当町にも認定を受けた経営体が二つございますが、新規の発掘も視野に入れ、国及び北海道の総合的な事業支援とともに、町といたしましても、認定などに必要なサポートを行ってまいりたいと考えております。

また、上富良野町の良質な農畜産物を活用し、農業者はもとより、商工観光事業者等との連携も強化し、新たな事業展開を図っていくことは十分可能であると考えられますので、期待しているところでございます。しかも、これらの取り組みは、地域振興、産業振興上も大変重要であり、町といたしましても、関係者と情報を共有し、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

さらに、農業の6次産業化を初め、新たに産業創出や地域おこしを図る上で、若い力や若者の発想を生かしていくことはとても重要でありまして、事業の成否の鍵を握っていると言っても過言ではないと思います。このことから、私といたしましては、農業の担い手や、各業種の担い手確保や人材育成は、積極的に力を注いで取り組んでまいりたいと認識しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、やはり、町長の新しい2期目の構想の中でも何点が挙げておりますけれども、その中におきまして、人間アカデミーを創出し、さまざまな分野の人材を掘り起こして、農業主交流の活性化を図るというようなことでございまして、交流も大事ですけれども、新しいノウハウを持った人材の発掘が必要なわけですが、そのためには、農業後継者、これらの伴侶が絶対条件なので、やっぱり神聖な家庭を持って、そこから出発するの

が、この経営体の原点であるというふうに思っているところがございます、その方策として、農業委員会とかJAのアグリパートナーなどが、いろいろと支援策を考えてやっているわけですが、ちょっと横にそれるかもしれませんが、こういった農業後継者と言われる若い男女が、今どれほど存在しているのか、もしわかれば発表してもらいたいなというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいまの、9番岩崎議員の後継者の関係についてであります。私どもで、昨年5月の調査の中での人・農地プランの関係で集約したデータがございますので、それをベースにお知らせしたいと思います、その中では、69の後継者という数字で押さえております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 私も私的に、確かな情報ではございませんけれども、調べましたけれども、これについては日々動くものであるから、確かな、固定した数字では、今、課長からも答弁がありましたけれども、こういった約40名近い男女が存在している中で、なかなかその進展が望めていないという状況を把握しているわけでございます、これらのことを、やっぱり町長が先頭になって解決をして、この上富良野町が安定的に若者が住めるような、そういう状況をつくっていただきたいなというふうに思っているわけでございます、また、これらの対策として、最近どういような動きというか、活動をなされているのかについても、わかれば言っていたきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の、まず、農業の後継者の花嫁対策というような切り口での御質問かと思いますが、確かに、パートナーを得るということは、大変、将来を考えても、町といたしましても重要なことでございますし、それぞれの、各現在の農業委員会、あるいは農協等の組織も総力を挙げて取り組んでいる実態ということは御理解いただけたと思います。また、町といたしましては、そういう取り組みもありますでしょうが、一方では、やはり私としては、産業として、職業として、やはり農業というものがしっかりと認知をされて、そして、若い人たちに魅力を持っていただけるような、そういう環境づくりも一方では大事であろうというふうに考えておまして、人づくりも大事でしょうが、環境づくりも一方では大事だと。そして何より、やはり、男性、女性に限らず、異性に魅力を感じさせるようなまず人に育てていただくということ

も基本にあるわけでございます、取り組めるところから取り組んでいるというふうに御理解いただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 再質問ですか。

9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 今のあれで町長の考えは伺いましたけれども、今、わからないですかね、その辺の原因、経過、産業振興課のほうで、動きについては。集まって何か、富良野地域で行ったというような情報は新聞にも出ていましたので……。

○議長（西村昭教君） 済みません、岩崎議員、質問の趣旨と少し離れてきておりますので。

○9番（岩崎治男君） そうしたら、次に行きます。

それでは、町長に伺いますけれども、町長の公約の中に、人、自然、食の資源を生かして、農、商、工業の連携を推し進める新たな力強い産業の振興と雇用の創出を図るというのがございますけれども、これについて伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

まさしく、私のまちづくりの大きな柱であることはおっしゃるとおりでございます。この恵まれた自然、さらには豊富な食資源等を最大限に活用いたしまして、農業の分野だけにとどまらず、多くの業種業態の方々が、こういった、地域に存在する資源を最大限に活用して、そして、そこから、願わくば、新たな仕事が生まれ、新たな業態が生まれることを私としては大変期待しているところでございまして、そういうことに向けて、今、まずそれを進める根っこには、さっきの質問にもありましたように、人材育成がやはり避けて通れないということとございまして、そういった施策を重ねていくことによって相乗的に効果が出てくるものと期待しております、ぜひ、これからはさらに積極的に町が主体的に、そういったことに対する発信を続けながら、活性化に向けて取り組みたい。これはもう既にそういう動きをさせていただいておりますが、さらに意を持って取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 次に、特産物を活用した食による地域おこしということで、6次産業の先ほどお答えもいただいておりますけれども、そういった中にありまして、先ほどの答弁にありますけれども、当町にも認定を受けた経営体が二つほどあると

というようなことを確認しておりますが、どのような内容の経営体が存在するのか、お聞かせください。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいま、9番岩崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

認定を受けた2件の具体的な内容でございます、認定内容です。それにつきましては、一つにつきましては、醸造用のブドウの栽培とワインの製造販売事業ということを事業メインに掲げまして、それらを展開していきたいという計画内容で認定を受けたところでありまして。もう一つにつきましては、その農業者、法人で生産しておりますハルユタカですとか、きたほなみというようなものを使いまして、パン、スイーツなどの商品開発、あるいは販売までつなげて、そういう事業展開をしたいという内容の計画を持って事業認定を受けたという内容になってございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） この6次産業というのは、生産からずっと経過いたしまして、これに付加価値をつけて加工して販売するという、こういうシステムでございまして、国も今回新たに力を入れている事業であるというふうに思っているところがございますけれども、町といたしましても、支援するといっても、これはかなりのやっぱり資金を持たなければできない事業であるというふうに思っているわけございまして、国もこういうのにまだ正確な新聞報道はされておりませんが、内容が発表されて、金銭的にも、助成とかを活用してやるということになったら、上富良野町もそういう考えを持っているのかどうかということをお伺いしておきます。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の6次化も含めた御質問かと思いますが、6次化につきましては、これは非常に言葉は魅力的な言葉でございますけれども、それでは一步そこへ踏み出すとすれば、非常に多くのハードルがあることも現実でございます。とりわけ、6次化事業につきましては、農業者だけが取り組むというようなことを想定しておりませんで、他産業の方々も含めまして、1次産業、2次産業、3次産業、数字の語呂を合わせて6次化と言っているわけございまして、広く、多くの方々がかかわらなければならぬということございまして、そういった接着剂的な働きは、町は積極的にすべきだというふうに思っております。そして、そういう中から、新たな事業形態が生まれるというような状況を迎えることになりまして、町とし

てことしから、事業として置いております、新しい業態を興す、業を興す部分については、支援策も既に整えておりますので、そういったものを活用していただいて、あるいは、6次化ということで事業を進める上においては、国としての大きな支援策、メニューが用意されておりますので、そういったものをあわせて、初速をつけられるようなことにお手伝いをさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） この上富良野町においても、今のところ二つの共同体がそういうことを考えているというようなことで、ブドウワインだとか、それからうどんやパンになる麦類のそういう加工だというふうに今受けとめたところでありまして、町長も、支援策は惜しまないというような発言でございまして。そういった中にありまして、上富良野の特産品であります、今、プレミアムビールもつくっておりますけれども、やっぱり、こういった、上富良野の特産品としてのビールをこういうものに活用するような、そういう支援策も必要でないかなというふうに思います。そういったことで、ちょっと伺って次に行きたいと思っておりますけれども、ビールの原料となる大麦、ビール麦、それから、現在、ホップの耕作農家は何戸ぐらいで、面積はどのぐらいだろうということがあれば教えてもらいたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

ホップにつきましては御質問につきましては、業として栽培されている農家は3戸だというふうに理解しております。しかし、プラス、サッポロビールが直営でホップの栽培を昨年度から着手していただいております。ホップを栽培している事業体としては四つかなというふうに理解しております。面積につきましては、データがありましたら課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいまの、面積につきましては、トータルで3.8ヘクタールということで現在のところとなっております。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） このビールの原料になるホップにつきましては、以前は17戸ぐらいの農家がホップを栽培していたのが、今お聞きしますと3戸で3.8ヘクタールということで、本当に存亡の危機にあるというぐらいの数字になってしまった

というような状況でございまして、これが何とか、ラベンダーとともに町起こしに活用するように支援をしたらいいのではないかなというふうに思うわけでございます。今実際に耕作している農家の皆さんとも話し合いましたけれども、親父の代が終わって、今、30代、20代の息子の代にチェンジした、農業経営を譲ったというか、そういう状況の中で今新しく、このホップをまた手がけていくのだというお話でございまして、これも、なかなか、採算性等、その手間暇が随分たくさん要る職業だそうでございまして、これらも何とか掘り起こしていただきたいなというふうに思っているところですし、今回の6次産業としても、ワインやうどんも必要ですけども、このビールを活用した6次産業をつくるべきだというふうに思います。これが、上富良野の名声を高めていく一つの製品になるなというふうに思います。もう一度、このビールの原料についてお伺いをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

ホップを活用した産業の活性化をというような趣旨かなというふうに思います。現在、先ほどお答えさせていただきましたように、新たにサッポロビールさんが直営のホップ栽培畑を設置していただいております、ことさらに面積も拡張している実態でございます。岩崎議員のお話にありましたような、まさしくサッポロビールさんが、そういった活動を通じて、社員の教育はもちろんですけれども、地域の地域おこしにもぜひ活用していただきたいということで、これは町もその事業に積極的にかかわった中で、現在取り進めをさせていただいております、今回の事業の事業化の窓口も町がさせていただいております、既にそういうことで取り組みを進めておりますので、これがしっかりと果実ができるようになるように期待しております、作物ですから、一気に大きくなりませんので、そういうことで、確実にその歩みを進めているということは御理解いただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 次に、町長が先ほどの最初の質問の中で、上富良野町の良質な農畜産物を活用した商工関係と連携した地域おこし、地域振興上、これらのことを考えているということでございまして、上富良野産の豚肉や牛肉などのブランドを進める上において、各地域がそれぞれの地場産の牛肉や豚肉を今つくって売っているわけでございまして、こういった中で、上富良野は大型の畜産業者もふえまして、飼育農家がですね、大々的にやっているわ

けですけども、これらをどのように、今後、もっと上富良野産の豚肉や牛肉をPRしていくのかということでお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

ただいま御質問をいただきました、上富良野町で生産されております豚肉あるいは牛肉等のブランド化、ブランド化については、私は、これは一定程度定着してきているというふうに思っております。ただ、それをさらに拡充、拡大していくかということは、民間の皆さん方の力によるところが多いわけでございますが、町として観光振興等のツールを通じてPRをしていくことは、既に多くの商業者の方も既に取り組んできてくれておりますし、事業者みずからもそういう状況でございます。特に、畜産、養豚、あるいは牛肉生産のそれぞれ事業を行っていただいております事業者の方々も、御案内ですけども、上富良野工房さんにつきましては、今、増築工事の真っ最中でございます。これらによってブランド力も高まりますし、さらに、私といたしましては、地元雇用がふえるということにも結びついておりまして、大変ありがたいなと。一方の肥育牛についても同じような、今、もうブランドとしては非常に、先日お話を伺いましたところ、東京の芝浦市場におきましても、非常にその名声が高まってきていることを直接バイヤーの方からもお聞きいたしまして、心強いなと感じているところでございまして、さらに町として側面的な支援ができる部分については応援させていただきたいと。そして、ひいては、町の活性化に結びつけていきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（西村昭教君） 9番岩崎治男君。

○9番（岩崎治男君） 最初の課題のほうに戻りますけれども、上富良野町の農業所得の向上ということで最初に質問しておりますけれども、農業ということは過酷な職業でございまして、まず、土地を求めて、それに種をまくわけですけども、種をまくためには農機具、それも、昔のような手作業ではなくて、何百万円も、物によっては、1個が1,000万円以上する、そういった機械を活用しなければ、今、世間で騒がれておりますTPPに対抗できるような北海道農業は構築できないというふうであるわけでございまして、こういった中で、今、安倍首相は、この所得を10年間で倍増するのだという、今後を見きわめなければ、何も我々農業者として期待できるものはございませんけれども、やはり希望を持って、これを我々も見習いながら推移していかなければならないということでございます。町

長も、上富良野農業の所得が倍増できるような、そんな施策を考えて今後活動してもらいたいというふうに思います。町長の考えを伺います。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 9番岩崎議員のお尋ねにありました、農業の所得向上等についての御質問にお答えさせていただきますが、私の理解では、今、国でさまざまなことが述べられておりますことは、国として農業所得を倍増しようという目標を掲げていることは、その奥深いところは私もなかなかわかりませんが、国が、漏れ伝わってくるところによりますと、農業者の所得を倍にすると聞いた覚えはないと、農業の所得を倍にすることでありまして、昨今、いろいろ審議会等で審議されております内容を聞きますと、外国の資本等も農地の取得にはフリーハンドで参入できるようなことも、内閣府の要職を務めておられる方が発言しているというようなことも聞いておりまして、非常にその先には、まだ霧が晴れていない部分がたくさん現在ある状況でございます。私といたしましては、まず、農業の所得をふやすことも大事でしょうけれども、農業者をしっかりとこの町で育てていくということが私は根っこにあるべきだというふうに考えておりますので、そういう認識のもとでこれからも取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

以上をもちまして、9番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。再開は、10時35分といたします。

午前10時13分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第3 議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第3 議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算（第4号）の提案要旨について御説明申し上げます。

1点目は、平成24年度の各会計の決算確定に伴

います繰越金及び繰入金の補正であります。

一般会計における実質収支が9,063万9,000円となったことから、当初予算の繰越金の計上額を差し引いた3,063万9,000円の増額補正をするものであります。

また、国民健康保険特別会計など五つの特別会計において、翌年度へ繰り越しの手続をとることに伴い、一般会計が繰り戻しを受ける必要のあるものについて予算を計上してございます。

2点目は、農村地区における情報通信格差の早期是正を目的として、無線方式によるネットワーク網を構築するための超高速ブロードバンド環境整備事業の実施設計に伴い、必要額について増額補正をお願いするものであります。

3点目は、国の平成25年度地方財政計画におきまして、地域防災等への緊急課題に対応するために設けられました緊急防災・減災事業を活用した事業として、町内主要避難所を含めた公共施設4施設に防災用自家発電設備について配備を計画しておりますことから、その施設設計費用について増額補正を計上するとともに、当該事業費の財源につきましては、地方債事業として計画しておりますことから、あわせて地方債の追加補正をお願いするものであります。

4点目は、本年度の保育所入所人員の確定に伴い、保育所入所負担金につきまして所要の補正を計上するとともに、今年度、北海道の安心子ども基金事業として、保育士等の処遇改善に取り組む民間保育所に対して助成事業が実施されますことから、当該事業に対応した所要の補正をお願いするものであります。

5点目は、北海道市町村振興協会のいきいきふるさと推進事業助成事業による助成を受け、これまで町で進めてまいりました住民主体の健康づくり意識のさらなる醸成を図るために、健康のまち宣言に向けた健康づくり事業を実施するため、所要の補正をお願いするものであります。

6点目は、上富良野中学校の耐震化及び老朽化による長寿命化対策等について、その広報など具体的な改善策を検討するため、調査、基本設計が必要なことから、その必要額について増額補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました内容を主な要素といたしまして、財源の調整を図った上で、財源的に余剰となる部分につきましては、今後の財政需要に備えるため、予備費に留保することで補正予算を調整したところであります。

それでは、以下、議案につきましては、議決対象項目の部分について説明をさせていただきます。

議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)。

平成25年度上富良野町の一般会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,828万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億5,404万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款町税68万円。

12款分担金及び負担金454万円。

15款道支出金295万5,000円。

17款寄附金29万9,000円。

18款繰入金807万7,000円。

19款繰越金3,063万9,000円。

20款諸収入109万円。

21款町債1,000万円。

歳入合計は、5,828万円であります。

2ページに移ります。

2、歳出。

2款総務費3,923万8,000円。

3款民生費230万円。

4款衛生費63万3,000円。

7款商工費325万円。

9款教育費542万1,000円。

12款予備費743万8,000円。

歳出合計は、5,828万円であります。

3ページに移ります。

次に、第2表の地方債の補正ですが、先ほど申し上げましたとおり、防災用自家発電設備整備事業実施に伴います実施設計事業について、地方債事業として1,000万円を追加するものであります。

以上、議案第1号平成25年度上富良野町一般会計補正予算(第4号)の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番(金子益三君) 歳出の13ページにかかわるところでちょっと1点お伺いをしたいと思うのですが、こちらの超高速ブロードバンド環境整備事業ということで、2,900万円を今回、伝搬調査という名目で補正が上がっているのですが、何点かこのことについてお伺いしたいのですが、まず、いわゆる農村地区と市街地との格差を、デジタルデバイドを解消するというところで上げられているということなのですが、まず1点目ですが、農村地区の戸数に対する超高速ブロードバンドの、いわゆる希望の、そういった悉皆調査及び事前調査というものを町として行っていたかどうかということがまず1点目。

それと、もう1点が、伝搬調査をした結果、その後、例えば著しく無線の環境がよろしくないということであれば、例えばそのことによって、農村地区全部を網羅する電波塔を建てることになったときに、かかる費用の積算をされているかどうかということと、すなわち、この整備事業の、伝搬調査実施設計が終わった後にはもう、自動的にそれらの無線のシステムをすぐつくる計画があるのかどうかということ。

それと、もう一つなのですけれども、さきの予算特別委員会にかかわります町長の執行方針の中でも、質問はさせていただきましたが、この超高速ブロードバンドの整備環境、まず、町なかに引くときに対しまして、いわゆる設置業者でありますNTTのほうから、最低の要項としまして、最低でも1,000件の加入者がないと、もともとの光通信なる超高速ブロードバンドの環境のインフラ整備はできないということで、商工会を中心としました団体に促してやったときに、先に引くための皆さんのインセンティブというのが必要なのではないかと。その部分に町の税金を使うことも、後のインフラ整備のためには必要なのではないかという質問をさせてもらったときに、それは行わないと。ただ、今回、その後、農村地域に対するデジタルデバイド格差を解消するに当たっては、町の財源は投入することにおいて、いわゆる不公平感というものが起きないのかどうかということに対して質問をさせていただきます。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(田中利幸君) 5番金子議員の何点かの質問にお答えを申し上げます。

まず、概算事業費であります、電波伝搬調査を実施しなければもちろんわかりませんが、図上での概算事業費については、約2億円程度というふうな

見積もりをいただいたところであります。

これにつきましては、先ほども言いましたように、本年度、木が一番生い茂っているような悪条件の中で一度電波伝搬調査をした上で、どの程度無線基地局が必要なのか、これらの詳細設計がされた後に事業費が確定するものだというふうに理解をしてございます。

あと、もう1点、この実施設計を含めた調査をすることで、イコールハードを実施するのかという御質問もありましたが、その辺については、まだ議会の議決も必要ですし、言った実施設計の内容でどの程度の事業費がかかるのか、それについての財源措置がどの程度できるのかも含めて、それについてはまだ、さらに手続を踏んでいかなければならないというふうに理解をしてございます。

また、インセンティブの話もございましたが、今回、町を中心に、民間通信事業者が、幸いにもハード整備を全てしていただけるということになりましたので、郡部においてはインフラ整備だけは町で実施をします。したがって、郡部においては公費でインフラ整備をする予定ということであります。

その不公平感という御発言もあったかと思いますが、町では、少なくとも今後のこういう時代において、産業や福祉や防災や、さまざまなそういうブロードバンドを活用した、そういうものにつなげていくためには、最低限のインフラ整備だけは町が責任を持ってやるべきだというようなことから、それらの整備について、郡部の部分については公費で行うという内容であります。

あと、郡部においての希望の部分の調査したかという内容の御質問がありましたが、予想で大変申しわけございませんが、いわゆる町の中においては、ADSLを今、利用できるエリアが中心になるかと思えます。そこ以外の郡部においては、いまだISDNしか整備がされていないという現状を考えると、特に郡部の方々のほうが、いわゆる超高速ブロードバンドの要望が強いものだというふうに理解をしています。

このたびのNTTの事前申し込みにおいて、少なくともエリア内での要望を取りまとめたところですが、私のところもぜひということで、エリア外の方については100件ほどの要望もいただいております。調査設計、実施設計をし、なおかつ財源の手当てと年度も含めて、ある程度見えてきた段階においては当然、今の利用規模をしっかりとっていくような、また、さらに推進母体となるような、そういう協議会も含めて、そのようなことを検討してございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） おおむねお話しされていることについては大変わかりやすかったと思います。

特に、伝搬調査、この時期でやるということについては、非常に、そういう悪条件の中でやらないと、いいときにやってもだめになるということではわかるのですが、先ほど課長が御答弁されていて、町長にお聞きしたいのですが、もちろん、町としての超高速ブロードバンド網が町にできるということは、これは望ましいことですから、非常に、もっともっと早くやるべきだったと思うのですが、そもそも論で、インフラの整備をする、いわゆる民間業者が、おおむね1,000件を超えないとできないのですよというところの、その呼び水のインフラの整備に対しても、本来は町がもう少し、あのときに真剣にやるべきだったのではないかというふうに思って、そこで今後進めるところと若干ギャップが出てくるようにしか私は感じないので、その辺というのはどうということなのでしょうね。

基本的に、超高速ブロードバンド網が全町に引かれるということに対しては、私は賛成でございますし、おおむね理解するのですが、どうもその部分の税の使い方、まして、この定例会にも提案されておりますけれども、非常に、町財政の中において、交付金の問題等もあって、いろいろな意味で、町全体でいろいろな緊縮をしていかなければならない、このタイミングで上がってくるということに対しては非常に違和感を感じるのですが、町長、その辺はいかがでしょうか。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 金子議員の御質問にお答えさせていただきます。

私といたしましては、たびたび申し上げておりますように、やはり、極力町の負担を最小限にして、しかもそのサービスを楽しむ町民の方々を最大限に拡大したいというのが基本でございます。そういう、今まで国が示してくれておりましたような事業、あるいは町の財政状況等、あるいは、さらに加えて、そういうことに対する思いを熱く持っておられる方々の動向、そういったものを総合的に判断いたしまして、今回、計画をスタートさせていただきたいということで御提案させていただいておりますが、町の財政負担、さらには多くの町民の皆さん方が時をそう隔てないでサービスを楽しむ、そういうような環境が大体整ったなということで、総合的に今の時期だという判断をしたところでございまして、ぜひ、その辺は御理解いただきたいと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

4 番米沢義英君。

○4 番（米沢義英君） 13 ページの防災用の自家整備の実施設計という形で予算が組まれております。対象は、役場、かみん、公民館にしようという形になっておりますが、非常時においては、全電源が落ちたという形の想定のもとで、非常の自家発電等の設置が今、全国でも実施されるようになってきております。

それで、お伺いしたいのは、万が一そういった場合に、最低何日ぐらい維持できるような目標設定になっているのかという点と、もう1点は、今後、これにかかわって、他の施設等における非常用電源の、いわゆる自家発電の確保という点ではどういうお考えなのか、お伺いいたします。

次に、15 ページの児童措置費の問題でお伺いいたしますが、今回、民間を対象として、保育士、臨時職員等の給与等の改善という形の予算であります。交付に当たっては、条件として、保育所に対して処遇改善計画の策定及び実績報告を求めるという形になっておりますが、こういう報告、計画策定、この手順というの、今後どういような手順が踏まれるのか、この点をお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、16 ページの予防費という形で、講師の謝礼という形になっております。この予算を見ますと、標語の公募、あるいは講師を呼んで健康づくりについての講演等という形になっております。予算が確定した場合、標語における公募というの、どうい手順になるのかという点と、上富良野町は、他の自治体から比べても受診率が高いという形で、現在の保健師は何人いらっしゃるのか、あわせて、1人当たりの町民の、保健師が抱えている分というの、何名なのか、この点、わかればお伺いしておきたいというふうに思います。

次に、21 ページの、上富良野中学校の耐震化という形で予算が計上されております。これは単費という形になっておりますが、他の減災等における交付金などの活用、今回は、これは対象外だったのか、この点をお伺いいたします。

もう一つは、今後、こういう手順を踏んで実施設計、改築等に移るかというふうに思いますが、その手順と、現在の耐震における強度等についてわかれば、お伺いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 4 番米沢議員の、まず1点目の、防災用の自家発電の装置についての質問

に私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、何日ぐらい維持できるようなものにするのかという御質問でありますが、これから実施設計をする中で、さらに詰めていく部分でございしますが、まず、大規模災害の場合、いわゆる命が助かる、助からないの節目は、3日間、72時間というふうに言われています。もしも電源が全て喪失をした場合には、住民基本台帳を中心として、そういう名簿、そういうものを瞬時にしなくてはなりませんので、3日までは何とか持ちこたえられるようなものにしなくてはならないというふうに考えています。

また、それから以降、今、各企業、業界に呼びかけて、防災協定をそれぞれ結んでおります。一番危惧するのは油の供給だと思いますが、今、富良野地区のそういう協会に、先日、油の供給についての防災協定を結びました。また、同時に、先日、リース会社ですが、さまざまな物品、防災資機材の提供の防災協定を結ばさせていただきましたが、その中でも、発災1時間以内に発電機を、数はちょっと、手元にごさいませんが、数十台のものを提供できると。これが1日過ぎた場合には、この数がさらにふえるような、そういう協定も結んでございしますので、それらも総合的に判断しながら、自家発の規模を決定していきたいというふうに考えています。

また、他の施設ですが、今、若干申し上げました役場と「かみん」については、電源が喪失した場合の最低限のシステムを復旧するための電源を考えております。さらには大規模な避難施設における最小限の電源を確保するための4施設を考えたところありますが、一気にできることができないとすれば、今見直しをかけています防災計画、これらと連動しながら、さらに、今申し上げました企業との防災協定、これらも含めて、今後の対応策についてはしっかり煮詰めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 4 番米沢議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の保育士の処遇改善等の関係で、計画と、あと実績報告等の関係で御質問がありました。

この処遇改善の経費につきましては、算定の基礎が4月1日現在の保育所の入所児童と10月1日現在の入所児童等に基づいて計算される仕組みになってございしますので、実質的には10月以降に計画を提出していただくような形になるのかなということになってございしますが、要綱上は今年度4月から来年の3月までの期間が補助対象の期間となり

ますので、現在、町のほうの民間保育所2カ所の法人につきましても、ぜひ対応したいということで御意向は賜っておりますので、実質的には10月以降に申請をいただいて、一時金の対応になるのか、どのような対応になるのかは計画書に基づくとお考えいただけますけれども、実施後に実績報告をいただくような形になろうかなということで想定をしております。

それから、振興協会のいきいきふるさと推進事業の採択に伴いまして、健康づくり事業の実施を考えていることで予算を上程させていただいております。その中で、標語等の募集の関係のスケジュール等の御質問がありました。

標語等につきましては、健康の町に向けた標語を、この秋ぐらいまでに、一般の方、あと、お子様たちを通じて募集をお願いしたいということで考えているところであります。

以上です。

済みません。あと、保健師のお尋ねがありました。

現在、町のほうで、保健師につきましては、7名の保健師がおります。ただ、1名につきましては、包括支援センターの担当をしている保健師がおりますので、実質、保健業務といえますか、町民の健康全般にわたっての対応の保健師につきましては、6名という形になろうかと思っております。赤ちゃんから高齢者までの対応になりますので、単純に割り返せば、1人の受け持ちが2,000名弱ということになるのかなというふうに思いますが、保健業務につきましては、今は地区割りをしてございますので、若干、それぞれの地区、地区での人口のバランスの相違はあると思っておりますけれども、単純に割り返せば、1人2,000人弱の方を受け持つことになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（野崎孝信君） 4番米沢議員の御質問、2点かと思っております。

今回、520万円の財源としまして、一般財源を充てるわけではございますが、これにつきましては、議員の御発言がありました財源手当ての部分につきましては、実施設計から文科省の補助金がつくということで御理解ください。

それと、手順の部分でございますが、町の総合計画の実実施計画に基づきまして、平成26年度に実施設計、そして、翌年、平成27年に本工事を予定したいと、このように考えております。

また、震度の数値の部分の御質問がありました。特別教室ということで、グラウンド側、2階建ての部分の1階部分については、耐震I s値0.4

60ということで、文科省の基準であります0.7以下ということから、今回の耐震を含めた改修を予定している分でございます。

また、普通教室ということで、生徒が学んでいる部分、3階建てになってございます。ここの部分についての2階の部分、これの数値が0.349というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） 講師謝礼。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 済みません、答弁漏れがございましたので、お答えしたいと思います。

健康づくり事業で予定しています講師の謝礼でございますけれども、今、私どものほうで考えているのは、2回ほど、そういう町民の方々を対象にした啓発活動の一環として、健康づくりに向けた講演会等を実施したいということで思っておりますので、この予算で2回の講演会等を実施したいということで考えているところであります。

以上です。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。いいですか。

ほかに質問ございませんか。

13番長谷川德行君。

○13番（長谷川德行君） 19ページの「全道フットパスの集いinかみふらの」の補助についてお聞きいたします。

これは、全道から500人弱の愛好家が集まって、すばらしい観光の効果はあると思っております。それで、この補助内容を教えていただきたいのと、以前は町民生活課で模型をつくって、それが今度は産業振興課へ移りましたね、所管が。なぜ移ったのか、その辺もお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいまの13番長谷川議員の御質問にお答えしたいと思います。

19ページの全道フットパスの関係であります。

これにつきましては、補助内容といたしましては、最終的に、対象経費といたしましては、100万円をちょっと超える額を予定しておりますけれども、その中で、特に地元開催ということで、パンフレット等のPRに関する費用、あるいはコースをめぐるに当たっての案内する看板等の設置も必要でございますので、そういうようなものの経費と、あと、移動に関する部分で基本となるような部分の経費を対象の費用と押さえて、それらに対して町は助成をしたいということで25万円を予定しております。

なお、100万円程度に対して25万円ということなのですが、実行委員会のほうでも北海道の地域づくり交付金等の財源の部分の確保というようなことでも動いております、そういった中で、それぞれ参加費も取り、あるいは、そういうような交付金の助成も受けながら、そして、さらに町もそれに手だてを先ほどの部分ですること、事業運営を、何とか大会を成功裏に終わらせて開催したいというような考え方でございます。

それと、町民生活課から産業振興課のほうになった経過につきましては、さまざまな業務がそれぞれの課に今、過去もいろいろ横断的になっておりまして、それで、今回、これに対応するに当たりまして、関係すると思われる課、町民生活課以外にも、例えば保健福祉課のサイド、あるいは教育の観点でのサイドとか、当然、私どもの産業振興課も入った中で、要するに町のなかできちんに対応する部署をこれについて定めようという内部協議をした中で、今回のフットパスにつきましては、いろいろな観点から、具体的には商工の、観光の面も含めて、そういう振興を図る観点も含めて、産業振興課でこれについては対応させていただこうということで、内部協議の中できちんと課題と現状を整理して窓口を定めたというような経過がございますので、その点、御理解賜りたいと思います。

○議長（西村昭教君） 13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） そうしたら、課の変わったところは、以前は内部整理はしていないで、ただ町民生活課が受けたと、そうとっていいのですか。

○議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

○町民生活課長（北川和宏君） 13番長谷川議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

町民生活課での対応につきましては、環境ということを中心に講演会等を開催させていただいておりますし、以前は健康づくりだとかいろいろな面で社会教育も関係するとか、保健福祉課で対応する部分もあるとかということをやっておりましたが、町のほうで何か講演会等をやるときには、環境ということを中心にやりましたので、町民生活課で実施させていただいたところですが、再度今回、全道大会をやるということで、町にとって一番、どこに影響があるのかということを検討した結果、それぞれの、餅は餅屋はありますけれども、協力体制の中で、窓口が産業振興課ということで、最終的には調整を図ったところでございます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） 先ほどの関連質問になるのですが、防災対策の発電機の話ですか、最低限の電源を確保するというところでございましたけれども、これは非常に、最低限というのは定義が難しいと思うのですよね。具体的にどういったもので最低限になるのか。システムとかいろいろ言われましたよね。どことどの部屋の電気を考えると、そこまでしっかり考えていないといけないと思いますので、最低限という定義を確認しておきたいというふうに思います。

それと、先ほど、これも関連なのですが、保健師の数が6名で、単純に2,000名という話がありました。私、非常にこの言葉を聞いていて疑問に感じたのです。本当に2,000名も担当しているのか。例えば自衛隊に現職が2,000名いますよね、OBはまだいますけれども。OBは国民健康保険に入っているかもしれないけれども、共済に入っていますよね。彼らのデータをどうやって把握しているのか、逆にそれをお聞きしたいと思います。

○議長（西村昭教君） 先ほどの答弁に対しての質問かと思われますけれども、議案にかかわっての質問の部分だけ答弁ということで御了解いただきたいと思います。

総務課長、答弁。

○総務課長（田中利幸君） 11番今村議員の防災に関する質問にお答えをさせていただきます。

基本的に、各4施設については、電源が喪失した場合に全施設を復旧するものの自家発電となりますと、非常に大規模な自家発電装置でなければ復旧は難しいというふうに理解をしています。

したがって、最低限というふうに申し上げましたのは、例えば役場で言いますと、発災後すぐにシステムを復旧しなければならないシステム、さまざまな行政上のシステムがありますが、先ほど言いましたように、住民基本台帳を中心として、さらには医療や保健の情報を瞬時に復旧しなければなりませんので、まずそこを中心に復旧したとしたら、どの程度の規模の自家発電装置が必要なのか、そういうことも含めて実施設計をし、建築上の電気のルートがありますので、この部屋と飛んだこの部屋を復旧するというにはなりませんので、一定程度のルートがありますから、どのルートを生かすどの部屋が復旧できるのか、そういうことも含めて実施設計をし、こちらの要望とあわせて、どの程度の規模の自家発電が必要なのか、そういうことを専門家とやりとりをしていくというような内容でありますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（西村昭教君） 今村議員、よろしいですか。

○11番（今村辰義君） 本当に2,000人担当しているのですか。

○議長（西村昭教君） 先ほど言いましたとおり、質問に対して答弁をいたしましたので、その答弁に向かって、また違う新たな方が質問されるというのは、ちょっとルールとして外れますので、議案に関して改めて質問されるということならば、そういう形の中での発言をいただきたいと思います。

今の電気の関係については、それは議案に対しての質問ですのでいいのですが、単純にといいまして、そこら辺は御理解いただきたいと思います。（発言する者あり）

それでは、ちょっと別な角度もあるようなので、説明をいたさせます。

保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 11番今村議員の御質問にお答えいたします。

私の先ほどの質問に対する御答弁の仕方が不丁寧だったのかなということかというふうに思います。

当然、町においては、保険者であります国保の大半の方というのは、町の保健師においては健診データ等をしっかりと把握して、それらの保健指導の対応を行っておりますし、それ以外の方々につきましては、基本的にそれぞれの保険者が対応をいただいていることとなりますけれども、保健師につきましては、国保の方だけではなく、当然、赤ちゃんからお年寄りの方までの、町民全体の健康のあり方についてかわらせていただいておりますので、先ほどの一般質問にもありましたように、例えば予防接種の対応ですとか、高齢者の予防接種も、いろいろなワクチンの接種等もございますし、それらを含めて、町民の皆様の健康をあずかっているという意味合いで、先ほど単純に人口割をしたときに2,000名弱になるというお答えになりましたけれども、国保の保険者としてのということであれば、数字はまた変わってくることは御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

（今村議員「なし」と呼ぶ）

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

3番村上和子君。

○3番（村上和子君） 17ページの、同僚議員の関連でございますけれども、健康推進をする上で、健康づくり講演を2回ぐらい考えていらっしゃるということで、3万2,000円、講師料を今、補正予算するわけですが、これにつきましては、これから検討されるということでございますので、

私は、どちらかに認知症対策というのでしょうか、そういったことも、これから超高齢化時代を迎えておりまして、やっぱり、認知症の予防ですとか、認知症に対する正しい理解とか、そういったものもできればいいと思っておりますので、ぜひ、何とかそういった認知症対策ということも、これから検討されるのでございましたら、こういったことも考えていただけないかなと思います。

そういったことで提案したいのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（石田昭彦君） 3番村上議員の御質問にお答えいたします。

今、私どものほうで発想しております健康づくりの、町としては、今、健康のまちなり健康づくり行動のまちというような、そういう宣言をして、この春に策定させていただきました第2次の健康かみぶらの21を具現化していくためにも、そういう思いを町民の皆様と共有していくきっかけの年にぜひしたいということで、それぞれそういう啓発の事業を今年度実施したいということで御提案をさせている内容であります。

そのような意味から、認知症に絞ったような学習会ということでは、今の時点では想定してございませんけれども、そういったことも、例えば高齢者を含めて、そういう講演会の中で、そういう高齢の方の健康についてのテーマというようなことも、講演の中でもそういうことを一部活用できるのかなということもありますので、これから具体の講演会についても、御議決賜った以降は計画を策定していくこととなりますので、それらも含めて、どのような講演会にしていくかにつきましては、今後、具体の、講師の選定を含めてしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかに質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号

○議長（西村昭教君） 日程第4 議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成24年度会計の決算により、平成25年度会計への繰越額が4,947万6,000円と確定したことから、当初予算の繰越金2,000万1,000円に2,947万6,000円増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成24年度の一般会計繰出金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

また、収支残額の2,753万円を予備費に充当し、平成25年度会計の不測の事態に対応しようとするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,947万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,150万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

9款繰越金2,947万6,000円。

歳入合計は、同額の2,947万6,000円であります。

2、歳出。

10款諸支出金194万6,000円。

11款予備費2,753万円。

歳出合計は、2,947万6,000円であります。

以上で議案第2号平成25年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第5 議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（北川和宏君） ただいま上程いただきました議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入につきましては、平成24年度会計の決算により、平成25年度会計への繰越額が49万1,000円と確定したことから、当初予算の繰越金1,000円に49万1,000円を増額計上し、所要の補正をするものであります。

次に、歳出につきましては、平成24年度の保険料及び一般会計繰入金の精算に伴い、広域連合納付金及び一般会計繰出金の金額が確定したことにより、所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきましては省略させていただきますので、御了承願います。

議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,686万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみを申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

4款繰越金49万1,000円。

歳入合計は、同額の49万1,000円であります。

2、歳出。

2款広域連合納付金36万2,000円。

3款諸支出金12万9,000円。

歳出合計は、49万1,000円であります。

以上で、議案第3号平成25年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第6 議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石田昭彦君） ただいま上程いただきました議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入におきましては、本会計の平成24年度分の決算確定によりまして、繰越額が確定したことから、既決予算に687万3,000円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、平成24年度に町の一般会計から繰り入れを受けました給付費及び地域支援事業の負担、職員給与費、事務費の精算により確定しました295万7,000円を一般会計に繰り出すとともに、今後の本会計の安定対応に資するため、予備費に391万6,000円を計上しようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ687万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,357万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

議決項目であります款ごとの補正額について申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

8款繰越金687万3,000円。

歳入合計687万3,000円であります。

2、歳出。

6款諸支出金295万7,000円。

7款予備費391万6,000円。

歳出合計687万3,000円であります。

2ページ目以降の事項別明細書につきましては、既に御高覧いただいておりますことで説明を省略させていただきます。

以上、議案第4号平成25年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第5号

○議長(西村昭教君) 日程第7 議案第5号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いただきました議案第5号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、平成24年度会計決算に伴う収支の精算余剰を平成25年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り戻すものです。

内訳につきましては、歳入では、水道使用量の増額を主要因とする収入合計39万7,000円の増額と、歳出の電気料、修繕費、料金収納等委託料などの執行残99万3,000円の差額である139万円を繰り越すもので、既存予算の1,000円に138万9,000円を追加するものとなっております。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第5号平成25年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

平成25年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,473万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款繰越金138万9,000円。

歳入合計138万9,000円。

2、歳出。

3款繰越金138万9,000円。

歳出合計138万9,000円。

2ページ以降の事項別明細は、御高覧いただいておりますので、説明を省かせていただきます。

以上、議決項目のみを御説明申し上げました。御審議いただきまして、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号

○議長(西村昭教君) 日程第8 議案第6号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いただきました議案第6号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の補正の要旨について御説明申し上げます。

内容は、1点目として、平成24年度会計決算に伴う会計余剰を平成25年度会計に繰り越し、同額を一般会計へ繰り出すものです。

2点目として、浄化センターのポンプ系統などに緊急の修繕を要する部分が発生したことにより、必要費用を措置するものです。

収支差額の内訳につきましては、歳入の下水道使用料、工事手数料収入を主要因とする98万6,000円の増額と、歳出側では、職員給与費や環境清掃、汚泥処理手数料などの執行残67万1,000円の、合計165万7,000円を繰り越すもので、既存予算の1,000円に165万6,000円を追加するものとなっております。

また、ポンプ系統修繕費91万8,000円については、資本費平準化債借入利率が予定利率より低下したことから、不用額となる91万8,000円を充てて、予算の財源組みかえを行って調整したものです。

以下、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

議案第6号平成25年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億947万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページへ参ります。

第1表、歳入歳出予算補正。

以下、款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

5款繰越金165万6,000円。

歳入合計165万6,000円。

2、歳出。

1款下水道事業費91万8,000円。

2款公債費91万8,000円の減。

3款繰出金165万6,000円。

歳出合計165万6,000円。

以上です。

議決項目についてのみ御説明申し上げます。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第6号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号

○議長（西村昭教君） 日程第9 議案第7号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（大石輝男君） ただいま上程されました議案第7号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

1点目は、平成24年度のラベンダーハイツ事業特別会計の決算におきまして、繰越金が1,709万1,000円と確定いたしましたことから、当初予算に計上している1,259万1,000円との差額450万円を繰越金に補正するものでございます。

2点目は、同額を予備費に計上いたしまして、ラベンダーハイツ事業における利用者のサービス利用状況等に対処し、今後の施設運営に支障が生じないよう、不測の事態に備えようとするものでございます。

なお、今後におきまして、事業の収支状況を見きわめながら、基金への積み立て等も検討してまいりたいと考えております。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第7号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）。

平成25年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ450万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億189万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

5款繰越金450万円。

歳入補正額の合計は、同額の450万円でございます。

2、歳出。

6款予備費450万円。

歳出補正額の合計は、同額の450万円でございます。

これもちまして、議案第7号平成25年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第1号）の説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますよう、

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第7号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（西村昭教君） 日程第10 議案第8号上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま上程いただきました議案第8号上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

国においては、平成24年3月1日施行の国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の趣旨に基づき、地方公務員においても同様の給与削減を実施するよう要請されており、それら見合いの地方交付税の減額措置が決定したところであります。

このような措置を受けて、本町におきましても、近年の経済状況等の低迷等により、税収を中心とした自主財源も伸び悩む中、財政状況は極めて厳しいことから、今後の住民サービスへの影響等を考慮して、これまで行ってきた給与の独自削減も踏まえて、平成25年度に限り、職員等の給与削減について必要な措置をとることとして、本条例を制定するものであります。

給与減額措置の内容といたしましては、町長におきましては7%、副町長、教育長におきましては4%、一般行政職給料表適用者におきましては一律2%について、給与月額を平成25年7月1日から平成26年3月31日までの9カ月間減額する内容であります。

なお、医師及び看護職給料表適用者につきましては、採用困難職種でありますことから、減額措置の対象外としたところであります。

以上の内容を主な要素といたしまして、職員の給与の臨時特例に関する条例の制定をお願いするもの

であります。

なお、この特例措置による本年度の給与総額の影響額は、特別職で約86万9,000円、一般行政職で約900万円の減額となるところであります。

それでは、以下、条文に沿って、要約して御説明してまいります。

第1条は、このたびの給与の特例措置に関する趣旨及び期間について規定しております。

第2条及び第3条は、町長、副町長及び教育長の給料月額の減額について規定し、また、期末手当の基礎額は、特例措置前の給与月額とする旨を規定しております。

第4条は、医師及び看護職給与表適用者を除く一般行政職職員の給与月額の減額について規定しております。

また、同条第2項では、期末手当及び勤勉手当の基礎額は、特例措置前の給与月額とする旨を、同条第3項では、時間外勤務手当及び夜間勤務手当については、1時間当たりの給与月額の算定時に同率を削減する旨を、同条第4項では、55歳を超える行政職給料表6級以上の職員に限り、給与月額1.5%を減額支給している職員が休職及び欠勤した場合における支給額についても同様の減額率を反映する旨を規定しております。

第5条及び第6条は、部分休業及び介護休暇を取得している職員の勤務しない1時間当たりの給与月額の算定時に、同率を削減する旨を規定しております。

第7条は端数計算の方法を、第8条は、特例期間内に退職する場合は、特例措置前の給与月額とする旨を規定しております。

附則では、施行期日を平成25年7月1日から施行する旨規定しております。

以上で、議案第8号上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

暫時休憩といたします。再開は、午後1時からといたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

午前中の議案第8号につきまして、提案理由の説明が終了いたしました。

これについて、質疑を受けたいと思います。

3番村上和子君。

○3番(村上和子君) 上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例のところで今回提案されました給与削減、一般職の2%案でございますが、7月1日からでなくても、上川管内でも7割方、今回は削減をしないと。富良野沿線でも、富良野市、それから、中富良野町はきょう、削減しない方向で決まったようでございます。それから、占冠村、この3市町村につきましては削減の方法はとらないということでございます。

それで、私は、何も7月1日からでなくてもいいかと思うのですけれども、それとまた、国が求める7.8%が、果たして今までの上富良野町が独自削減してきた、考えての一般職2%の削減の提案でございますけれども、こういったものが果たして本当に、そういう成果として認められるのかどうかと、こういうところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

○総務課長(田中利幸君) 3番村上議員の御質問にお答えを申し上げます。

議員御発言にあるように、管内、さらには沿線の市町村の実態も私たちはつかんでございますが、上富良野町以外は、検討中も含めて、しないという方向、あるいは、7月1日にはやらないという、含みを持たせた状況だということは承知をしてございます。

ただ、5月31日の道新にも出しましたが、全道においては、4割ほどは実施をするという内容でございます。

上富良野町においては、これを7月1日から実施することで提案をさせていただきましたが、2番目の質問にありました、国においては7.8を目途に実施をしてくれという要請があるところであります。

私どもの考えにおいては、既に年取ベースで大きく独自の削減をしている内容を踏まえて、一律の2%としたところでありますが、恐らく国においては、7.8ではなく2%ですので、当然にしてその根拠等は今後求められるものだというふうに理解をしてございます。

以上です。

○議長(西村昭教君) よろしいですか。

ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番(米沢義英君) 質問させていただきます。

まず、第1点目は、町長が労働組合との関係で、窓口を閉じてしまったということで、一方的にそれ

は町長自身が交渉を打ち切るということを示したのかどうなのか、この点、お伺いをしたいというふうに思います。

また同時に、国が、私はいつもおかしいなと思うのですが、地方のやっぱり自治を優先すると言いながら、時には強権的に地方交付税を削減すると。そのかわりにいろいろと尾ひれはひれをつけて、実施しなければ交付税を削減するというようなことを平気でやってくるというところに、私はいつも矛盾を感じるわけです。そういう意味で、地方自治体の給与の削減というのは、別に国がしたからといって地方自治体に従わなければならないという根拠もないのではないかと私は思うのですが、その点です。

三つ目には、削減しないと交付税を削減することなのか、これは本当にそうなのかどうか、改めてお伺いしたいと思います。

さらにお伺いしたいのは、職員組合等では、やはり今後十分話し合って、行政とも、将来の町のことだから考えたいということで、結局、そういう声があったにもかかわらず、その窓口を閉めたということは、私は非常に残念でなりません。例えば労働者については憲法の28条で労働交渉権だとか団結権が認められているわけですから、これを全く否定することなのか、そういうことに私はつながっているのだというふうに思いますが、この点、どういふふうに解釈されるのか、お伺いいたします。

さらに、段階的に、一律ではなくて、給与が多い、少ない、そういう層に応じた軽減策をとってほしいということも、私は納得できる話だと思いません。

それで、行政の説明では、これをやると逆転現象になってしまうという形で、しないということなのですが、すべからずそういうものは多少はあるわけで、そういうものも含めて、やはり考え方そのものがおかしいのではないかというふうに思いますし、同僚の議員もおっしゃっているように、別に7月1日から施行しなくても、十分、今後の動向を見ながらでも対応できる部分があるのではないかというふうに思います。

いずれにしても、私は、根本的に、こういう削減は望ましくないし、やめるべきだという立場でありますので、これらの点について、町長の見解を求めたいと思います。

○議長(西村昭教君) 副町長、答弁。

○副町長(田浦孝道君) まず、米沢議員の御質問に私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

私も組合との交渉の場に、回数は2回でございましたが、立ち会ってございました。

今、議員のほうから発言がありますように、当局のほうの提案に対して、組合委員長のほうから対案が示されました。

交渉の過程の中で、私も、町長もそうでございますけれども、委員長の口から、削減の方向については理解するという前提のもとに、今、議員のほうからも発言がありましたように、段階的な適用の仕方もあるのではないかと対案が示されたのも事実であります。

これまでも、私のほうでも申し上げてございますように、議員も当然にして承知しているかと思いますが、地方公務員法の給与なり職員のそういう勤務条件の原則がございまして、その中の一つに職階の制度がございまして、これは、原則でございまして、町長としては、対案が示された内容については、それに抵触するというで譲れないということでございます、これは、当局の責任者である町長として、組合の委員長と円満に妥結する、多分、そういう道は、恐らくその中にはないだろうという判断のもとに、一方的に門戸を閉じたということではなく、交渉の終結をせざるを得ないという形で現在に至っているというふうには私は理解をしているところでございます。

それと、国のほうがいろいろと示してございます内容、手法等については、これは議員と認識を同じようにしまして、非常に異例のことであるし、まかり通らないということでございます。

このことについては、認識は同じだということだと思いますが、繰り返し申し上げますけれども、地公法の中で、給与決定の原則がございまして、給与は条例主義でございまして、労使で合意することも、これは当然にして、労使間の問題でございまして、前段で申し上げますように、お互いがしっかり理解のもとに妥結をするという形は理想でございますが、遅々としてそういうことにもならないケースがございまして、これらについては、やはり、条例主義、要するに民意を反映して給料制度が決まる、これは、自治体それぞれ微妙に中身も違いますので、そういういながら、地公法に基づきます原則については、それぞれが踏襲しながらいろいろな形を条例で決定しているということでございますので、まさしく上富良野町において、議会の議決をもって事項を決定するという仕組みだということに理解してございますので、国が、根拠があるかないかもありますが、そういう法律の原則に照らし合わせると、町長において原案を決定する過程には、いろいろな切り口から見て、どれが妥当なのかという、そういうものを議案として提案してございます。

今回は特に、国も、肯定はできませんが、地方交

付税の中に、そういう要素の分については減額を措置されているということでございますし、これらについても含めて、町長においては、そういう職員の処遇をないがしろにはできませんが、一方の住民サービスについても、そういうものを住民サービスのほうに押しつけるわけにもいかないというような苦渋の選択、総合的に判断して上程をさせていただきますので、定率についても、今までもそのような御説明をしていますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

それと、この結果、ペナルティー等については、声高々には申し上げていないようでございますけれども、少なくとも、この交付税の減額措置の代償といえますか、地方の一般財源については、ほぼ、トータル的には昨年と同額を地方財政計画で確保しているということでございますので、その見合いの分が別の引き出しにいろいろと、予算上セットされてございます。その地方に対する配分についても、こういう今までの、地方の定数の削減、それから、こういう行革の努力は十分反映したいということでございますので、そういう、ペナルティーという言葉になるのか、私は、そういう努力をしているところについては、一定程度考慮されるというふうには理解はしてございます。

そういう観点からすると、全くそういうことが、どうなされても、地方自治体の財政に影響を及ぼさないということではないというふうには認識してございますので、その点についても御理解を賜りたいと思っております。

また、繰り返しになりますけれども、段階的な考えについては、今、前段で申し上げたようなことも含めて、今、国のほうは、この7月からということイメージして、もっと平たく言うと、地公法のそういう精神を地方にも問うているということからすると、全く無視が出来ないということを理解しながら原案を上程させていただきますことを御理解賜りたいと思っております。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 窓口の問題でありますけれども、話の中で、段階的な削減提案ということで、これ以上進んでも、話は、妥結はしないだろうという、それは町長の一方的な思いなのかなというふうには思います。

そのときのやりとりというのは、なかなか、直接対面したわけではありませんが、しかし、行政というのは絶えず、やはり一定の度量をもって、やっぱり物事に対して当たらなければならないという立場からすれば、その交渉の窓口を閉じるということ自体が、どうも私は納得できないわけで、それはあく

までも町長の判断がそうさせたのであって、やっぱり、いつでも窓口を開くというのが、私は原則だというふうに思います。

なぜこういうことを言うかという、権力者、一定の力を持った方です、あなた方は。組織という方ですから。そういう方が、やっぱりその権力を使って何でも押し通そうと、そういうことにもやっぱりなりかねないような動きがありますので、そういう意味では、きちんと交渉の窓口を開くということが前提だというふうに思います。この点をもう一度、そういう一方的な思いがそうさせたのではないかというふうに感じていますので、その点、やはりおかしいと思いますが、確認したいと思います。

それと、やはり、これは給与の問題で、住民サービスが低下するのではないかということの話ですが、そういうことを抜きにして、どこが不条理なのかという話です。生活保護の削減の問題でもそうなのです。一方的にしておいて、ちょっと話が飛躍するかもしれませんが、議長、言いたい思いを伝えたいと思います。年金は、生活保護基準が満たないままで、その保障もされないで、一方的に生活保護が悪いという切り口でどんどん削減してくる。一方で、年金のほうはそのままにしているというような、こういうことを平気でやるというところに不条理を私は感じているのです。

そういうことを考えたら、きっちりと、やっぱり行政はそれに向かって、堂々と言うべきことは言って、きちんと対処すべきだというのが私の持論であります。確かに、住民サービスを低下させてはいけません、やっぱり覚悟を決めて、やる時はやるというような、そういった決断もすべきでありますし、何よりも生活がかかっているわけですから、そういう保障を行政がきっちりやるべきだというふうに思いますので、この点、もう一度お伺いいたします。

人事院の勧告も、どういう対象を調べたのかということで、昔から言われているのですけれども、本当に、給与の等級も、国家公務員と地方公務員とも違いますし、いろいろなやっぱり矛盾がある中でやられてきたという問題もあるのではないかなというふうに思いますので、ぜひこの点、答弁願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

○副町長（田浦孝道君） 4番米沢議員の御質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思いません。繰り返しになるかと思えますけれども、御容赦いただきたいと思いません。

組合との関係については、非常に、今回のケースは、過去にない、異例なケースでございますので、

ましてや人事院が国家公務員のあり方を勧告したということよりは、少し国会審議の中で、復興財源の云々かんぬんで、そういうことが地方に及んでいるということで、ちょっと今までのケースとは違うのかなと思います。

組合との関係、非常に、私どもは、特に町長と委員長は、これは使用関係にありますけれども、法なり権限をお互いぶつけ合うという意味では、対等の立場で交渉がなされているというふうに、これまでも理解してございますし、これからもそうあるべきだと思います。

繰り返しになって申しわけございませんけれども、一方的にという取り方も、ある意味ではそうとられることも仕方がない部分はあるのかなと思いますが、これは相談をして、お互いがというのは、要するに当事者間で決めると。これは、一般社会では労使間で物事が決まりますので、社長と交渉で決まれば、それで全て決まると。公務員の世界は、法律なり条例で決めますので、客観性を持って、それが妥当だという、そういう組織の意思決定をしますので、ある意味、条例に書いてあることは保証されると。

町長においては、それに従って義務を履行しなければならないということでございますので、そういう観点で、客観的に決めるということからすると、非常に重いわけでございますので、そういうことを念頭に置いたときに、労使交渉の現場で、先ほど前段で申し上げたような、そういう時代に立ち入ったときには、これは円満に、お互い手を携えて、わかりましたということについては相当距離感があるなという感じを町長も持って、終結せざるを得ないという意味でございますので、一方的に退けたという意味では、私はないというふうに理解をしているところでございます。

繰り返しになって申しわけございませんけれども、町長においても、この間、非常に大きな財政収支の見通しに沿って、お互いが努力した、その成果の中に、組合との交渉で、いろいろなことは経てございますが、全てが円満解決ということは、非常に、ここで余り申し上げることはできませんけれども、そういうケースを考えると、これは非常に、町長自身が、やはり決断をさせるを得ないという、そういう背景もあったというふうに思いますし、これまでの努力については、町長も、組合との信頼関係を損ねないように十分配慮をするということで、ちょっと、算式の話も、金額的に申し上げましたような、そういう背景も十分踏まえて、組合とは信頼関係をこれからも大事にしなければならないという前提のもとに考慮しているというふうに思います。

そのようなことで、原案になってございます。

繰り返しになって申しわけございませんが、町長においても、やはり、苦渋の選択で提案をせざるを得ないということは、これはぜひとも御理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

○議長（西村昭教君） 4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 横に町長が座っていて、何を考えているのか僕はよくわからないのですけれども、町長に質問しているのです、副町長、ちょっと、ぺらぺらといろいろなことをしゃべっているけれども、町長はどういう見解なのかということを知っているわけだから、そのことを、あなたは町長ではないでしょう。副町長なのです。トップではないのですから。勘違いしないでください。町長、話すことはないのですか。話せないのですか、それとも。これだけ重要な問題に対して。きちんと見解を述べなさい。

○議長（西村昭教君） 町長、答弁。

○町長（向山富夫君） 私のほうからお答えさせていただきます。

多くの部分は副町長からお話しいただいたとおりでございまして、少しつけ加えさせていただく部分についてのみお答えさせていただきますが、この間、国が地方自治体に対して言葉を発信してきておりますことにつきましては、まず、非常に、私といたしましては、大変遺憾であるし、承服しがたいということは申し上げておきたいと思っております。

さらに、前提はそういう状況にはありますが、しかし、他方、国が、私たちの地方自治体を運営する中で大きなウエートを占めております地方交付税等によって蛇口を絞ってきているということも、これは一方では事実でございまして、そういった原資に基づきまして、住民に対するサービスを提供させていただいているものでございます。

そういう私の国に対する憤り、片方では、また一方では、現実ということからも逃れるわけにもいかないというはざまの中で、私は今回、苦渋の決断をさせていただいているということでございます。

さらに、組合の皆さん方とのお話の過程でも、副町長からお話がありましたように、基本的な私どもの考え方については、組合員の皆さん方にも一定程度の理解をいただいているということで、それは交渉の中で話をいただいているところでございます。

そして、さらにその中で、公務員の皆さん方の職務階級制を否定するような事象が発生することは、これは職員の基本的な領域を大きく損なうものをつくることになりますので、その辺の矛盾は避けなければならないということについては、組合員の皆さん

方も理解をいただいているものと思っております。

その前提が壊れない、崩れない範疇で、そういう、組合員の皆さん方が述べられているような段階による格差をつけるということが可能であれば、それは検討させていただいて結構です。ただし、それが崩れるというようなことになると、それは、私としては譲れない部分ですということでお話をさせていただいたところでございます。

そして、あえて申し上げます。組合員の皆さん方と、これは、私は思いを一致できたなと思っておりますのは、非常に、町の運営の根っこであります財政が、そういう形で蛇口を絞られていることによる影響を、やはり町民の皆さん方にしよっていただくということは不本意だということで、その思いは本当に共有できているというふうに思っているわけでございます。

そういう中で、今、「協働のまちづくり」をまちづくりの大きな柱に据えている中で、町民の皆さん方、そして職員の皆さん方、そして私ども、痛みを共有しようではありませんかということに対しては、組合員の皆さん方にも御理解をいただいております、その段階のつける部分についての私の理念と組合員の皆さん方の希望ということ、その1点の部分で超えられないものがあつたということでございまして、何も、交渉を打ち切ったとか、閉ざしたとか、そういうような私は意識もしておりませんし、組合員の皆さん方もそういうふうには捉えられていないのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、議案第8号についての質疑を終了いたします。

本件に対しまして、修正動議が提出されております。朝、受理をしたところでありますけれども、条例とちょっと矛盾する部分がありましたので、再度、提出者にお知らせしまして、改めて修正動議は出すということでございますので、今、その案件についてお配りをいたしますので、しばらくお待ちください。

（動議資料配付）

○議長（西村昭教君） 朝、お渡ししたものと差しかえをしていただきたいと思います。

本件に対しまして、12番岡本康裕君外6番徳武良弘君より、修正動議が提出されております。これを本件とあわせて議題とし、提出者の説明を求めたいと思っております。

12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 議案第8号上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例の修正案について、提案理由を説明いたします。

今回上程されました上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例については、交付税の確定が明確でない中で執行されること、給与の削減を行わなかった場合に、国の交付税に対する、いわゆるペナルティーが課せられるのか否か不透明であること、地方公務員の給与削減が地域経済に多少なりとも影響があると推測されることから、実施時期の修正を提案するものであります。

また、説明を受けた時点では、職員組合との交渉の妥結という形が見られず、また、管内他市町村も今回の取り組みに慎重な姿勢であることなどから、時期尚早と考えます。

これらのことから、本定例会ではなく、9月定例会まで状況を見ることが必要であることから、本条例の第1条の一部と施行年月日を平成25年10月1日とするものです。

以下、修正案を朗読し、提案理由の説明といたします。

平成25年6月19日、上富良野町議会議長、西村昭教育様。

発議者、上富良野町議会議員、岡本康裕、徳武良弘。

議案第8号上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例に対する修正案の提出について。

上記の修正案を別紙のとおり、会議規則第17条の規定により提出いたします。

別紙をごらんください。

議案第8号上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例に対する修正案。

議案第8号上富良野町職員の給与の臨時特例に関する条例の一部を次のように修正する。

記。

第1条中「平成25年7月1日」を「平成25年10月1日」に改める。

附則中「平成25年7月1日」を「平成25年10月1日」に改める。

御審議賜り、御議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、12番岡本康裕君の修正動議についての説明を終了いたします。

これより、修正案に対する質疑を行います。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 何点かお伺いいたします。

なぜ10月1日に改めるのか、その点をお伺いしたいと思います。

最終的には、10月1日から削減を実施してもいいというような、ゴーサインということになるかというふうに思いますが、そういう意味では、どういう設定だったのか、もう一度確認したいと思いません。

確かに、交付税等の削減はどうか、あるいは近隣の自治体においても実施しないというような、そういう自治体もあるわけですから、そういう意味も含めて、何らはっきりしないような、今回の交付税等の見直しがあるかどうかかわからないような中で進められるという点に、非常に私、提案者も疑問を感じられているということで述べておりましたので、私、職員のこういったものについては、やはりきちんと、削減することなく保障して、それを確保すべきだという立場に立ちますので、この点、答弁願いたいと思います。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） 先ほどの修正案の提案理由にも申し上げましたとおり、今回、今、議員の質問、なぜ時期をとということなのですが、余りにも情報の少ない時期におけるの施行というのは時期尚早ではないかということをおも申し上げましたが、我々もアンテナを立てていろいろな情報を得ていますが、どうもはっきりしたところがないということで、7月ではなく10月にずらすという期間をもって、より多くの情報収集をしたらいいのではないかとということで10月1日とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 最終的に、町の条例に対しては、当面は、これは理解できないけれども、10月1日からだったら理解できるという、こういう解釈ということなのでしょうか、ここを確認しておきたいと思いません。

○議長（西村昭教君） 12番岡本康裕君。

○12番（岡本康裕君） そうですね、アンテナを高く上げて、さまざまところから情報をとり、また、これがいいのかどうかは別として、管内の他市町村等々を見ながら情報収集に努めて、そのときはまたそのときで、結果を出していくものかなと、こう考えております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論の順序は、原案賛成者、原案及び修正案の反対者、修正案賛成者という順番になります。

討論はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、討論を終了いたします。

これより、議案第8号を採決いたします。

まず、議案第8号に対する岡本康裕君以下1名の提出されました修正案について採決をしたいと思っております。

賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 賛成多数で、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決された部分を除く原案について、起立により採決をいたしたいと思っております。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村昭教君) 起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長(西村昭教君) 日程第11 議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(北向一博君) ただいま上程いただきました、議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の要旨について御説明申し上げます。

この改正は、北海道が作成している道州制に向けた、道から市町村への事務権限移譲方式に基づき、現在、北海道が事務を担っているもののうち重点推進権限の指定をされている都市計画法に基づく開発行為等に関する事務及び屋外広告物法に基づく屋外広告物の許認可等に関する2件の事務権限について、平成25年10月1日から移譲を受けることになることから、事務処理に伴う役務について、申請者の負担として徴収する手数料を定めるものであります。

手数料の設定においては、北海道の設定方法を参照するとともに、既に権限移譲を受けている市町村の実態を参考にした上で算定しております。

まず、開発行為等に関する事務については、北海道及び他の移譲市町村の実態から、人権費と物件費を積み上げたフルコスト方式をとり、現地確認等に

係る実費としては、往復10キロ分の公用車燃料代を算定しております。

また、屋外広告物に関する事務については、広告効果の公益性や市町村境界を越えた連続的な表示、設置を重要な要素として勘案し、他の移譲市町村と同じく、北海道の広告物種別区分及び金額を同様、同額に設定するものです。

以下、議案を朗読しますが、種別、行為、規模、金額は、御高覧いただくものとして割愛させていただき、項目名のみを申し上げます。

議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例。

上富良野町手数料条例(平成12年上富良野町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中、末尾の第52項、その他の証明手数料を第59項に繰り下げ、開発行為事務に係るものとして、新たな第52項に開発行為許可手数料、ページをめくりまして、第53項に開発行為変更許可手数料、さらに、もう1枚めくりまして、第54項に用途地域の定められていない土地の区域内における建築物建築特例許可申請手数料、第55項に予定建築物等以外の建築等許可申請手数料、第56項に開発許可地位承継承認申請手数料、第57項に開発登録簿の写しの交付手数料の6項を追加するものです。

さらに、この後ろに、第58号として、屋外広告物に関する事務をあわせて追加するものであります。

末尾、附則部分に施行日が、平成25年10月1日から施行する旨、記載してございます。

以上、議案第9号上富良野町手数料条例の一部を改正する条例の御説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第9号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号

◎日程第13 議案第11号

○議長（西村昭教君） 日程第12 議案第10号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第13 議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田中利幸君） ただいま一括上程いただきました議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを、提案の要旨を一括して御説明申し上げます。

本件は、北空知圏学校給食組合が新たに加入することにより、組合規約の変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、組合組織団体の議決を求めるため、本議案を提出するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

平成25年6月18日提出、上富良野町長、向山富夫。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1中「空知総合振興局（34）」を「空知総合振興局（35）」に改め、「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

別表第2第9項中「空知中部広域連合」の次に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に移ります。

議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

平成25年6月18日提出、上富良野町長、向山富夫。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1に「北空知圏学校給食組合」を加える。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第10号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第12号

○議長（西村昭教君） 日程第14 議案第12号 上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第12号上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件について、提案の要旨を御説明いたします。

現在稼働中の浄化センター3系列の処理施設のうち初期稼働の2系列は、供用から20年を超えるに当たって、老朽化の激しい部分について、長寿命化を基本とした年次計画により改築更新を継続実施中ですが、このたび平成25年度、平成26年度の

2カ年分施工に係るものについて上程するものであります。

地方自治法施行令第167条の2第1項が適用される国または地方公共団体と同等の地方共同法人日本下水道事業団との契約に該当するため、随意契約によるものであり、さらに、本年度当初予算において設定している平成25年度から26年度の債務負担行為に基づくものとなっております。

なお、契約の内容が地方公共団体の業務の代行、支援であるということから、委任契約の性質を基本にしなが、公的団体間の取り決めとしての協定という形式がとられております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第12号上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定締結の件。

上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野町公共下水道根幹的施設の建設工事委託。

2、建設の場所、上富良野町基線北24号983番地2。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、2億300万円。

5、契約の相手方、東京都新宿区四谷3丁目3番1号、日本下水道事業団、代表者、理事長、谷戸善彦。

6、契約締結年度、平成25年度。

7、支払いの方法、予算の範囲内において、年度資金計画による。

8、完成の期限、平成27年3月31日。

以上でございます。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第13号

○議長（西村昭教君） 日程第15 議案第13号上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約変更の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました、議案第13号上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約変更の件について御説明いたします。

当該工事は、北海道の工事予定価格積算において、平成25年4月14日以前の契約については、改訂前の旧労務単価に基づく措置をとったため、北海道工事単価表を準用している本町においても同様に、旧予定価格により入札を執行し、4月8日、臨時議会において議決を経て契約したものであります。

しかし、大幅に見直された労務単価改定分を平成25年4月1日に遡及して適用できるよう、国が推進する特例措置をとったため、本町においても北海道や近隣市町村と同様に対応することとして、請負契約者の高組・アラタ工業特定共同企業体の申し出に対応して、新単価により再積算した工事価格に当初落札率95.87%を乗じた額に変更する内容となっております。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第13号上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約変更の件。

上富良野小学校改築工事（仮設校舎建設工事及び校舎解体工事）請負契約の締結（平成25年4月8日議決を経た議案第4号に係るもの）を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

変更事項、契約金額、変更前9,618万円、変更後9,813万3,000円。この増額分は、195万3,000円となっております。

以上で説明を終わります。

御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号から

◎日程第19 議案第17号まで

○議長（西村昭教君） 日程第16 議案第14号上富良野小学校改築工事（建築主体工事）請負契約締結の件、日程第17 議案第15号上富良野小学校改築工事（衛生設備工事）請負契約締結の件、日程第18 議案第16号上富良野小学校改築工事（地中熱設備及び空調設備工事）請負契約締結の件、日程第19 議案第17号上富良野小学校改築工事（電気設備工事）請負契約締結の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま一括上程いただきました議案第14号、第15号、第16号、第17号の上富良野小学校改築工事の4工種に係る請負契約の締結の件について、内容を御説明いたします。

当該工事は、平成24年度予算の繰越明許費と平成25年度、26年度の債務負担行為に基づき、体育館を除く全校舎について、体育館接続通路を含む鉄筋コンクリート造3階建て6,508.79平方メートルの建設工事について、二線校舎、三線校舎の解体工事を含めて請負契約を締結しようとするものであります。

さきの議案第13号で契約変更の議決をいただいた、現在施工中の仮設校舎建設工事及び校舎解体工事に引き続き、建築本体の工事を、建築主体工事、衛生設備工事、地中熱設備及び空調設備工事、電気設備工事の4工種区分で施工するため、入札につきましては、郵送方式、事後審査型一般競争入札による旨を平成25年5月20日に公示し、6月12日に開札を執行しております。

建築主体工事については、新校舎建設後に現在使用中の二線、三線校舎の解体工事を含んでおり、北海道に本店を有する経営事項審査結果通知書総合評定値が1,000点以上の代表者と、上川管内に本店を有する評定値800点以上の建築一式工事業業者2社または3社による特定共同企業体を参加対象

とするほか、特定共同企業体の代表者は、北海道において、過去10年間に官公庁が発注した建設工事で2,000平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の建築物を元請として施工し、完了した実績を有することを条件としました。

衛生設備工事、地中熱設備及び空調設備工事、電気設備工事の3工種につきましては、上川管内に本店を有する評定値が800点以上の同一工種2社または3社による特定共同企業体を参加対象とし、企業体の代表者は、北海道において、過去10年間に官公庁が発注した衛生設備工事と空調設備工事では5,000万円以上、電気設備工事では3,000万円以上の元請として施工し、完了した実績を有することを条件といたしました。

最近の報道にもありますように、応札者がなく不調に至ることを心配いたしましたでしたが、結果として、入札状況は、建築主体工事が6企業体、衛生設備工事が3企業体、地中熱設備及び空調設備工事が4企業体、電気設備工事が5企業体で、予定価格を下回る入札者がなかった衛生設備工事を除く3工種については、有効な最低金額入札者について、資格審査の結果、適正と認められたため、落札者として決定、また、衛生設備工事については、郵送入札という性質上、入札不調として終了し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づく不落随契の事務に移行し、日を改めた6月14日に、資格審査の結果、適正と認められた郵便入札、同一3企業体による見積もり合わせを行い、今般上程のとおり、4工種の契約内容となっております。

工事予定価格を非公表としているため、工種別落札率の提示は控えさせていただき、参考までに総体の落札率を申し上げますと、合計落札額は16億2,804万円、落札率97.34%となっております。

以下、4議案を朗読し、提案いたします。

議案第14号上富良野小学校改築工事（建築主体工事）請負契約締結の件。

上富良野小学校改築工事（建築主体工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野小学校改築工事（建築主体工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、11億9,805万円。

4、契約の相手方、荒井・アラタ・高橋特定共同企業体。代表者、旭川市4条西2丁目、荒井建設株式会社代表取締役社長、荒井保明。構成員、空知郡

上富良野町北町2丁目、株式会社アラタ工業代表取締役、荒田政一。構成員、空知郡上富良野町錦町1丁目1番20号、高橋建設株式会社代表取締役、北川昭雄。

5、工期、契約の日から平成26年10月17日。

続きまして、議案第15号に参ります。

議案第15号上富良野小学校改築工事（衛生設備工事）請負契約締結の件。

上富良野小学校改築工事（衛生設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野小学校改築工事（衛生設備工事）。

2、契約の方法、随意契約による。

3、契約金額、6,195万円。

4、契約の相手方、大洋・西塚特定共同企業体。

代表者、旭川市東3条5丁目2番7号、大洋設備株式会社代表取締役、松本康洋。構成員、空知郡上富良野町北町1丁目4番10、株式会社西塚清掃社代表取締役、西塚邦夫。

5、工期、契約の日から平成26年7月4日。

続いて、16号に参ります。

議案第16号上富良野小学校改築工事（地中熱設備及び空調設備工事）請負契約締結の件。

上富良野小学校改築工事（地中熱設備及び空調設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野小学校改築工事（地中熱設備及び空調設備工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、3億3,054万円。

4、契約の相手方、有我・開成特定共同企業体。

代表者、空知郡上富良野町中町3丁目2番1号、株式会社有我工業所代表取締役、有我充人。構成員、旭川市新星町4番地2、開成設備株式会社代表取締役、川口新。

5、工期、契約の日から平成26年7月4日。

17号へ参ります。

議案第17号上富良野小学校改築工事（電気設備工事）請負契約締結の件。

上富良野小学校改築工事（電気設備工事）の請負契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2

条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的、上富良野小学校改築工事（電気設備工事）。

2、契約の方法、一般競争入札による。

3、契約金額、1億1,890万2,000円。

4、契約の相手方、東邦・西山特定共同企業体。

代表者、富良野市花園町1番5号、東邦電設株式会社富良野営業所取締役所長、高橋利明。構成員、上川郡東神楽町北3条東2丁目1番1号、西山電設株式会社代表取締役、西山真。

5、工期、契約の日から平成26年7月4日。

以上、4議案まとめて上程、説明いたしました。御審議賜りまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ちょっと心配事があるので質問したいのですが、17号にかかわります、いわゆる電気設備工事のところで、上富良野小学校自体が、建築の最大の目的は学校なのですが、それに付随しまして、災害時の緊急の避難所にもホールがなるという、その目的も持っておりますが、ちょっと心配というか懸念されるところなのですが、万が一そういった大規模災害が生じた際に、多分、あつてはならないことだと思うのですが、そういった場合の例えば不備が起きた場合に、このように町内の業者が入っていないくて、何か緊急の措置が起きたときというのは、そういったケアというか、修繕といたしましうか、そういったものは全く問題ないのでしょうか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 5番金子議員の御質問にお答えいたします。

實際上、同様に、町内の業者が入らない工事、特に設備の部分についても結構ございます。その辺は、施工後、維持管理業務、その機能を維持するために、電気設備でしたら電気設備にかかわる保安条件をクリアするための定期的委託点検が行われます。その辺で対応できること、それから、修繕にかかわる建設後の当面の部分、地元の電気業者と何らかのつながりを持って、簡便なものは対応できるというような形をつくるようです。その辺で、今までは問題は生じてございません。

以上です。

○議長（西村昭教君） 5番金子益三君。

○5番（金子益三君） 基本的に、そういったアフ

ターケアの面であったりとか、それから、万が一の不測の事態に備えるということは当然のことなのですけれども、もともと、そういった防災の観点も備えているというのであれば、例えばその部分を分けてやるのかということ、物理的には難しかったのですか。ちょっと教えてください。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 特に電気設備と空調も含まれてくるわけです。

上富良野小学校は、中核的な避難施設ということで、社会教育総合センター、それから「かみん」なんかも含めてですけれども、大きな収容能力を持っておりまして、非常時のための水の貯留とか、今回、古い施設に新設する緊急時の発電装置とかいうものは、当初の段階で、文部省その他のいろいろな災害機能を持った設計となって全て組み込まれてございますので、その辺は一定のレベルでクリアできるかなと思っております。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

○5番（金子益三君） そうやって聞いていないよ。分けてやることは可能ではなかったのですかということをお聞きしたのです。分離発注ということではできないのですかということをお聞きしたのです。

○建設水道課長（北向一博君） この工事、要は4工種区分で分けてはいたのですけれども、電気をさらに、これを分けてしまうということについては、一体工事、施工する上で、建築主体工事側で全体工事工程管理をしていただくのですけれども、そこに二つの業者が、途中まで電線が来て、そこから違う業者がつなぐとか、建築の躯体に配線用の穴を、組み込みの際に、先に穴をあけてやってしまうのですけれども、そこら辺の統一的な施工が非常に混乱を起こすということで、この電気設備工事については、検討したけれども分離できなかったという結論にあります。

以上です。

○議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番米沢義英君。

○4番（米沢義英君） 1点伺いたいと思いますが、この工事に至っては、完成後の瑕疵担保という規定の中で、万が一ふぐあいが出てきた場合等における、それがきちんと保証されるということになっておりますが、今回の契約の中では、この4本に至っては、特約事項という形で結んだというのではないのでしょうか。

比較的、数年たって、そういった壊れだとかゆがみだとかが出てくるという感じの施設もあるかというふうにも感じられます。万が一に備えて、そういう場合、きちんとした特約事項を結んでおけば、そ

れなりの対応もできるのかなというふうに思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（西村昭教君） 建設水道課長、答弁。

○建設水道課長（北向一博君） 4番米沢議員の御質問にお答えいたします。

この契約、全て5,000万円を超える大きな工事でありまして、特に建築主体工事に至りましては、15億円を超える工事。非常に、町ではここ数年やっていない大きな工事になってございます。

当然、こういう大きな工事になりますと、工種ごとのすり合わせとか、いろいろな部分で、ふぐあいといいますか、結果、思うようにいかなかったというような部分が生じることかと思っておりますけれども、通常の契約におきまして、瑕疵担保条項というのがございまして、1年以内に支障があれば、それを責任を持って改善するという条項、これは、責任関係が特定されるという条件がございまして、自然災害で地盤が沈下したとか、そういう外部要因の場合を除いて復旧できる形になっております。

通常の契約となっております、特にこの建設工事に当たって、特約条項を今回は設けてございません。

以上です。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、議案第14号上富良野小学校改築工事（建築主体工事）請負契約締結の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号上富良野小学校改築工事（衛生設備工事）請負契約締結の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号上富良野小学校改築工事（地中熱設備及び空調設備工事）請負契約締結の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。
次に、議案第17号上富良野小学校改築工事(電気設備工事)請負契約締結の件を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第18号

○議長(西村昭教君) 日程第20 議案第18号畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)委託契約締結の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(松田宏二君) ただいま上程されました議案第18号畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)委託契約締結の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業につきましては、平成25年度から28年度までの4年間で実施を予定しております。

この中で、事業区分の基本施設整備事業として整備いたします受益者の土地に係る草地改良ですとか造成事業などにつきまして、国の実施要綱に基づきまして、公益財団法人北海道農業公社との間において委託契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき上程するものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第18号畜産担い手育成総合整備事業(再編整備事業)委託契約締結の件。

畜産担い手育成総合整備事業により実施する事業の委託契約を次により締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、契約の目的、畜産担い手育成総合整備事業。
- 2、契約の方法、随意契約による。
- 3、契約金額、8,430万2,000円。
- 4、契約の相手方、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長、富樫秀文。
- 5、契約期間、契約の日から平成29年3月31日。

以上で説明といたします。

御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

◎日程第21 議案第19号

○議長(西村昭教君) 日程第21 議案第19号財産の取得及び処分の件(畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設)を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長(松田宏二君) ただいま上程されました議案第19号財産の取得及び処分の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

畜産担い手育成総合整備事業につきましては、平成25年から28年までの4年間で実施を予定しております。

事業区分の利用施設整備事業で整備いたします畜舎や浄化槽などの施設につきまして、国の実施要綱に基づきまして公益財団法人北海道農業公社との間において譲渡契約を締結し、整備した施設を同公社から町が取得するとともに、町から受益者である事業参加者に譲渡するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき上程するものであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第19号財産の取得及び処分の件。

畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設を次により取得及び処分するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

- 1、取得及び処分の目的、畜産担い手育成総合整備事業により設置する施設。
- 2、取得及び処分の方法、譲渡契約による。
- 3、取得予定金額、5,108万4,000円。
- 4、処分予定金額、5,108万4,000円。
- 5、取得の相手方、札幌市中央区北5条西6丁目

1番地23、公益財団法人北海道農業公社理事長、富樫秀文。

6、処分の相手方、畜産担い手育成総合整備事業による事業参加者。

7、取得及び処分の期間、契約の日から平成29年3月31日。

以上で説明といたします。御審議いただき、御議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） 私、いつもこれ、わからないのですけれども、単純なことですけれども、参加事業者が何名なのか、また、何平米のどのような施設がどうなのかを教えてくださいと思います。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） ただいまの13番長谷川議員の御質問にお答えいたします。

この事業参加者の数につきましては、上富良野の酪農の11戸の方が参加者であります。

事業の内容につきましては、先ほど御説明申し上げましたけれども、土地にかかわる部分の草地整備ですとか、あるいは造成というようなこととなります。

あと、譲渡に関係するほうの今度は施設の関係ですけれども、実質、汚水防止のための汚水浄化槽ですとか、あとは先ほど触れました畜舎を今、その事業者、11戸の中の方のうち、現在2戸の方がそのような施設の整備も予定していると、そのような内容になってございます。

以上であります。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。再質問ありますか。

13番長谷川徳行君。

○13番（長谷川徳行君） それで、受益者というのですか、やった人たちの支払いとか何とかはどういうぐあいになっているのですか。

○議長（西村昭教君） 産業振興課長、答弁。

○産業振興課長（松田宏二君） 13番長谷川議員の御質問にお答えしたいと思います。

受益者の負担すべき額につきましては、7,270万円ほどの金額を予定してございます。

それと、これらにつきましては、若干触れさせていただきましたけれども、この事業につきましては、平成25年度開始ということで、既に当初予算の段階でそのような事業の御説明をさせていただいていたかと思っておりますけれども、そういった中で、受

益者から分担金として、先ほど申し上げました金額を町が受けて、公社のほうにお支払いするというようなことでなっております。

内容的にはそのようなことであります。

よろしく申し上げます。

○議長（西村昭教君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号

○議長（西村昭教君） 日程第22 議案第20号 財産取得の件（ロータリ除雪車）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました議案第20号財産取得の件（ロータリ除雪車）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

現在のロータリ除雪車につきましては、当時の建設省、現在の国土交通省に当たりますけれども、が所管する積寒事業により、平成9年度に導入したもので、使用年数も既に16年を経過して、老朽化に伴い、維持費用が増嵩しているため、今回、特定防衛施設周辺整備調整交付金を受け更新するものです。

ロータリ除雪車の概要につきましては、除雪幅2.2メートル、最大除雪量1時間当たり2,300トン、装置幅2.6メートル、オーガシャープinless、これは、オーガという回転翼が壊れるのを防ぐため、シャープinというピンがついているのですけれども、それが無い形、油圧で制御する形ということです。それから、後輪はダブルタイヤつきのもので、現在使用している車種よりも性能をアップしたものです。

購入に当たりましては、北海道内で納入実績のあります3社を指名いたしまして、6月17日に入札の結果、北海道川重建機株式会社旭川支店が3,390万円で落札し、消費税を加算いたしまして、本議案の3,559万5,000円となっております。

参考までに、2番札は、北海道重建機工株式会社の3,410万円でした。

以下、朗読をもって説明いたします。

議案第20号財産取得の件。

ロータリ除雪車を次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、ロータリ除雪車。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、3,559万5,000円。

4、取得の相手方、旭川市永山2条9丁目1-33、北海道川重建機株式会社旭川支店支店長、日野泰次。

5、納期、平成26年1月31日。

以上で説明を終わります。御審議賜りまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第20号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

◎日程第23 議案第21号

○議長（西村昭教君） 日程第23 議案第21号財産取得の件（教務用コンピュータ）を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

○教育振興課長（野崎孝信君） ただいま上程されました日程第23 議案第21号財産取得の件につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

このたび、各小中学校に設置の教務用コンピュータの基本ソフトのサポート期間が来年4月をもって終了するため、情報管理の万全を期するため、各小中学校に設置の教務用パソコン機器89台の更新を行うものであります。

この入札に当たりましては、町内業者を含む5社を指名し、6月17日に入札を行った結果、株式会社コダマが724万3,000円で落札し、これに

消費税を加え、本議案の760万5,150円の金額となったところであります。

参考までに、2番札は、株式会社ゆあさ、878万円であります。

以下、議案を朗読しまして、提案理由の説明いたします。

議案第21号財産取得の件。

教務用コンピュータを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

記。

1、取得の目的、教務用コンピュータ。

2、取得の方法、指名競争入札による。

3、取得金額、760万5,150円。

4、取得の相手方、富良野市朝日町4番19号、株式会社コダマ代表取締役、瀬川謙二郎。

5、納期、平成25年8月30日。

平成25年6月18日提出、上富良野町長、向山富夫。

以上であります。

御審議いただき、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第21号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案どおり可決されました。

◎日程第24 発議案第1号

○議長（西村昭教君） 日程第24 発議案第1号議員派遣の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

5番金子益三君。

○5番（金子益三君） ただいま上程いただきました日程第24 発議案第1号議員派遣の件につきまして、内容を朗読いたしまして、その趣旨を説明いたします。

発議案第1号議員派遣の件。

上記議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年6月19日提出。

提出者、上富良野町議会議員、金子益三。賛成者、上富良野町議会議員、今村辰義、同じく佐川典子。

議員派遣の件。

次のとおり、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣する。記。

1、北海道町村議会議長主催の議員研修会及び先進事例調査。

(1) 目的、分権時代に対応した議会議員の資質向上に資するため。

(2) 派遣場所、札幌市。

(3) 期間、平成25年6月27日から6月28日、2日間。

(4) 派遣議員、全議員14名。

以上、御審議賜りまして、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 発議案第2号

○議長(西村昭教君) 日程第25 発議案第2号 不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

1 番佐川典子君。

○1 番(佐川典子君) ただいま上程されました発議案第2号について、朗読をもって説明とさせていただきます。

不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年6月19日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、佐川典子。賛成者、同、今村辰義。

不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書。

平成20年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」が示され、とりわけ過疎地に関する財政措置の充実が盛り込まれた。

その中に、不採算地区病院の1病棟当たりの特別交付税措置額が増額となり、地域の病院経営に配慮された内容となっているが、一方では、地域要件として「直近の一般病院まで移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在すること」や「直近の国勢調査における人口集中地区以外の区域に所在すること」の要件が新設されたことにより、今まで特別交付税措置の対象となっていた病院が対象外となる見込みとなった。

その対象外となる病院の経営への影響を考慮し、平成21年12月の特別交付税に関する省令の改正において激変緩和措置が講じられているが、その激変緩和措置が平成25年度で終了することとなる。

当町の上富良野町立病院は、地域要件の改正前までは特別交付税措置の対象となっていたが、新設された地域要件により特別交付税措置の対象外になることになり、この激変緩和措置が適用されている。

地域にとっては中核となる病院であり、町民の命と安心を守るためになくてはならない病院である。

もとより、上富良野町立病院は、日ごろから最大限の経営改善に努めているが、この激変緩和措置の終了は、病院経営にはかり知れない影響を与えることになる。

よって、国におかれては、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税について、次の措置が講じられるよう強く要望する。

記。

1、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税措置について、病院経営への影響を考慮し、特別交付税措置の地域要件を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月19日、上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣。

裏面をお願いします。

似たような内容ではございますが、宛先が違いますので、再度読ませていただきます。

不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税の見直しに関する意見書。

平成20年12月に「公立病院に関する財政措置の改正要綱」が示され、とりわけ過疎地に関する財政措置の充実が盛り込まれました。

その中に、不採算地区病院の1病棟当たりの特別交付税措置額が増額となり、地域の病院経営に配慮された内容となっておりますが、一方、地域要件に「直近の一般病院まで移動距離が15キロメートル以上となる位置に所在すること」や「直近の国勢調査における人口集中地区以外の区域に所在すること」の要件が新設されたことにより、今まで特別交付税措置の対象となっていた病院が対象外となる見込みとなりました。

その対象外となる病院の経営への影響を考慮し、平成21年12月の特別交付税に関する省令の改正において激変緩和措置が講じられておりますが、その激変緩和措置が平成25年度で終了することとなります。

当町の上富良野町立病院は、地域要件の改正前までは特別交付税措置の対象となっておりますが、新設された地域要件により特別交付税措置の対象外になることになり、この激変緩和措置が適用されています。

地域にとっては中核となる病院であり、町民の命と安心を守るためになくしてはならない病院であります。

もとより、上富良野町立病院は、日ごろから最大限の経営改善に努めておりますが、この激変緩和措置の終了は、病院経営にはかり知れない影響を与えることとなります。

よって、道におかれましては、不採算地区病院の適用要件の改正に伴う特別交付税措置について、病院経営への影響を考慮し、特別交付税措置の地域要件を見直すよう国に対して働きかけをしていただきたく、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月19日、上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、北海道知事。

以上でございます。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 発議案第3号

○議長（西村昭教君） 日程第26 発議案第3号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程されました発議案第3号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見の件について、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第3号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年6月19日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。賛成者、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書。

北海道は、日本全体の約22%を占める広大な面積に540万人強の人口が分散して居住していることから、都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長い状況である。

最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も、以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいるが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかである。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療を初めとした生活全般やさまざまな経済活動をするに当たって、移動に要する時間がその範囲を大きく制限していることは見逃せない事実である。

札幌への日帰り通院などのケースはもちろん、各種イベント（コンサート、スポーツ大会、文化活動等）に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮が相当効果的であることは間違いないものとする。

こうしたことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは、観光客のみならず道民にとっても非常に重要な課題であり、加えて、空港を拠点として地域の活性化につなげていく

ことが今後求められてくるものとする。

また、道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりである。

一方、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、航空事務所、出張所、あるいは空港交通規制部における管制業務、施設の維持業務は、航空機の安全運行の一翼を担う業務である。

とりわけ札幌航空交通管制部は、北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全15空港から離発着する航空機への航空管制業務を行っているほか、全国4カ所に設置されている拠点官署の一つであり、積雪地域に立地している唯一の官署である。

また、札幌市に設置されていることから、道内出身者や、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官なども多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を行っているところである。

今般、国土交通省がそのような重要な機関を道内に代替機関を残すことなく廃止に向けて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員をふやすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省職員に接する機会が失われることにもなり、航空機の安全にとって決してプラスにはならないと考える。

また、将来、国土交通省職員を目指そうとする道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければ、その道を諦めるという選択をすることが十分考えられることから、雇用面において大きな損失となる可能性も出てくる。

これらの問題に対応し、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実が必要であることから、国及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記。

1、北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続させること。

2、広大な北海道の航空行政を充実させるために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月19日、北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大

臣、国土交通大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 発議案第4号

○議長（西村昭教君） 日程第27 発議案第4号 季節労働者対策強化を求める意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11 番今村辰義君。

○11番（今村辰義君） ただいま上程されました発議案第4号季節労働者対策強化を求める意見の件につきまして、朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第4号季節労働者対策強化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

平成25年6月19日提出、上富良野町議会議長、西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員、今村辰義。賛成者、同じく佐川典子。

裏面をごらんください。

季節労働者対策強化を求める意見書。

北海道の建設労働者は、冬期間失業を余儀なくされています。

現行の特例一時金は、暫定で40日分になっており、受給額の平均は19万円です。これで4カ月から5カ月間を過ぎさなくてはなりません。

また、近年は、仕事の減少により一層状況が悪化しています。また、稼働日数が足りなく、受給もされない労働者も少なくありません。

北海道が行った「平成22年度季節労働者実態調査」では、公的年金をかけていない人が15.3%もおり、免除・滞納者は32.6%もいます。健康保険も半数が年間を通じて国民健康保険で、うち2

6.2%が滞納しているなど、収入の少なさや不安定さが原因で社会保障制度から排除されています。

また、公共工事での「官製ワーキングプア」問題が顕在され、建設労働者の減少が問題になっております。建設業離れしている状況をとめて、魅力ある建設業に、そして技術の継承をしていけるよう早急な改善が求められています。

これらのことから、以下の事項について要望いたします。

記。

1、雇用保険法を改正して、短期特例一時金を「50日分」に戻し、一般の失業給付「90日分」との選択制にするようにしていただくこと。また、冬季援護制度を復活すること。

2、「公共サービス基本法」に基づき、指定管理者を含む公共サービス部門で働く労働者の適正な賃金・労働条件を確保して「官製ワーキングプア」をなくすこと。

発注した工事・維持管理業務などにおける労働者の賃金実態を調査し、公共工事積算単価や建築保全業務労務単価などを下回る場合は直ちに改善させること。

3、地域経済の下支えとなり、雇用効果の大きい生活密着型の公共事業の拡大をすること。

4、季節労働者の冬季失業に対する公的就労等、実効ある新たな制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月19日、北海道空知郡上富良野町議会議長、西村昭教。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣。

以上、御審議賜りまして、お認めくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） なければ、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 閉会中の継続調査申出の件

○議長（西村昭教君） 日程第28 閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

議会運営委員会並びに各常任委員会から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付の申し出の事件について、閉会中の継続調査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

◎閉 会 宣 告

○議長（西村昭教君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第2回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午後 3時00分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なることを証するため、ここに署名する。

平成25年6月19日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 谷 忠

署名議員 岩 崎 治 男